

向日市一般廃棄物処理基本計画
(案)

令和4年●月

向日市

— 目 次 —

第1部 序 論

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 適用範囲等	1
1) 計画の範囲	1
2) 計画対象廃棄物	2
3) 計画の期間	2
第3節 法体系等	2
1) 計画の位置付け	2
2) 関係法令等	4
3) 市の関連計画	6
第2章 地域の概要	8
第1節 市の概要	8
1) 位置	8
2) 沿革	9
第2節 自然条件	9
1) 地形	9
2) 水系	9
3) 気象	10
第3節 社会条件	10
1) 人口	10
2) 産業の動向	12
3) 土地利用	13
4) 道路・鉄道	13
5) 用途地域	14
第4節 地域環境の現状	16
1) 大気環境	16
2) 水環境	17
3) 騒音・振動	17

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状	19
第1節 ごみ処理の沿革	19

第2節 分別区分と処理フロー	20
1) 分別区分	20
2) 処理フロー	21
第3節 ごみ発生量の実績及びその性状	22
1) 種類別発生量	22
2) ごみの性状	24
第4節 ごみ処理の実績	25
1) 収集運搬	25
2) 拠点回収	26
3) 中間処理	27
4) 最終処分	27
第5節 ごみ処理体制	28
1) 運営・維持管理体制	28
2) ごみ処理経費	28
第6節 関連計画	28
1) 分別収集計画	28
2) 一般廃棄物処理実施計画	30
第2章 ごみ処理環境の動向	31
第1節 近隣市町村の動向	31
第2節 ごみ処理方法の動向	31
1) 収集運搬方法	31
2) 中間処理方法	31
3) 最終処分方法	31
第3章 ごみ発生量の見込み	32
第4章 現状と課題	33
第1節 現状	33
1) ごみ処理の実態	33
2) 家庭系ごみの排出実態	33
3) 事業系一般廃棄物の処理実態	33
4) 資源ごみの回収状況	34
5) 施設の状況	34
第2節 前計画における施策の実施状況等	37
1) 施策の実施状況	37
2) これまでの排出抑制に係る施策の成果と課題	42
第3節 課題	47
1) 排出抑制	47
2) 収集運搬	48

3) 中間処理	49
4) 最終処分	49
第5章 ごみ組成調査	50
第1節 調査の目的	50
第2節 調査内容	50
1) 調査内容	50
2) 調査場所	50
3) 調査対象	50
4) 調査日程	50
5) 調査対象量	50
6) 調査手順	50
7) 調査方法	51
第3節 調査結果	56
1) 家庭系ごみ	56
2) 事業系ごみ	62
3) 資源化可能量	67
第6章 ごみ処理の基本方針	68
第1節 基本理念	68
第2節 基本方針	68
第3節 数値目標	69
1) 減量化目標	69
2) 再生利用率目標	69
3) 最終処分量削減目標	70
第4節 ごみ処理量の見込み	71
第5節 将来の分別区分	72
1) 分別区分	72
2) 排出方法	72
第6節 適正処理に係る基本事項	72
1) 収集運搬計画	72
2) 中間処理計画	73
3) 最終処分計画	74
第7章 3R促進に係る施策	75
第1節 排出抑制策	75
第2節 その他ごみ処理に関し必要な事項	82
1) 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処方針	82
2) ポイ捨てごみ・不法投棄対策	84

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水の排出状況	85
第1節 生活排水処理の現状	85
1) 生活排水処理の沿革	85
2) 処理、処分体系	85
3) 人口等の実績	86
4) 生活排水処理の実績	86
5) 収集、運搬	88
6) 中間処理	88
7) 最終処分	90
8) 生活排水処理の課題抽出	90
第2節 生活排水の予測	91
1) 処理形態別人口の予測	91
2) 生活排水処理率の予測	91
3) し尿・汚泥等処理量の予測	92
第2章 生活排水の処理主体	93
第3章 生活排水処理の基本方針	94
第1節 生活排水処理の基本的な考え方	94
第2節 生活排水処理の目標	94
第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	96
1) 収集・運搬計画	96
2) 中間処理計画	97
3) 最終処分計画	99

<資料編>

資料1 目安とする再生利用量の目標について	資料- 1
資料2 ごみ発生量の見込み	資料- 2
資料3 生活排水処理形態別人口・処理量の見込み	資料- 8
資料4 用語解説	資料- 9

第1部 序論

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会経済活動により、私たちは物質的な豊かさを手に入れた一方で、環境への負荷が増大し、天然資源の枯渇や地球温暖化等、地球規模での環境問題を招き、今日では国際的にその解決を図ることが人類共通の課題となっています。

これらのことから、2015年9月に国連持続可能な開発サミットが開催され、2030年に向けた具体的行動指針である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が示されており、ごみ処理や生活排水処理にも関連しています。

国では、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」という。）の改正、各種リサイクル法の制定等、法整備が進められてきました。

これらの法体系のもと、3R（「発生抑制（Reduce：リデュース）」、「再使用（Reuse：リユース）」、「再生利用（Recycle：リサイクル）」）の推進や、中間処理施設における熱回収等、次世代に持続可能な循環型社会の形成に取り組んでいます。

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、向日市（以下、「本市」という。）が長期的・総合的視点に立って、循環型社会形成のための計画的なごみ及び生活排水の処理の推進を図るための基本方針として、ごみ及び生活排水の発生から収集運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めることを目的として策定するものです。

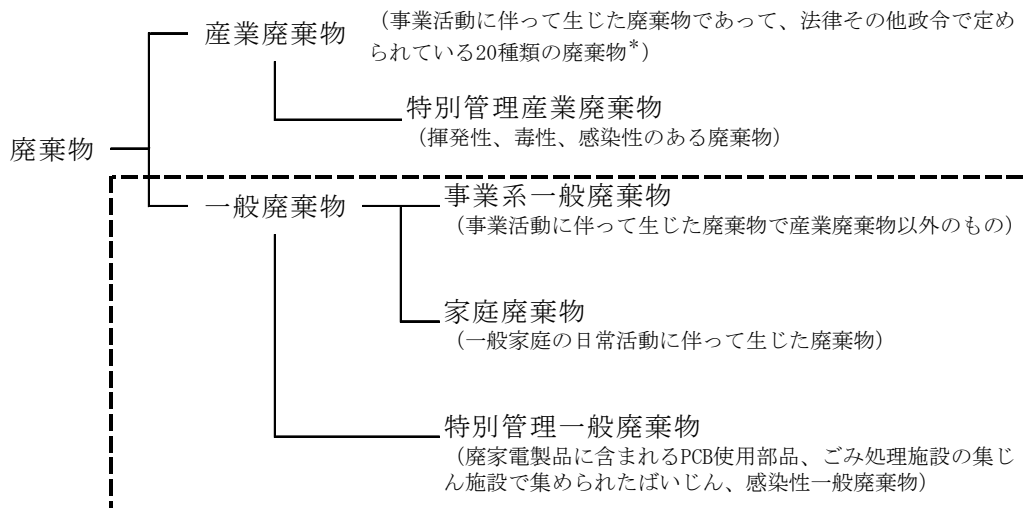
第2節 適用範囲等

1) 計画の範囲

行政区域全域とし、区域内から排出される一般廃棄物を対象とします。

2) 計画対象廃棄物

廃棄物は大きく分けて一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のものとして輸入された廃棄物のことを指します。廃棄物の区分を図1-1-1に示します。



*：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）

図1-1-1 廃棄物の区分

3) 計画の期間

令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年を計画期間とします。

なお、おおむね5年ごと、もしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

第3節 法体系等

1) 計画の位置付け

本計画は、「第2次ふるさと向日市創生計画」及び「新向日市環境基本計画」を基に、廃棄物行政における目標と計画を定め、その具体化の方針を示すものです。

なお、本計画は、廃棄物処理法に基づき策定される一般廃棄物処理計画のうち、市町村の一般廃棄物処理の基本方針となるものであり、本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）を策定します。

また、ごみの中間処理及び最終処分については、本市及び長岡京市・大山崎町（以下「関係市町」とします。）の2市1町で構成する乙訓環境衛生組合（以下「組合」とします。）で行っており、組合においては、関係市町の計画に基づく「一般廃棄物処理施設整備基本構想」を策定します。

計画の性格を図 1-1-2 に示します。

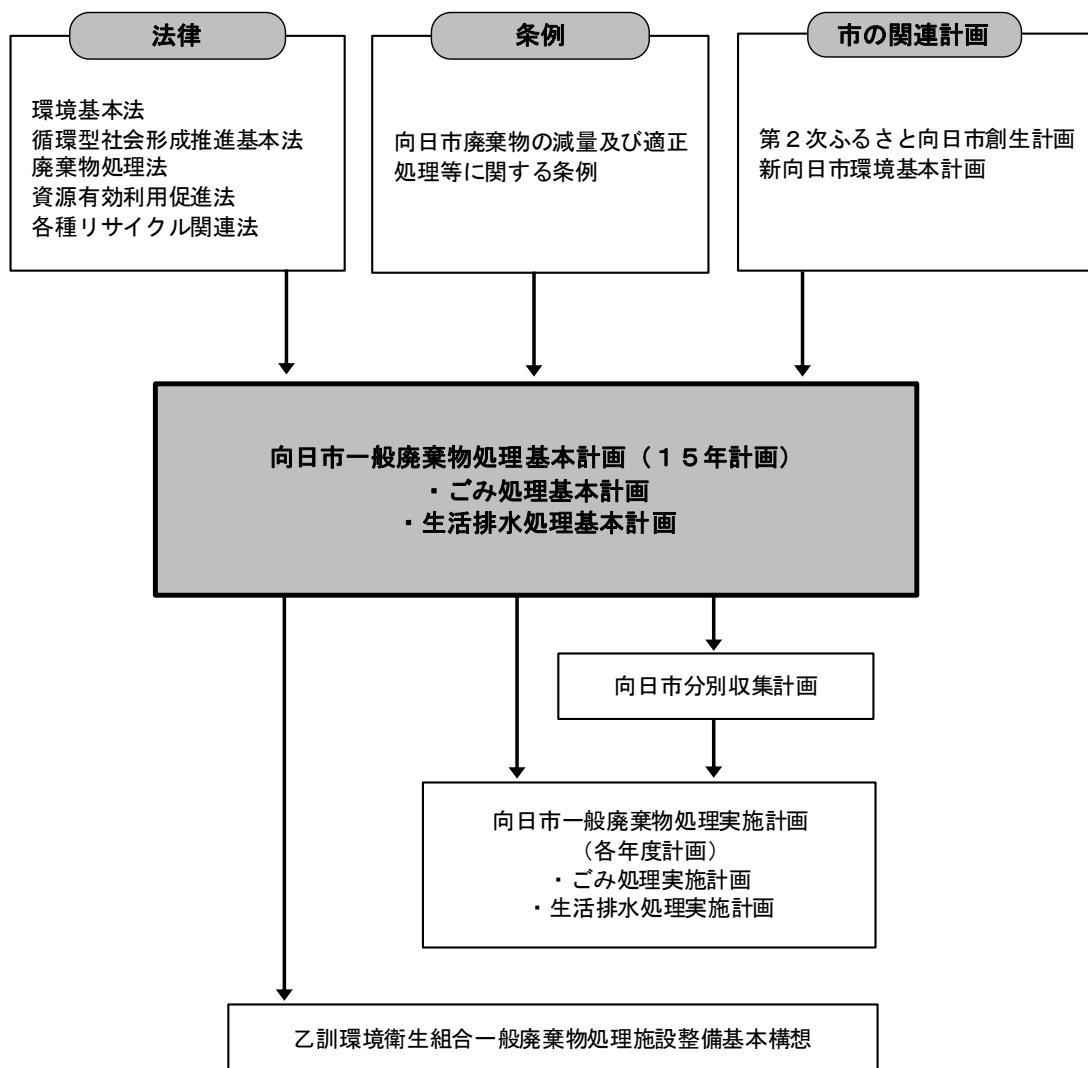


図 1-1-2 計画の性格

2) 関係法令等

(1) 国の関係法令等

廃棄物に関する法体系を整理すると図 1-1-3 に示すとおりです。

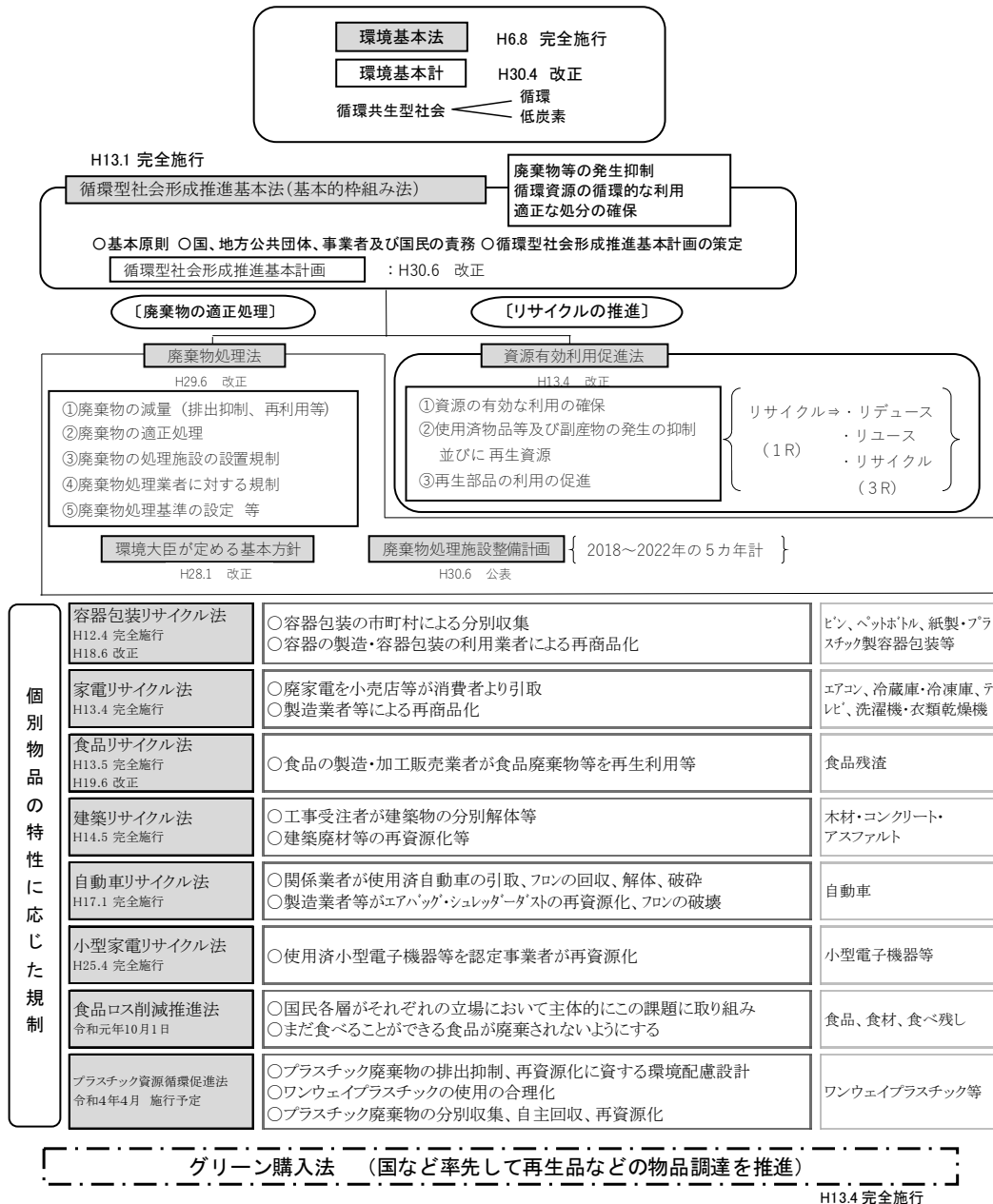


図 1-1-3 関係法令等

図 1-1-3 の中で示した廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき環境大臣が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下、「国の基本方針」という)」において、一般廃棄物の減量化の目標量(表 1-1-1)を定めるとともに、市町村の役割として以下の事項が述べられています。

国の基本方針における市町村の役割

- 環境教育・情報提供等による住民の自主的な取り組みの推進
- 一般廃棄物の適正な循環利用に努める
- 一般廃棄物処理に係るコストの分析及び情報提供
- 経済的インセンティブを利用した一般廃棄物の排出抑制や再使用・再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進

表 1-1-1 一般廃棄物の減量化等の目標量（国）

	排出量削減率 (資源ごみ等含む)	再利用量	最終処分量
現状(平成 24 年度)	—	約 21%	—
目標 (令和 2 年度)	約 12%削減	約 27%	約 14%削減

資料：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 1 月 環境省）

表 1-1-2 一般廃棄物の排出量の目標量（国）

区 分	目標年度	目標量
ごみ排出量(事業系・資源ごみ等含む)	2025 年度(令和 7 年度)	約 850g/人/日
家庭系ごみ排出量(資源ごみ等除く)		約 440g/人/日

資料：第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 環境省）

(2) 京都府の関係条例等

京都府では、京都府環境を守り育てる条例を制定しています。また、京都府環境基本計画、京都府循環型社会形成計画が策定されています。平成 28 年度には京都府循環型社会形成計画（第 2 期）の見直しされており、その中で以下に示す目標が設定されています。

表 1-1-3 一般廃棄物等の減量化目標（京都府）

	排出量 (万 t)	再生利用率 (%)	減量率 (%)	最終処分量 (万 t)
平成 27 年度(実績値)	84.3	15.6	71.4	11.0
令和 2 年度(目標値)	70.5	18.3	68.7	9.2
削減率	-16.4%	—	—	-16.4%

注) 減量率とは、排出された廃棄物が中間処理(焼却や脱水等)によって減量される比率。

資料：京都府循環型社会形成計画（第 2 期）（平成 28 年度 京都府）

(3) 向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年条例第13号）

この条例は、廃棄物の適正処理、減量及び循環的な利用に関し必要な事項を定め、循環型社会の形成を目指すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。この中で市、事業者、市民のそれぞれの責務を定めています。

(4) 乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成23年条例第7号）

この条例は、法令に定めるもののほか、組合における廃棄物の適正処理、減量及び循環的な利用に関し必要な事項を定め、循環型社会の形成を目指し、もって関係市町区域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。この中で組合、事業者、住民のそれぞれの責務を定めています。

3) 市の関連計画

将来計画のうち、本計画に関連する計画は以下に示すとおりです。

(1) 第2次ふるさと向日市創生計画

この計画は、社会情勢の変化にしなやかに対応しながら、貴重な地域資源や利便性といった本市の魅力を高め発信するとともに、将来にわたって誰もが安心・安全・健康に暮らし続けられる環境づくりに取り組むことで、本市をより一層発展させ、全ての市民が向日市のことを「ふるさと」だと思えるまちづくりを推進するため策定されています。

この計画は、本市が目指すべき方向性を示したまちづくりの上位計画と位置付けられています。

○策定時期 令和2年3月

○計画期間

2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度）

○施策の柱

1. 歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり
2. 人と暮らしに明るくやさしいまちづくり
3. 信頼と協働で市民の声が届くまちづくり

○ごみ排出量の目標

施策の柱「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」の中では、「施策分野6」の施策1として、「持続可能な循環型社会の実現」を掲げており、この中で家庭ごみの排出量（資源ごみ等を含む収集されるごみ量）について、以下のとおり目標値を設定しています。

家庭ごみ排出量目標：531g/日/人(H30) → 490g/日/人(R6)

(2) 新向日市環境基本計画

- 策定時期 平成24年10月
- 計画期間 平成24年度～おおむね平成33（令和3）年度
- 計画の目的

この計画は、向日市と向日市に暮らす市民・事業者等が環境保全に取り組んでいく上での共通の理念や目標、施策の方向を示すとともに、各主体の環境保全に向けた行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目的としています。

○目指すべき環境像

みんなが優しくすむまち — 『う・る・お・い』環境都市 むこう

○基本目標

目指すべき環境像を実現するため、本市の今後の環境保全施策を展開するにあたって、以下に示す6つの基本目標を定めています。

- ・生活環境の保全 ～ 公害のない健康に暮らせるまち
- ・都市環境の創造 ～ 緑あふれる美しいまち
- ・人と自然との共生 ～ 自然とふれあえるまち
- ・資源の循環的利用 ～ 環境への負荷が少ない資源循環型のまち
- ・地球環境の保全 ～ 地球の未来を大切にするまち
- ・環境保全への市民参画 ～ 環境保全行動を実践するまち

第2章 地域の概要

第1節 市の概要

1) 位置

本市は、近年大都市周辺の住宅都市として発展し、東西約2 km、南北約4 km、面積は7.72km²とコンパクトな都市であり、本市の北部、西部及び東部の三方を京都市に、南部は長岡京市に接し、大山崎町を経て大阪府に至ります。

地形は西部一帯に標高35メートルから80メートルの丘陵が南北に細長く横たわり竹林が広がっています。



図 1-2-1 位置図

2) 沿革

沿革は、以下に示すとおり、昭和 47 年に市制が施行され、現在に至っています。

表 1-2-2 本市の沿革

年月	沿革
明治 22 年 4 月	市制町村制の施行により、江戸時代以前の「向日町」と周辺の 5 か村が合併し、新たな「向日町」が誕生しました。
昭和 47 年 10 月	市制施行

第 2 節 自然条件

1) 地 形

地形は西部一帯が南北に細長く、標高 35～100m の丘陵地（西国風致地区）が横たわり、竹林に囲まれた清閑な地域です。

本市の中央部は、住宅が集中し、1 km²当たりの人口密度が 7,308 人（令和元年 10 月 1 日現在推計人口）と、京都府下最高の過密状態を示しています。

東部は、平坦で耕地や住宅地及び工業地域等があり、また交通網が集中し、東西 1.2km の間に、阪急電鉄京都線、JR 京都線、JR 東海道新幹線、国道 171 号線が通っています。

2) 水 系

市内には大きな河川はなく、西に小畑川が縦走し、大山崎町の南で淀川水系の桂川に合流しています。桂川は宇治川・木津川と合流して淀川となり、高槻市・枚方市・寝屋川市などを経て大阪平野を西南に流下し、大阪湾に注いでいます。

3) 気 象

本市の気候は表 1-2-3、図 1-2-2 に示すとおり気候はおおむね温和で、過ごしやすくなっていますが、盆地気候のため年較差は比較的大きくなっています。

表 1-2-3 気温と降雨量 [平成 26 年～30 年]

観測地点：乙訓消防組合消防本部

	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
平均気温	℃	16.9	16.6	16.8	15.7	16.5
最高気温	℃	40.9	39.1	37.8	37.1	39.4
最低気温	℃	-1.7	-1.2	-4.1	-2.5	-3.7
年間降雨量	mm	1,186.0	1,781.5	1,719.0	1,380.5	1,522.5

資料：「乙訓の統計」（令和元年版）京都府乙訓統計研究会

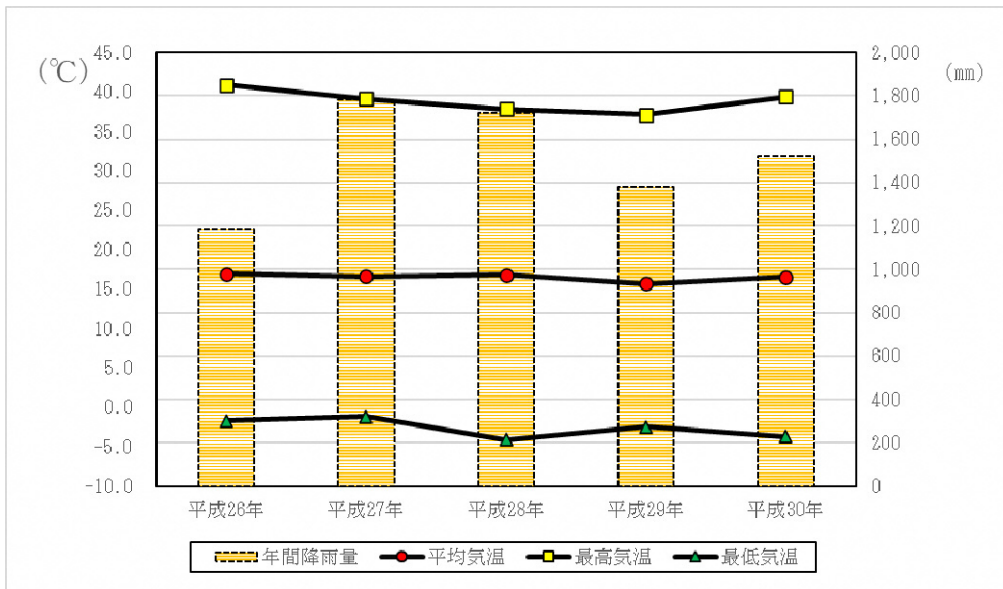


図 1-2-2 気温と降雨量 [平成 26 年～平成 30 年]

第 3 節 社会条件

1) 人 口

近年 10 年間（平成 22 年から令和元年）の人口（住民基本台帳（外人登録人口含む））の推移は表 1-2-4、図 1-2-3 に示すとおりであり、平成 26 年までは減少傾向でしたが、近年では増加傾向にあります。

表 1-2-4 人口の推移

		各年10月1日現在									
	単位	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
人 口	人	55,054	54,746	54,435	54,298	54,297	54,513	55,563	56,862	57,527	57,548

資料：「住民基本台帳」（外国人登録人口含む）

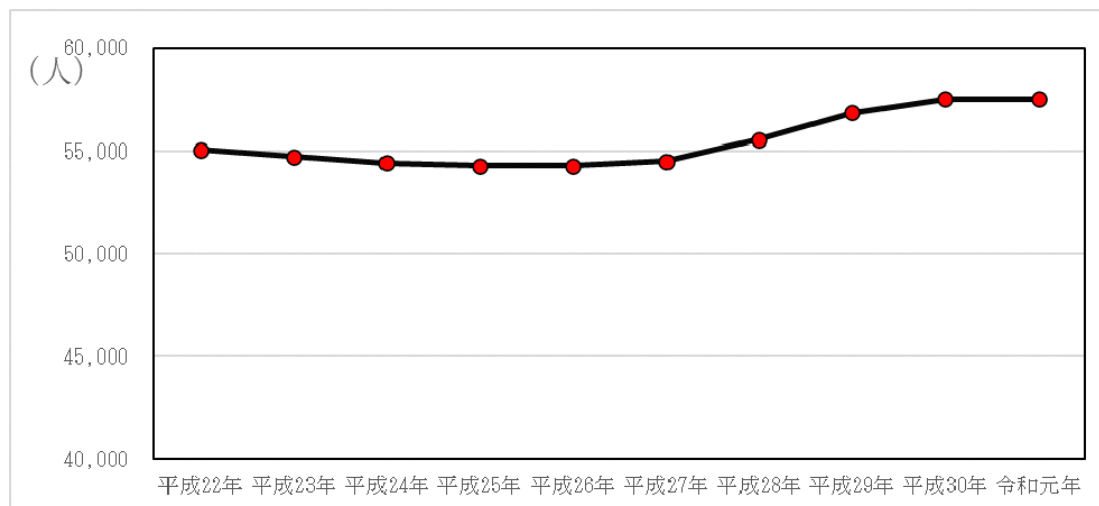


図 1-2-3 人口の推移

2) 産業の動向

平成28年の産業（大分類）構造は表1-2-5、図1-2-4に示すとおりであり、事業所数では、サービス業（30.8%）と卸売・小売業（23.0%）で全体の約5割を占め、次いで不動産・物品・賃貸業（10.6%）の順となっています。従業者数では、サービス業（25.9%）と卸売・小売業（23.7%）で全体の約5割を占め、次いで医療・福祉（15.8%）の順となっています。

表 1-2-5 産業（大分類）別事業所数及び従業者数

区 分	総 数	農林漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	サービス業 [※]	教育・学習支援業	医療・福祉	公 務	
		事業所数	1,798	2	-	172	146	-	52	399	17	214	567	90	139
従業者数(人)	14,377	12	-	858	2,044	-	1,248	3,744	165	523	3,387	563	1,833	-	
平成26年	事業所数	1,886	2	-	176	141	4	46	405	15	212	585	108	178	14
従業者数(人)	15,559	6	-	738	2,268	38	883	3,243	227	530	3,489	1,037	2,552	548	
平成28年	事業所数	1,790	1	-	171	131	1	48	412	17	190	552	93	174	-
従業者数(人)	14,110	4	-	735	1,950	6	934	3,343	217	425	3,653	607	2,236	-	

※学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業を含む。

資料：「向日市統計書」（平成29年版、令和元年版）

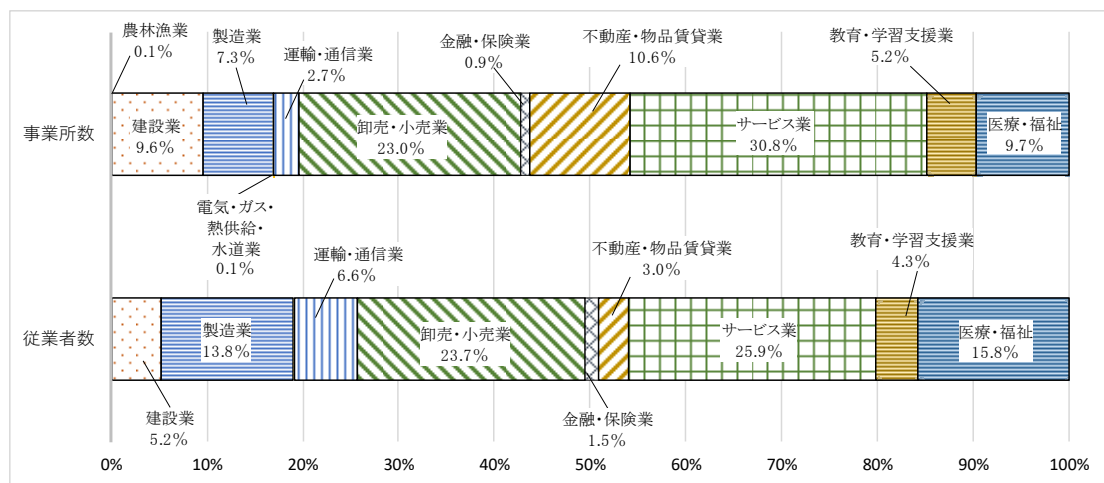


図 1-2-4 産業（大分類）別事業所数及び事業業者数の比率 [平成28年]

3) 土地利用

地目別土地利用面積は、表 1-2-6、図 1-2-5 に示すとおりであり、宅地が 55%、農地（田・畑）が約 28%、雑種地が約 14%、山林が約 4%の構成となっています。経年的にみると、宅地が増加傾向を示し、田及び山林は減少傾向を示しています。

表 1-2-6 地目別土地利用面積

(単位：千㎡)

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
平成28年	5,298	941	532	2,892	-	208	-	725
平成29年	5,292	932	534	2,901	-	206	-	719
平成30年	5,291	912	543	2,909	-	204	-	724

注) 課税の対象にならない土地を除く。

資料：「各年 京都府統計書」（京都府政策企画部企画統計課）

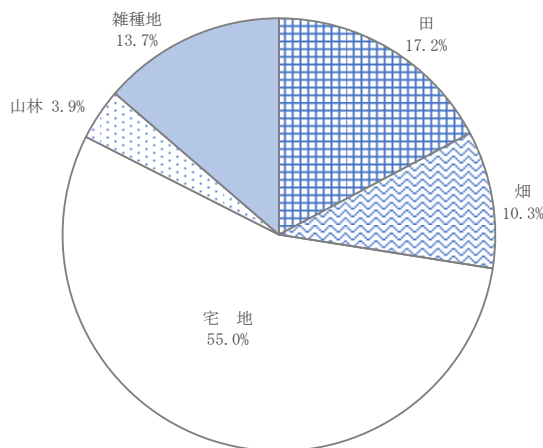


図 1-2-5 地目別土地面積の比率 [平成 30 年]

4) 道路・鉄道

(1) 道路

本市の道路は、表 1-2-7 に示すとおり国道 171 号をはじめとして、府道・市道あわせて総延長 138,059mとなっています。平成 31 年 4 月 1 日現在の舗装率は、国・府道は 100%、市道についても 97.0%とほとんどが舗装済となっています。

表 1-2-7 道路現況 [平成 31 年]

平成31年4月1日

道路延長 (m)				舗装率 (%)		
総延長	国道	府道	市道	国道	府道	市道
138,059	2,123	12,663	123,273	100.0	100.0	97.0

資料：「向日市統計」(令和元年版)

(2) 鉄 道

本市の鉄道は、表 1-2-8 に示すとおり J R 京都線と阪急電鉄京都線が併走し、大阪（梅田）に至っています。各駅の一日当たり乗降客数は、J R 向日町駅と阪急電鉄東向日駅がそれぞれ約 8 千人前後、阪急電鉄西向日駅が約 6 千人前後で推移しています。

表 1-2-8 鉄道駅乗降客数

(単位：人／日)

	J R	阪 急 電 鉄			
	向日町	東 向 日		西 向 日	
	乗客数	乗客数	降客数	乗客数	降客数
平成26年度	7,864	8,666	8,746	6,175	5,985
平成27年度	7,693	8,339	8,304	6,248	6,134
平成28年度	7,648	8,028	7,930	6,321	6,190
平成29年度	7,764	8,006	7,875	6,264	6,176
平成30年度	7,921	7,853	7,698	6,289	6,257

注) 年間乗客数(降客数)の1日あたりの平均である。

資料：「向日市統計書」(令和元年版)

5) 用途地域

本市の用途地域の指定状況は表 1-2-9、図 1-2-6 に示すとおりである。

本市は市域の全域が都市計画区域であり、行政区域全体の約 70%が市街化区域(551ha)となっており、その 70%以上が、第 1 種住居地域を中心とした住居系の用途地域指定になっています。

表 1-2-9 用途地域指定状況

(単位：ha)

	都市計画区域	市街化区域	用 途 地 域												市街化調整区域
			第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
面積	772	551	127.0	1.4	26.0	-	235.0	11.0	15.0	33.0	4.7	35.0	63.0	-	221
比率	100.0%	71.4%	53.8%						4.9%			12.7%			28.6%

資料：「向日市統計書」(令和元年版)

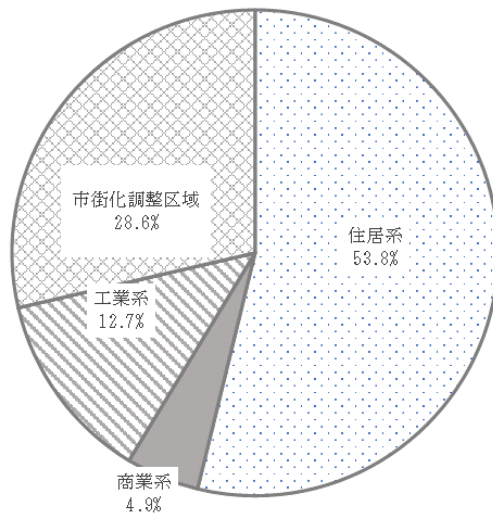


図 1-2-6 用途別面積の比率

第4節 地域環境の現状

1) 大気環境

向陽測定局における一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物（NO、NO₂、NO+NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（O_x）の令和元年度の測定結果は、表1-2-10に示すとおりとなっています。

表1-2-10 大気汚染常時監視測定結果（令和元年度）

○一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物（NO、NO₂、NO+NO₂）

測定局	一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)										窒素酸化物 (NO+NO ₂)							
	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂)
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
向陽	0.002	0.084	0.011	365	8,698	0.008	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	0.011	0.122	0.032	78.2

○浮遊粒子状物質（SPM）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均が0.10mg/m ³ を超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×無○)	(日)
向陽	363	8,721	0.012	0	0.0	0	0.0	0.067	0.032	○	0

○光化学オキシダント（O_x）

市町	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値		
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	時間数とその割合	日数とその割合	(時間)				
		(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)		
向日市	向陽	364	5,386	0.035	80	478	8.9	1	0.3	1	0.121	0.049

資料：「京都府環境白書 令和2年度版」

2) 水環境

付近の河川（大山崎町内4ヶ所）における令和元年度の公共用水域水質測定結果（pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数、全窒素、全燐）は、表1-2-11のとおりとなっています。

表1-2-11 公共用水域水質測定結果（令和元年度）

（単位：DO・BOD・COD・SS・全窒素・全燐はmg/ℓ、大腸菌群数はMPN/100mℓ）

水域名	河川名	地点名	類型	区分	令和元年度						
					pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	全窒素 (mg/ℓ)	全燐 (mg/ℓ)
小畑川 下流	小畑川	小畑橋	A	年平均	-	9.3	0.7*	2.2	28,000	0.75	0.034
				最大値	8.6	12.0	1.0	9.0	130,000	1.1	0.069
				最小値	6.5	7.3	<0.5	<1	330	0.28	0.015
桂川 下流	小泉川	新山崎橋	-	年平均	-	8.2	0.5	1.0	37,250	0.9	0.023
				最大値	8.5	10.0	0.6	1	110,000	1.1	0.040
				最小値	7.2	7.3	<0.5	<1	1,100	0.6	0.008
	七間堀川	桂川 流入前	-	年平均	-	7.1	1.3	1.5	280	8.1	0.82
				最大値	8.5	8.5	1.7	3	1,100	15.0	1.70
				最小値	7.1	5.8	0.9	<1	2.0	4.3	0.39
	桂川	三川 合流前	A	年平均	-	6.4	1.0	5.0	17,000	3.7	0.34
				最大値	8.3	7.2	2.4	7	33,000	5.0	0.42
				最小値	6.9	5.6	<0.5	3	1,100	2.6	0.23

*:75%値を示す。

注)環境基準(A類型)

pH(水素イオン濃度)

日間平均値 6.5以上8.5以下

DO(溶存酸素量)

日間平均値 7.5mg/ℓ以上

BOD(生物化学的酸素要求量)

日間平均値 2mg/ℓ以下

SS(浮遊物質)

日間平均値 25mg/ℓ以下

大腸菌群数

日間平均値 1,000MPN/100mℓ以下

資料:「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和2年12月 京都府)

3) 騒音・振動

道路に面する地域（自動車騒音）測定結果（平成30年）は表1-2-12に示すとおりであり、市内の2測定地点では環境基準を満足しています。新幹線については、市内にある2ヶ所の実態調査地点での測定結果は表1-2-13に示すとおりであり、騒音レベルで一部環境基準を超えている場合があります。

表1-2-12 道路に面する地域（自動車騒音）測定結果〔令和元年度〕

一連番号	道路名	測定地点	測定年月日		車線数	環境基準類型	近接空間特例	測定位置(m)		等価騒音レベル(dB)					
			開始	終了				車道端からの距離	地上からの高さ	昼間	対環境基準値	対要請限度	夜間	対環境基準値	対要請限度
73	府道向日町停車場線	向日市寺戸町	R2.2.13	R2.2.14	2	C	有	3	1.2	65	○	○	61	○	○
74	府道向日町停車場線	向日市寺戸町	R2.2.13	R2.2.14	2	C	有	1.6	1.2	65	○	○	59	○	○

資料:「京都府環境白書 令和2年度版」

表 1-2-13 新幹線鉄道騒音・振動実態調査結果〔令和元年〕

地点 番号	測定 年月日	測定地点 (線路最寄地点名)	用途地域 地域類型	平均列車 速度 (km/h)	構造物の種類		軌道の 種類	防音壁		騒音レベル(dB)			振動 レベル (dB)
					種類	構造物の 高さ(m)		種類	構造物から の高さ(m)	12.5m	25m	50m	
										値	値	値	
⑥	R1.10.8	向日市森本町東ノ口 (上り側)	調整区域 I	240	高架橋 (ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	改良型	2.9	74	70	65	59
⑦	R1.10.23	向日市森本町佃(下 り側)	工業II	241	高架橋 (ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	直壁型	2.0	75	74	67	62

環境基準(騒音)・・・I 70dB

II 75dB

指針値(振動)・・・70dB

資料:「京都府環境白書 令和2年度版」

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の沿革

本市では以下に示す区分変更を経て、燃えるごみに加え、資源物6区分（空缶、空ビン、ペットボトル、その他不燃物、その他プラスチック、有害ごみ）の収集を行い、平成21年度以降は、牛乳パックに加え、小型家電や廃食油の回収を開始しました。

昭和24年4月	ごみ収集開始
昭和53年12月	空缶・空ビン分別収集開始
昭和59年5月	使用済み乾電池分別収集開始
平成11年4月	ペットボトル分別収集開始
平成13年4月	その他プラスチック分別収集開始
平成14年4月	廃蛍光灯分別収集開始
平成21年6月	牛乳パック回収開始
平成28年4月	リネットジャパン㈱と提携し、小型家電（パソコン等）回収開始
平成28年6月	市役所にて廃食油24時間回収開始
平成28年6月	市役所にて資源物（空缶・空ビン・ペットボトル）の24時間回収開始
平成28年10月	市役所にて水銀含有廃棄物回収開始
平成28年11月	鶏冠井コミュニティセンターにて資源物（空缶・空ビン・ペットボトル）の24時間回収開始
平成29年11月	北部防災拠点にて資源物（空缶・空ビン・ペットボトル）の24時間回収開始
平成30年11月	上植野コミュニティセンターにて資源物（空缶・空ビン・ペットボトル）の24時間回収開始
令和2年6月	市役所に資源物回収ステーションを開設。これまでの空缶、空ビン、ペットボトルの24時間回収に加えて古紙回収開始。

また、昭和39年6月に関係市町で組合を構成し、ごみの中間処理及び最終処分を行っています。

第2節 分別区分と処理フロー

1) 分別区分

本市における分別区分は表 2-1-1 に示すとおりです（以下、収集を行うごみを「収集ごみ」、組合に直接搬入されるごみを「直接搬入ごみ」とします。）。なお、直接搬入ごみのほとんどが事業活動に伴い排出されるごみとなっています。

収集ごみの分別区分は、以下のとおりです。

表 2-1-1 分別区分

区分		品目	
収集ごみ	燃えるごみ	生ごみ、食用油、木切れ、紙おむつ、紙くず類、布・皮革類	
	資源物（分別）	空缶	空缶類全般（塗料、シンナー、オイル等の缶はその他不燃物）
		スプレー缶	スプレー缶、カセットボンベ（使いきって出す）
		空ビン	ビン類全般
		ペットボトル	飲料用、酒用、しょうゆ用
		その他不燃物	金属製品、電球（割れた蛍光灯）、植木鉢、陶器類、小型電化製品、金属キャップ
		その他プラスチック	レジ袋、ボトル類、トレイ・カップ類、キャップ類、発砲スチロール、バック類、ポリ袋、家庭から出るビニール・プラスチック製の容器包装材
		有害ごみ	蛍光灯、筒形乾電池
	粗大（大型）ごみ （おおむね50cm以上のもの）	再利用できない家具類、電化製品（※家電4品目を除く）	
側溝清掃汚泥			
収集しないごみ	処理困難物（タイヤ、バッテリー、ピアノ、コンクリート・ブロック・土砂等）、危険物（消火器、農薬等）、在宅医療にともなうごみ（注射器等の医療廃棄物、点滴バック）、事業系一般廃棄物		
メーカーによるリサイクル	エアコン・テレビ・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機（衣類乾燥機含む）、パソコン		

資料：2021年度ごみの出し方・分け方カレンダー（向日市環境経済部）

直接搬入ごみには「可燃ごみ」、「粗大ごみ」と「資源ごみ」があります。

また、市による拠点回収において「紙パック」、「廃食油」の資源回収をしており、パソコンや小型家電は認定事業者による宅配便回収をしています。

本市では、表 2-1-1 で整理した分別区分の名称を採用していますが、本計画では、以下に示す分別区分の名称に統一した表現で以後整理します。

表 2-1-2 分別区分名称

組合	向日市
可燃ごみ	燃えるごみ
資源ごみ	空缶
	空ビン
	ペットボトル
	その他不燃物
	その他プラスチック類
有害ごみ	蛍光灯
	筒型乾電池
粗大ごみ	粗大（大型）ごみ
側溝清掃汚泥	側溝清掃汚泥

2) 処理フロー

収集ごみには「可燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」と「側溝清掃汚泥」があります。

直接搬入ごみには「可燃ごみ」、「粗大ごみ」と「資源ごみ」があります。

これらのごみの処理フローは図 2-1-1 に示すとおりです。

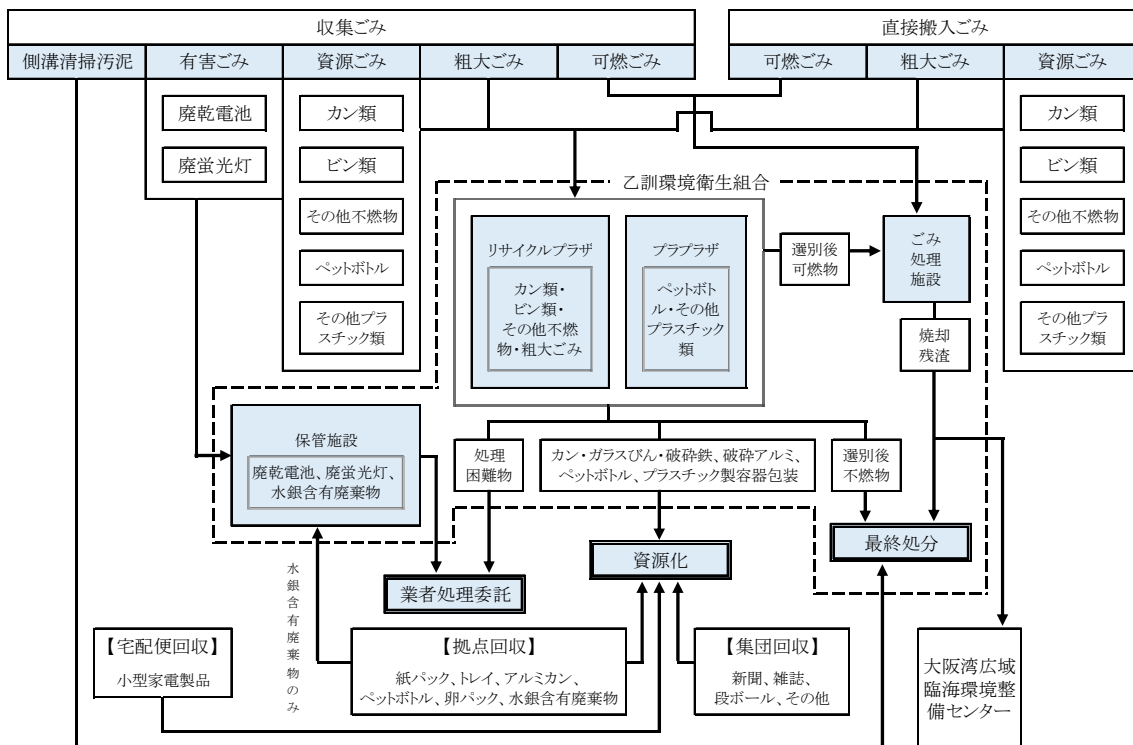


図 2-1-1 処理フロー

第3節 ごみ発生量の実績及びその性状

1) 種類別発生量

ごみ発生量は平成28年度まで減少傾向にありましたが、平成29、30年度に増加し、令和元年度は再び減少に転じましたが、その量は平成29年度よりも多くなっています。

一方、原単位（一人1日当たりの量(単位：g/人/日)）で見ると平成29年度まで減少傾向にあり、平成30年度には一旦増加していますが、令和元年度には平成29年度と同程度まで減少しています。

平成30年度は台風21号に起因する災害ごみの影響が考えられます。

表 2-1-3 ごみの種類別発生量

区 分		単位	H27	H28	H29	H30	R元	
人 口		人	54,513	55,563	56,862	57,527	57,548	
収 集	可燃ごみ	収集量	t/年	9,980.49	9,820.10	9,844.86	9,995.84	9,797.59
		原単位	g/人/日	500.23	484.21	474.35	476.05	465.17
	粗大ごみ	収集量	t/年	110.86	103.95	129.23	137.86	128.46
		原単位	g/人/日	5.56	5.13	6.23	6.57	6.10
	資源ごみ	収集量	t/年	826.36	832.64	830.71	928.41	883.54
		原単位	g/人/日	41.42	41.06	40.03	44.22	41.95
	有害ごみ	収集量	t/年	13.93	13.22	13.58	13.62	14.32
		原単位	g/人/日	0.70	0.65	0.65	0.65	0.68
	側溝清掃 汚泥	収集量	t/年	59.80	77.61	55.59	64.02	109.52
		原単位	g/人/日	3.00	3.83	2.68	3.05	5.20
計	収集量	t/年	10,991.44	10,847.52	10,873.97	11,139.75	10,933.43	
	原単位	g/人/日	550.90	534.88	523.93	530.53	519.09	
直 接 搬 入	可燃ごみ	t/年	3,348.55	3,407.93	3,447.61	3,618.11	3,498.42	
	粗大ごみ	t/年	132.34	113.81	120.94	172.33	205.03	
	資源ごみ	t/年	7.14	7.06	7.52	7.67	6.28	
	計	t/年	3,488.03	3,528.80	3,576.07	3,798.11	3,709.73	
小計		t/年	14,479.47	14,376.32	14,450.04	14,937.86	14,643.16	
集団回収		t/年	—	—	—	—	—	
拠点回収		t/年	1.90	2.00	1.85	2.11	2.00	
小 計		t/年	1.90	2.00	1.85	2.11	2.00	
総 計	ごみ総量	t/年	14,481.37	14,378.32	14,451.89	14,939.97	14,645.16	
	原単位	g/人/日	725.82	708.97	696.32	711.52	695.32	

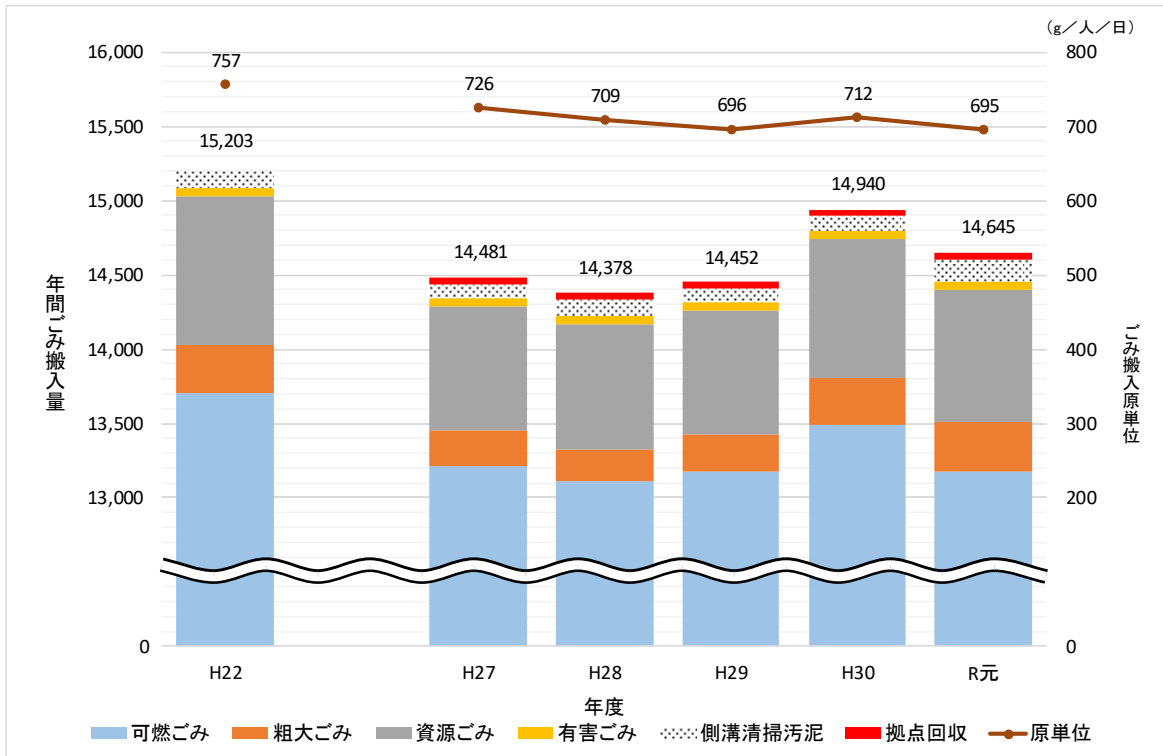


図 2-1-2 種類別発生量と原単位の推移

2) ごみの性状

ごみの性状分析は組合で行っているため、本市と関係市町全体での結果となっています。近年5年間の分析結果による湿ベース（ごみを採取したままの状態）の可燃ごみ組成を種類別にみると、紙布類の占める割合が高く、おおむね50%前後で推移しています。次いで、プラスチック類が25%程度で推移し、厨芥類も10%を超える割合で推移しています。三成分（水分、灰分、可燃分を指し、ごみ質の基本的かつ重要な指標。）は可燃分が50%程度を占め、水分は40%程度で推移しています。

表 2-1-4 ごみ質分析（湿ベース^注）

分析項目		単位	H27	H28	H29	H30	R元	平均
三成分	水分	%	44.81	36.81	49.76	33.39	44.70	41.89
	灰分	%	4.69	8.47	5.04	8.39	5.72	6.46
	可燃分	%	50.50	54.73	45.20	58.23	49.58	51.65
低位発熱量		kJ/kg	10,990	12,020	9,780	12,250	11,860	11,380
種類別組成（湿）	紙・布類	%	53.41	43.03	49.05	43.16	47.66	47.26
	プラスチック類	%	25.31	24.46	26.02	33.73	29.90	27.88
	木・竹・ワラ類	%	9.49	13.76	11.41	6.69	9.74	10.22
	厨芥類	%	8.67	15.92	11.89	13.93	11.31	12.34
	不燃物類	%	2.09	0.98	0.39	1.13	0.46	1.01
	可燃性雑物類	%	1.04	1.85	1.25	1.37	0.94	1.29
単位容積重量		kg/m ³	138	131	150	133	139	138

注)「湿ベース」とは、水分を含んだ状態（試料採取した状態）を指します。

資料：各年度事務報告（乙訓環境衛生組合）

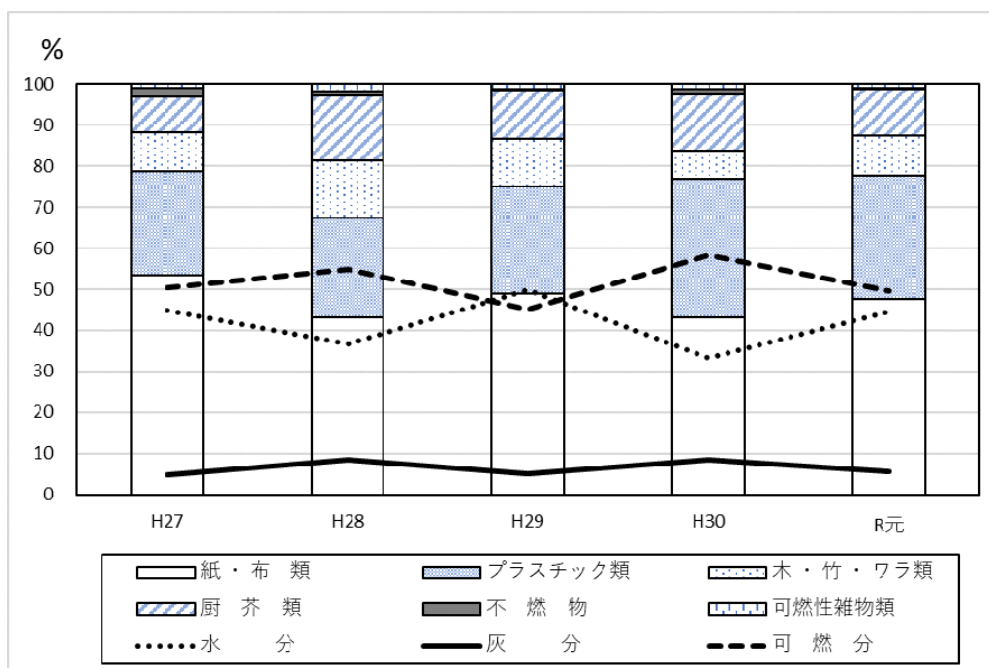


図 2-1-3 種類別組成と三成分（湿ベース）

第4節 ごみ処理の実績

1) 収集運搬

(1) 収集対象

収集対象地域は計画収集区域全体です。

(2) 収集運搬体制

ごみの収集運搬は表 2-1-5 に示すとおりです。

表 2-1-5 収集運搬体制

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ		側溝清掃汚泥	
各戸収集（各戸収集が困難な区域はステーション方式）	直営委託	ステーション方式	委託	個別有料予約収集	直営	ステーション方式	直営

(3) 収集頻度

収集頻度は、表 2-1-6 に示すとおりであり、可燃ごみが週 2 回、資源ごみ・有害ごみは月 2 回で、粗大ごみは随時（土日祝を除く）で対応としています。

表 2-1-6 収集頻度

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ	側溝清掃汚泥
週 2 回	祝日も収集	月 2 回	祝日も収集	随時（土日祝を除く）	水曜日（祝日を除く）

資料：2021 年度ごみの出し方・分け方カレンダー（向日市環境経済部）

(4) 排出方式

排出方式は表 2-1-7 に示すとおりです。

表 2-1-7 排出方式

可燃ごみ	資源ごみ・有害ごみ	粗大ごみ	側溝清掃汚泥
当日 8 時までに出す 生ごみ・・・よく水切りをする 食用油・・・紙や布にしみこませる 木切れ・・・ごみ袋に入る程度のも 紙おむつ・・・汚物は取り除く ごみ袋の指定はなし 丈夫な袋に入れ、片手で持てる程度にして、しっかり口を結ぶ （R4.2～関係市町共通の指定袋制導入）	当日朝 7～9 時に出す 空缶・・・スプレー缶・カセットボンベなどは使い切る 空ビン・・・キャップは取る（リターナブルビンは販売店に） ペットボトル・・・キャップやラベルを外しつぶす その他プラスチック・・・ビニール・プラスチック製の容器包装材（汚れたもの等は入れない） その他不燃・・・50 cm 未満のもの 有害ごみ・・・リチウム電池、水銀電池、ボタン電池、充電式電池は販売店へ。蛍光灯は割れていないもの	電話で申し込み 収集日・手数料・収集場所を確認 「粗大ごみ処理手数料券」を購入 収集当日に出す	泥回収袋

資料：2021 年度ごみの出し方・分け方カレンダー（向日市環境経済部）

(5) 収集車両

収集運搬に使用されている車両は、表 2-1-8 に示すとおりです。

表 2-1-8 収集車両

可燃ごみ	資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ	側溝清掃汚泥
車種	種別	車種	車種	車種
2 t ロータリー車 2 t /3.5 t パッカー車	カン類	2 t /3.5 t パッカー車	2 t ダンプトラック車 2 t ロータリー車	2 t ロータリー車
	ビン類	2 t 深ボディ車		
	ペットボトル	2 t パッカー車		
	その他プラスチック類	2 t パッカー車		
	その他不燃物	2 t 深ボディ車		
	有害ごみ	2 t 深ボディ車		

(6) 事業系ごみ

事業者が排出するごみは事業者自らが搬入するか、市が許可した業者への委託により搬入されています。

2) 拠点回収

拠点回収として、カン類、ビン類、ペットボトル等の回収を行っています。拠点回収の内容は表 2-1-9 に示すとおりです。

表 2-1-9 拠点回収

回収拠点	回収品目	回収時間
市役所本庁	空缶、空ビン・ペットボトル、古紙(新聞、雑誌、ダンボール)、紙パック、廃食油	24 時間 (古紙については、7～19 時)
北部防災拠点	空缶、空ビン・ペットボトル	
鶏冠井コミュニティーセンター	空缶、空ビン・ペットボトル	
上植野コミュニティーセンター	空缶、空ビン・ペットボトル	

注) 表中の拠点以外に紙パックは市役所本庁を含め市内 18 か所、廃食油は市役所本庁を含め市内 13 か所で回収を行っています。

3) 中間処理

収集または直接搬入された可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみは、組合の各施設において、焼却・選別・破碎等の処理を行っています。施設の概要は表 2-1-10 に示すとおりです。

表 2-1-10 中間処理施設の概要

名称	乙訓環境衛生組合		
	ごみ処理施設	リサイクルプラザ (粗大ごみ処理設備・ 資源ごみ処理設備)	プラプラザ (プラスチック製容器包装圧縮 梱包施設・ペットボトル処理施設)
所在地	京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 32 番		長岡京市勝竜寺下長黒 1-1
処理能力	75t/24h×3 基	粗大ごみ 32t/5h 資源ごみ 14t/5h	その他プラスチック類 9.3t/5h ペットボトル 1.81t/5h
処理形式	ストーカ式	選別・破碎・圧縮	選別・圧縮・梱包
整備 年度	着工	1・2号炉 平成4年8月 3号炉 平成11年7月	平成8年8月
	竣工	1・2号炉 平成7年3月 3号炉 平成14年3月	平成10年3月
供用開始	1・2号炉 平成7年4月 3号炉 平成14年4月	平成10年4月	その他プラスチック類 平成13年4月 ペットボトル 平成23年4月
建築面積	3,465.09 m ²	1,558.37 m ²	2,169.40 m ²
延床面積	8,047.59 m ²	5,435.29 m ²	2,199.74 m ²

4) 最終処分

平成2年度までは勝竜寺埋立地にて全量を最終処分していましたが、勝竜寺埋立地延命化の取組みとして、平成3年度から大阪湾圏域広域処分場整備基本計画(以下「フェニックス計画」といいます。)に参画し、大阪湾広域臨海環境整備センターへ焼却残渣の多くを排出し、残りを勝竜寺埋立地に搬出しています。

表 2-1-11 に最終処分場の概要を示します。

表 2-1-11 最終処分場の概要

名称	乙訓環境衛生組合	大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)			
	勝竜寺埋立地	尼崎沖埋立処分場	泉大津沖埋立処分場	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場
処分場 所在地	長岡京市勝竜寺 下長黒 1-1	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	堺泉北港 泉大津市夕風町地先	神戸港 神戸市東灘区向洋 町地先	大阪港 大阪市此花区北港 緑地地先
埋立面積	37,761 m ²	1,130,000 m ²	2,030,000 m ²	880,000 m ²	950,000 m ²
計画埋立量	318,100m ³	16,000,000m ³	31,000,000m ³	15,000,000m ³	14,000,000m ³
残用容量	56,867m ³ (令和元年度末)	—	—	—	—
埋立対象物	焼却残渣(主灰) 選別後不燃物 側溝清掃汚泥	一般廃棄物・産業廃棄物・災害廃棄物・陸上残土・浚渫土砂			
埋立開始年	1981年				

資料:「京都府の一般廃棄物の処理状況(平成30年度実績)」京都府循環型社会推進課
「現基本計画の内容(平成30年3月変更認可)」(大阪湾広域臨海環境整備センター)

第5節 ごみ処理体制

1) 運営・維持管理体制

ごみ処理に関する本市の組織体制は図 2-1-4 のとおりです。

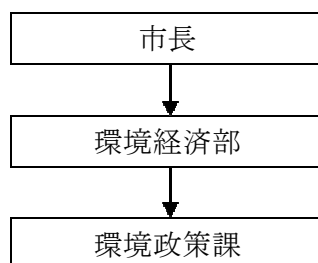


図 2-1-4 組織体制

2) ごみ処理経費

ごみ処理経費は、表 2-1-12 に示すとおりです。

表 2-1-12 ごみ処理経費

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
人 口 (人)	54,513	55,563	56,862	57,527	57,548	
収 集 量 (t/年)	14,481.37	14,376.32	14,450.04	14,937.86	14,643.16	
年間経費 (千円/年)	収集経費	507,039	523,264	501,062	505,021	493,805
	処理・処分経費	1,098,070	1,081,159	1,043,701	503,491	552,163
	合 計	1,605,109	1,604,423	1,544,763	1,008,512	1,045,968
人口1人あたり 経費(円/人)	収集経費	9,301	9,417	8,812	8,779	8,581
	処理・処分経費	20,143	19,458	18,355	8,752	9,595
	合 計	29,444	28,875	27,167	17,531	18,176
収集量1tあたり 経費(円/t)	収集経費	35,013	36,398	34,675	33,808	33,723
	処理・処分経費	75,826	75,204	72,228	33,706	37,708
	合 計	110,839	111,602	106,903	67,514	71,431

注1) 収集経費は市の年間収集経費、処理・処分経費は組合の年間処理・処分経費を構成市町の人口で案分したものを示す。

注2) 人口は、10月1日付の住民基本台帳(外国人登録人口含む)

注3) 公債費含む

資料: 向日市提供

第6節 関連計画

1) 分別収集計画

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に基づいて一般廃棄物のおおよそを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分

量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

○計画期間

令和2年4月を始期とする5か年間とし、令和4年度に見直します。

○基本的方向

- ・市民、事業者、行政の役割と責任を明確にし、ごみの排出抑制とリサイクルを基本とした環境にやさしい持続可能な循環型社会の構築
- ・市民参加型のごみ減量とごみに関する意識改革の徹底
- ・ごみの減量化、資源化によるごみの最終処分量の削減と最終処分場の延命化
- ・不法投棄パトロール等の強化による廃棄物の不適正な排出の防止

○排出の抑制を促進するための方策に関する事項（容器包装廃棄物の排出抑制の方策）

a. ごみ減量推進協力店の支援

市内の小売店及び卸売店をごみ減量推進協力店に指定し、その取り組みを支援します。

b. 普及啓発

市民及び学校教育等におけるごみ処理施設見学会、出前授業及び各種講座などの機会を設け、廃棄物の減量化及び資源化等に係る意識の高揚を図り、また、ごみの分別及び資源化に係るパンフレット等を配布し、取り組みの周知を図ります。

c. 資源物の拠点回収の実施

缶・ビン・ペットボトル製容器及び飲料用紙パックについては、市役所本館、コミュニティセンター等の市内公共施設に拠点回収ボックスを設置することで回収を推進し、資源化を図ります。

d. ひまわり市の開催

各家庭の不要品を必要とする人に提供するひまわり市を定期的で開催できるように努めます。

2) 一般廃棄物処理実施計画

○計画期間

毎年度3月策定

○内容

一般廃棄物処理実施計画とは本計画に示された内容を実施するために必要な各年度の事業を定める計画です。

第2章 ごみ処理環境の動向

第1節 近隣市町村の動向

京都府内で本市及び関係市町に隣接する市町村では、ごみ焼却施設が京都市に3施設と城南衛生管理組合に2施設、粗大ごみの処理、資源ごみの処理・保管を行なう施設が京都市に5施設と城南衛生管理組合に2施設あり、最終処分場も京都市、城南衛生管理組合それぞれ1施設ずつあります。これにより、近隣自治体では、一般廃棄物の処理・処分が自区内で実施されています。

第2節 ごみ処理方法の動向

ごみ処理方法の動向は、以下のとおりです。

1) 収集運搬方法

収集運搬は車両によって行われています。車両による収集運搬は、機動性、柔軟性に優れており、将来的にも主流であると考えています。

2) 中間処理方法

ごみの中間処理は、従来最終処分のための前処理としての位置づけで行われ、可燃ごみの処理については、焼却処理を主体として発展してきました。

循環型社会と低炭素社会の統合的な実現が求められている現在は、従来の焼却施設の改良と共に高効率発電施設への変換が図られ、またバイオマス利用を目指した施設も建設されています。資源ごみについては破碎施設が主体ですが、資源の選別回収などの資源循環利用を目指した処理が発展してきています。

3) 最終処分方法

最終処分場は、上部が開放された構造による準好気性埋立方式が主流であり、勝竜寺埋立地もこの方式の技術が採用されています。近年は自然条件への対策強化、強固な遮水機能、早期安定化等を目的として新しい技術の開発も進められています。

第3章 ごみ発生量の見込み

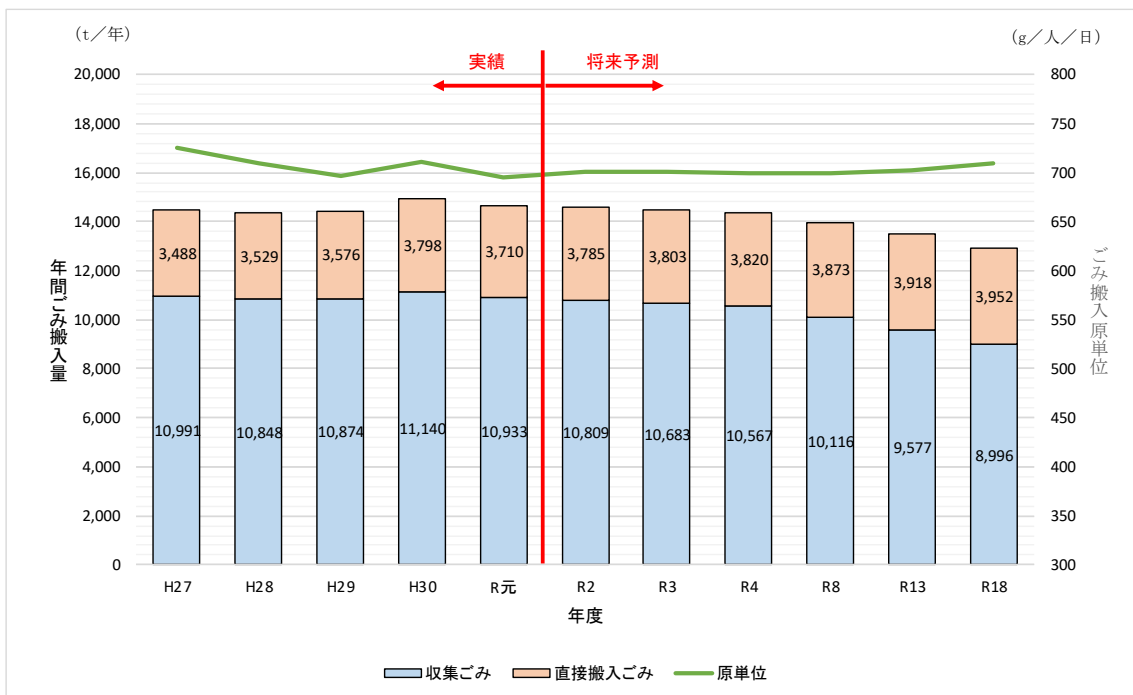
ごみ発生量の見込み（現状推移）は、図 2-3-1 及び表 2-3-1 に示すとおりです。人口減少により総量は減少するが原単位では令和 18 年度に 710 g/人/日となり、令和元年度より、15 g/人/日の増加となります。

表 2-3-1 ごみ発生量の見込み

実績 ← → 将来予測

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R8	R13	R18
収集ごみ	t/年	10,991	10,848	10,874	11,140	10,933	10,809	10,683	10,567	10,116	9,577	8,996
直接搬入ごみ	t/年	3,488	3,529	3,576	3,798	3,710	3,785	3,803	3,820	3,873	3,918	3,952
集団回収	t/年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
拠点回収	t/年	2	2	2	2	2	56	71	71	71	71	71
ごみ発生量	t/年	14,481	14,378	14,452	14,940	14,645	14,650	14,556	14,458	14,060	13,566	13,019
原単位	g/人/日	726	709	696	712	695	701	701	700	699	702	710

* ごみの発生見込み（現状推移）は、今後ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を継続した場合のごみ量見込みです。



* ごみの発生見込み（現状推移）は、今後ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を継続した場合のごみ量見込みです。

図 2-3-1 ごみ発生量の見込み

第4章 現状と課題

第1節 現状

1) ごみ処理の実態

ごみの排出量実績と国及び京都府の減量等の目標を比較すると表 2-4-1 に示すとおりです。

表 2-4-1 ごみ排出量の実績と国・京都府の目標量

区分	単位	向日市			国		京都府	
		H24 (実績)	H27 (実績)	R1 (H31) (実績)	R2 (目標値)	R7 (目標値)	R2 (目標値)	
排出量	総量	t/年	14,850 (100.0%)	14,481 (97.5%)	14,645 (98.6%)	13,068 (88.0%)	—	—
		g/人/日	747.4	725.8	695.3	—	850	—
	家庭系	g/人/日	524.2	509.5	477.1	—	440	—
再生利用率	%	4.5	4.2	4.4	27.0	—	18.3	
最終処分量	t/年	2,354	2,240	2,392	2,024	—	1,873	
		—	(95.2%)	(101.6%)	(88.0%)	—	—	
		—	—	(106.8%)	—	—	(83.6%)	

注) 排出量及び再生利用量は、集団回収、拠点回収を含む。

排出量の家庭系については、目標値に合わせるため資源ごみを除いた量を示す。

網掛け部は、目標値を規定する数値。

()内は、国の目標については H24 実績に対する割合。京都府の目標については H27 実績に対する割合。

2) 家庭系ごみの排出実態

収集ごみの 1 人 1 日排出量は、平成 27 年度から令和元年度（平成 31 年度）にかけて、おおむね減少傾向を示しています。

家庭系ごみ（資源ごみを除く）の排出量

・・・【H27：509.5 g/日/人 → R元：477.1 g/日/人】

3) 事業系一般廃棄物の排出実態

直接搬入ごみは、平成 27 年度から令和元年度（平成 31 年度）にかけて、増加傾向を示しています。

事業系ごみ（直接搬入ごみ）の排出量

・・・【H27：9.5 t/日 → R元：10.1 t/日】

4) 資源ごみの回収状況

資源ごみの回収状況と全国の回収状況を比較すると表 2-4-2 に示すとおりです。全国平均と比較して本市の資源ごみ収集原単位は、ほとんどの項目で低い値となっています。

表 2-4-2 資源ごみの回収状況（全国との比較）

品目名		全国の状況（令和元年度）						向日市の実績（令和元年度）	
		分別収集量 (t/年)	分別収集対象人口 (万人)	収集原単位 (g/人/日)	人口カバー率 (%)	実施市町村数	市町村実施率 (%)	分別収集量 (t/年)	収集原単位 (g/人/日)
ガラス製	無色	264,979	12,369	5.9	97.9	1,637	94.0	120.2	5.7
	茶色	220,564	12,364	4.9	97.9	1,640	94.2	65.1	3.1
	その他の色	210,281	12,374	4.7	98.0	1,672	96.0	64.4	3.1
	合計	695,824	—	15.5	—	—	—	249.7	11.9
紙製容器包装		73,684	4,082	4.9	32.3	612	35.2	—	—
ペットボトル		323,082	12,583	7.0	99.6	1,713	98.4	90.9	4.3
プラスチック製容器包装		749,896	10,751	19.1	85.1	1,335	76.7	125.1	6.0
	内、白色トレイ	1,696	2,498	0.2	19.8	450	25.8	—	—
スチール製容器		140,628	12,306	3.1	97.4	1,688	97.0	35.7	1.7
アルミ製容器		138,848	12,312	3.1	97.5	1,690	97.1	50.4	2.4
缶類合計		279,476	—	6.2	—	—	—	86.1	4.1
段ボール製容器		569,440	11,723	13.3	92.8	1,588	91.2	—	—
飲料用紙製容器		10,489	10,707	0.3	84.8	1,252	71.9	2.0	0.1

注) 実績のうち「飲料用紙製容器」については、拠点回収における「牛乳パック」の量とした。

資料：「令和元年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について」（環境省）

5) 施設の状況

(1) ごみ処理施設

現状処理能力面では問題ないが、1・2号炉では、平成22～23年度に「ごみ処理施設長寿命化第Ⅰ期工事」を、3号炉では平成26～29年度に「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」を行い、作業環境、作業効率などを大幅に改善しました。

3号炉では熱回収（発電）が可能であることから、令和元年度の処理においては3号炉を中心に運転しています。

ごみ処理施設の状況を表 2-4-3 に示します。

表 2-4-3 ごみ処理施設の状況（令和元年度）

項目		概要
処理量 (t)		37,896.23
稼働日数(日)	1号炉	163
	2号炉	214
	3号炉	285
稼働日当たり処理量 (t/日)	1号炉	53
	2号炉	49
	3号炉	66

資料：「令和元年版事務報告」乙訓環境衛生組合

(2) リサイクルプラザ

粗大ごみ及び資源ごみのうち、カン類、ビン類の処理について設備の処理能力に問題はありますが、供用開始から約23年を経過しています。

表 2-4-4 リサイクルプラザの状況（令和元年度）

区分	概要	
	粗大ごみ処理設備	資源ごみ処理設備
処理量	2,322.26 t 粗大ごみ：953.72 t その他不燃物：1,368.54 t	カン類：325.89 t ビン類：812.43 t
稼働日数	242日	
稼働日当たり処理量	9.6 t/日	カン類処理設備：1.3 t/日 ビン類処理設備：3.4 t/日

資料：「令和元年版事務報告」乙訓環境衛生組合

(3) プラプラザ

プラプラザにはプラスチック製容器包装圧縮梱包施設とペットボトル処理施設があり、ペットボトル処理施設は平成23年度の供用開始から約10年ですが、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設平成13年の供用開始から約20年を経過していません。

表 2-4-5 プラプラザの状況（令和元年度）

項目	概要
処理量	その他プラスチック類：808.81 t ペットボトル：286.29 t

資料：「令和元年版事務報告」乙訓環境衛生組合

(4) 最終処分場

現在、最終処分は勝竜寺埋立地での処分と大阪湾広域臨海環境整備センターへの処分委託により行っています。勝竜寺埋立地の残余容量については逼迫した状況に

あることから、焼却残渣のほとんどを大阪湾広域臨海環境整備センターに搬出し、その他の埋立物等を勝竜寺埋立地に搬出しています。

表 2-4-6 最終処分場（勝竜寺埋立地）の状況

項目	概要
埋立容量（覆土含む）	318,100 m ³ /
残余容量	56,867 m ³ （令和元年度末）
埋立開始年	昭和 56 年

資料：「平成 30 年度一般廃棄物の処理状況について」京都府

第2節 前計画における施策の実施状況等

1) 施策の実施状況

前計画（「向日市一般廃棄物処理基本計画【改訂版】」平成29年3月 向日市）に示した「排出抑制等に係る施策」の実施状況について、表2-4-7に示しました。

表2-4-7 (1) 施策の実施状況

○：達成
△：一部達成
×：未達成

市の取り組むべき事項	達成に向けた市の施策内容	実施状況	実施状況・評価	考察 (施策番号)	
体制整備 (続く)	市民、事業者、市の協働	○ 市民、事業者、市は、協働、連携し、ごみ減量施策等に取り組んでいきます。	○	引き続き、ごみ減量施策に協働で取り組みます。	継続 (①)
	市民、事業者、市の協議の場の検討	○ 市民、事業者、市によるごみ減量、ごみ処理等に関する協議の場の設置を検討していきます。	○	向日市廃棄物減量等推進審議会を平成29年に立ち上げ、ごみの減量について検討しています。	継続 (②)
	人材の育成	○ リサイクル活動を率先して行う人材の育成に向けた、環境教育の推進やリサイクル活動の紹介などの啓発に努めていきます。	△	リサイクル活動をする団体の活動場所をホームページで紹介、募集しています。	継続 (③)
	分別指導内容の徹底	○ ごみの減量化・資源化を図るため、分別指導員による指導の徹底を図ります。	△	分別指導員との連携を行っています。	継続 (④)
	廃棄物減量等推進員委嘱の検討	○ 一般廃棄物の減量化に向けた地域のリーダーとして、ごみの減量化・資源化に取り組む廃棄物減量等推進員の委嘱を検討します。	×	実施には至っておらず、選定方法、取り組み内容を研究する必要があります。	継続して検討 (⑤)
	拠点回収の拡充	○ 資源回収の拠点として市民が日常的に利用できるような公民館等の拠点数の拡充を検討していきます。	○	平成28年度から市内に拠点回収ステーションを順次設置し、計4か所設置しました。	継続して検討 (⑥)
	小売店での資源回収の推進	○ 市は、小売店が実施するペットボトルやトレイ等の資源回収を推進するため、実施店舗の紹介など、協力体制の整備を検討していきます。	△	各店舗に資源物回収についてのアンケート調査を実施しましたが、実施店舗の意向などもあり、ホームページによる紹介には至っていません。	継続して検討 (⑦)

表 2-4-7 (2) 施策の実施状況

市の取り組むべき事項		達成に向けた市の施策内容	実施状況	実施状況・評価	考察 (施策番号)
体制整備 (続き)	収集運搬体制の検討	○ 市は、資源回収拡大など状況に応じて、継続的に適正な収集運搬が確保されるよう努めます。	○	可燃ごみの収集について、収集運搬体制の強化を図りました。 災害廃棄物の収集運搬が迅速に行えるよう、災害廃棄物等の処理に関する基本協定を事業者と締結しました。	継続 (⑧)
	分別区分の検討	○ 市の収集・処分の状況、社会情勢も踏まえて、近隣都市、先進都市事例等も参考に、市にあった分別区分を検討していきます。	×	区分の変更は行っていません。	継続して検討 (⑨)
啓発、教育、指導 (続く)	挑戦目標の設定	○ 市の減量目標達成に向けた市民の行う減量取り組みを具体的に設定し、市は広報啓発に努め、それらの取り組みを推進していきます。	○	ごみ出しカレンダーを各戸配布しました。	継続 (⑩)
	広報ツールの検討	○ ごみ問題に無関心な人達が、目を引くような情報提供や啓発が重要であることから、広報紙やホームページ等への掲載など、広報ツールの検討を行っていきます。	○	ごみ分別辞典「ごみサク」を導入しました。 広報むこうに「ごみのおはなし」を隔月で掲載しました。	継続して広報ツールの拡充を検討 (⑪)
	市民参加型のイベントへの支援・協力	○ 資源に対する理解を深める市民参加型のイベント（フリーマーケット等）に対して情報の提供などの協力を行います。 ○ イベント開催時に、ごみの減量化・資源化の広報啓発、情報提供等の実施を検討します。	○	ちびっ子エコひろばを開催しました。 リサイクルひまわり市を開催しました。 向日市まつりにおいて、分別チラシを配布しました。 乙環リサイクルフェアでの啓発を実施しました。	継続 (⑫)
	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発	○ ごみの発生・排出抑制を図るとともに、市民及び事業者のリサイクル意識の普及啓発等を充実させていきます。 ・ 広報紙、リーフレット等による広報啓発 ・ 市のホームページを利用した広報啓発	○	ごみ分別辞典「ごみサク」を導入しました。 広報むこうに「ごみのおはなし」を隔月で掲載しました。 「ごみ減量のしおり」を市民向け、事業者向けに配布しました。	継続 (⑬)

表 2-4-7 (3) 施策の実施状況

市の取り組むべき事項		達成に向けた市の施策内容	実施状況	実施状況・評価	考察 (施策番号)
啓発、教育、指導 (続き)	家庭系ごみの分別精度向上の指導及び啓発	<p>○ 分別精度の向上を図るため、分別の指導・啓発を図っていきます。資源物については、異物が混入していると資源化されないことを広報していきます。また、その他プラスチックについては、識別が難しいため、正しい排出方法について継続して広報啓発を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分別指導員等による直接指導 ・ 広報紙、リーフレット等による広報啓発 ・ 市のホームページを利用した広報啓発 	○	<p>分別指導員等による直接指導を実施しました。</p> <p>ごみ分別辞典「ごみサク」を導入しました。</p> <p>広報むこうに「ごみのおはなし」を隔月で掲載しました。</p> <p>「ごみ減量のしおり」を市民向け、事業者向けに配布しました。</p> <p>分別チラシを作成しました。</p>	継続 (14)
	環境教育の推進 (続く)	<p>○ 循環型社会の形成を目指した環境教育・環境学習を推進していきます。ごみ問題の解決には、青少年の段階から環境に配慮する意識を定着させることが重要であり、充実を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒用の副教材の作成(小・中学生対象) ・ ごみ処理施設等の見学会の実施(小学生対象) ・ 企業への見学会の実施(小・中学生対象) ・ ポスター作成(小・中学生対象) ・ 訪問授業及び出前講座の実施(小・中学生対象) 市民・事業者・市の中からテーマに沿った適切な講師を市内の小中学校に派遣して訪問授業を実施していきます。市民にごみに関する認識を高め、ごみの減量化方法等の説明会等、公民館等での出前講座を実施していきます。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未実施 ・ 乙環見学会の実施 ・ 未実施 企業との調整が必要 ・ 「じんかいくんコンテスト」の実施 ・ 訪問授業及び出前講座の実施(小・中学生対象) ⇒実施 ・ 訪問授業⇒未実施 「適切な講師」の調査が困難。 ・ 説明会、出前講座⇒実施 	継続 (15)
		<p>○ 学校での取り組みを家庭でも取り組める方法で推進していきます。</p>	×		

表 2-4-7 (4) 施策の実施状況

市の取り組むべき事項		達成に向けた市の施策内容	実施状況	実施状況・評価	考察 (施策番号)
啓発、教育、指導 (続き)	環境教育の推進 (続き)	○ 親子で環境教育に取り組むためのパンフレットの作成等を検討していきます。	△	親子で学べる環境市民講座を実施しました。	
		○ 環境教育の推進に向け、関係部署と協議、調整し、検討を進めていきます。	○	学校現場での環境教育を実施しました。	
		○ 環境学習としての企業見学に向け、学校側への情報提供等を行っていきます。また、見学できる企業の拡大に向けて検討していきます。	×	未実施 企業への調査が必要です。	
	事業者に対する広報啓発・指導	○ 事業者に対し、ごみの分別の徹底、減量化・資源化の広報啓発・指導を行っていきます。	○	大規模事業者に条例に基づく減量化計画の提出を依頼しました。 ごみ減量のしおりを配布しました。	継続 (16)
情報提供	組合における処理方法の広報	○ ごみ意識の向上を図るため、組合でゴミがどのように処理されているのかについて、市のホームページ等を通じて広報していきます。	△	広報むこうに掲載しました。 ホームページの掲載に至っていません。	継続 (17)
	処理費用等の広報	○ ごみ処理量、ごみ処理費、減量化量等の広報を行っていきます。また、ごみ処理は税金で賄われていることも併せて広報していきます。	×	未実施 広報むこうに掲載しません。	実施 (18)
助成制度 (続く)	生ごみ堆肥化容器購入費補助金制度の継続	○ 家庭の生ごみの減量及び減量意識の高揚を図ることを目的として、コンポスト容器及び電動生ごみ処理機を購入する市民に対し補助金を交付し、普及を支援しており、引き続き実施するとともに、拡充を検討します。 ○ EM菌を利用した堆肥化についても、現在の動向等の研究・把握に努め、利用推進等を検討していきます。	○	実施状況に応じ、拡充を検討します。	継続 (19)

表 2-4-7 (5) 施策の実施状況

市の取り組むべき事項		達成に向けた市の施策内容	実施状況	実施状況・評価	考察 (施策番号)
助成制度 (続き)	集団回収の支援の検討	<p>○ 資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、回収場所や回収業者等の情報提供や広報啓発、回収用資機材の貸与等、協力体制の整備を検討していきます。</p> <p>○ 集団回収の量について、実態を把握していきます。</p>	△	<p>廃食油回収支援の実施、協力体制の整備を行っています。</p> <p>その他の回収項目についても支援の検討が必要です。</p>	継続 (20)
	ごみ減量推進協力店の認定	<p>○ 循環型社会に向けてごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組む(包装紙の簡素化、マイバッグの推奨、リサイクル商品の販売、資源物の回収等)店舗を『ごみ減量推進協力店』として認定し、市民、事業者が一体となったごみ減量を進めていきます。</p> <p>○ 刊行物などを通じて、認定を受けた店舗の利用を消費者に推奨し、市民に支持される環境にやさしい店づくりを広めることによって、循環型社会に向けてごみ減量化・リサイクルの一層の推進を図っていきます。</p>	△	<p>ノーレジマイバック運動を実施しました。</p> <p>「ごみ減量推進協力店」に認定証と標示板を配布しました。</p> <p>レジ袋有料化によりマイバックを使うことが進み、また、食品ロスや海洋プラスチック問題など新たな課題があることから、ごみ減量・リサイクルに向け新しい戦略を検討する必要があります。</p>	継続・ 拡充 (21)
	表彰制度の実施	<p>○ 市民・事業者が主体となった、ごみ減量・リサイクル実践活動等の拡大を目指して、市内においてそれらの活動を推進するとともに、実績をあげている個人・市民団体・事業者の活動内容を表彰する制度を検討します。</p>	×	<p>未実施</p> <p>実効性のあるごみ関係に特化した表彰制度創設は困難であり、市や府に現在創設されているものが活用できないか検討します。</p>	見直し
手数料 (続き)	家庭ごみの有料化の検討	<p>○ ごみの排出量に応じた負担の公平性とごみの減量化施策の1つとして、今後有料化のメリット・デメリットについて先進都市の状況を調査・研究していくとともに、他の減量施策を十分実施したうえにおいて、市民の理解が得られるよう努めてまいります。</p>	△	<p>審議会において審議が行われ、減量施策として指定ごみ袋制度を導入します。</p> <p>家庭ごみの有料化については、社会情勢を鑑み、調査・研究は引き続き行う必要があります。</p>	継続して 検討 (22)

表 2-4-7 (6) 施策の実施状況

市の取り組むべき事項		達成に向けた市の施策内容	実施状況	実施状況・評価	考察 (施策番号)
手数料 (続く)	事業系ごみの費用負担の適正化	○ 事業者に対して、ごみ処理費用に応じた処理手数料の徴収及び事業系ごみの発生抑制・リサイクルや自己処理・減量化等を推進するため、料金制度の見直しと合わせて、適正な事業系ごみ処理手数料の設定を検討していきます。	○	事業系ごみ処理手数料は段階的に見直しが行われています。 必要に応じ、見直しを検討する必要があります。	継続して検討 (23)

2) これまでの排出抑制に係る施策の成果と課題

表 2-4-7 に示した施策の実施状況等を踏まえた成果と課題は以下のとおりです。

(1) ごみの減量

施策	指定ごみ袋制度の導入(令和4年2月開始)
ねらい	透明袋や半透明袋を導入している他自治体と比べて、資源化可能物等の混入が多いことから、ごみの見える化をしてごみ減量を図ることを目的としています。
内容	向日市一般廃棄物減量等推進審議会を活用しながら、他自治体の事例などを検証する中で今後の市としての方針を決定していきます。
成果	平成30年11月に向日市廃棄物減量等推進審議会に「ごみ減量を推進するための方策について」の諮問を行い、令和元年7月に出された答申において、自主的な取り組みを促すための方策として、透明・半透明の指定ごみ袋を導入し、ごみの分別を徹底することの旨が示されました。そこで、ごみ減量を目的とした、手数料を付加しない半透明のごみ袋の使用を求める指定ごみ袋制度の導入についての基本方針を令和3年1月に作成し、令和3年2月にサンプル袋を全戸配布しました。
課題	ごみ減量化の推進のため環境情勢を把握し、制度導入と定着を目指し引き続き啓発を行います。

(2) 分別の徹底

施策	分かりやすい分別情報の提供
ねらい	ごみ分別辞典のサイトを活用することで、素早くごみの分別の仕方が分かることを目的とします。
内容	ごみ分別辞典サイトを活用していただけるよう、広報やホームページ等で周知します。また、問い合わせの多い項目についてチラシを作成します。
課題	分別の方法についてまだ問い合わせの多い状況です。引き続き情報提供を行うとともに、より分かりやすいインターネットを活用した分別情報の提供について、拡充していく必要があります。

(3) 資源ごみ量の拡大

施策	資源物（空缶・空ビン・ペットボトル）の24時間回収開始
ねらい	リサイクルの推進と市民の皆さまの排出利便性の向上を図ることを目的としています。
内容	様々なライフスタイルがあるため、分別ステーションの回収時間内に排出することが難しい市民の皆さまに、24時間365日排出できる資源物回収拠点を設置します。
成果	これまで、カン・ビン・ペットボトルの回収は分別ステーションでの回収のみでしたが、時間内に排出することが難しい市民の方に対してのサポートができました。（H28 市役所・鶏冠井コミセン H29 北部防災拠点 H31 上植野コミセン 開始）
課題	カン・ビン・ペットボトルの回収のみのため、ご家庭で排出量の多いその他プラスチックの回収はしていません。その他プラスチックに関しては全体の収集方法も踏まえ検討する必要があります。

施策	資源物回収ステーションの新設（令和2年6月）
ねらい	市民の皆さまが資源物を出しやすい環境を整えることでごみの減量とリサイクルの向上を図ることを目的としています。
内容	新設する資源物回収ステーションはカン・ビン・ペットボトルの他に紙パックと廃食油の回収をします。さらに、古紙（新聞・雑誌・ダンボール）の回収（朝7時から夜7時まで）を始めます。
成果	利用しやすい大きなステーションを新設したことで、どの品目においても回収量が増加しました。また、古紙など、回収品目を増やすことができました。
課題	ルール違反ごみが排出されていることが散見されるため、マナーの呼びかけをする必要があります。また、もっとたくさんの市民の皆さまに利用していただけるよう広報むこう等で呼びかけをします。

施策	リネットジャパンと提携し、小型家電の回収開始（平成28年4月）
ねらい	小型家電製品には希少金属（レアメタル）が使われており、そのリサイクルについて定めた「小型家電リサイクル法」が平成25年に施行されています。不要となったパソコンや小型家電製品の再資源化を目的としています。
内容	国の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル株式会社」と連携し、宅配便を利用したパソコンや小型家電製品の回収サービスを平成28年4月1日から始めました。
成果	小型家電製品の回収方法について、市ホームページ、ごみ減量のしおり、広報紙などを通じて周知したことにより申込件数は増加しています。（回収実績：H28 54件 H29 38件 H30 119件 H31/R元 193件 R2 297件）
課題	引き続き周知を行い、利用を促進します。

(4) 集団回収の拡充

施策	廃食油の集団回収の支援
ねらい	回収した廃食油は食品リサイクル工場でリサイクルされ、環境にやさしい資源となることから、向日市内にある町内会、PTA、子ども会、青年会、老人会、婦人会などの市民団体や営利を目的としない公共的団体や向日市在住で、営利を目的としないで活動を行おうとする個人の方に対して支援を行うことを目的とします。
内容	向日市内にある町内会、PTA、子ども会、青年会、老人会、婦人会などの市民団体や営利を目的としない公共的団体や向日市在住で、営利を目的としないで活動を行おうとする個人の方に対して回収用ポリタンクやのぼり旗の貸与・活動を周知するためのチラシの作製・再生業者の紹介など、活動に有用な情報の提供をします。
成果	ボランティア団体の協力により、回収量は増加しつつあります。 (実績：H28 2,170ℓ H29 2,070ℓ H30 1,997ℓ H31/R 元 2,349ℓ R2 2,317ℓ)
課題	高齢化や人の入れ替わりに伴い、活動自体が不安定にならないよう引き続き支援を行います。

(5) 拠点回収の拡充

施策	牛乳パック回収開始（平成 21 年 6 月）
ねらい	家庭から排出された紙パックを適正に回収、再処理し、健全な循環型社会の構築に寄与するため、リサイクルを目的として紙パック回収拠点を設置します。
内容	市内 18 か所で回収している紙パックについて、リサイクルを目的として売却処分するものです。
成果	各公民館コミセンなどの公共施設や保育所に回収ボックスを設置し、各家庭から出る紙パックを回収しました。 (回収実績：H28 1,995kg H29 1,850kg H30 2,110kg H31/R 元 2,000kg R2 1,740kg)
課題	近年、中国の輸入規制で、古紙の売却価格が不安定となっておりますが、リサイクルに努めます。

施策	市役所にて廃食油 24 時間回収開始（平成 28 年 6 月）
ねらい	家庭から排出された廃食油を適正に回収・再処理し、健全な循環型社会の構築に寄与するため、市役所庁舎にリサイクルを目的として設置します。
内容	平成 21 年から団体等の協力により行っている廃食油回収を市役所本庁舎でも 24 時間回収を行い、利用しやすい環境を整えます。
成果	市役所本庁にて回収した廃食油の回収実績は増加し利用が広がっています。 (回収実績：H28 540ℓ H29 647ℓ H30 999ℓ H31/R 元 995ℓ R2 1,345ℓ)
課題	回収拠点が 1 か所のため、拠点の拡充が課題です。また、ペットボトル以外での排出は受付けていないため、出していただく際の注意喚起が必要です。

(6) 環境学習機会の提供

施 策	ホームページ、広報むこうでの啓発
ねらい	環境問題や、ごみ減量について市民の皆さまにより多くの興味・関心を持っていただけるよう HP や広報むこうを通じて啓発活動を行うことを目的としています。
内 容	ホームページや、毎月発行される広報むこうを通じて環境問題やごみ問題を市民の皆さまとともに考える内容の掲載をするとともに、ご家庭で簡単にできるちょっとした工夫を掲載します。
成 果	「環境一緒に考えよう」では、環境問題や動物愛護、食品ロスを減らすための工夫を掲載しました。また、「ごみのおはなし」ではカラスよけの方法やごみのゆくえなど、イラストを入れながら掲載し、分かりやすい内容となるよう工夫しました。
課 題	一人でも多くの市民の皆さまに興味関心を持っていただけるよう引き続き、周知啓発をしていきます。

施 策	出前講座の充実
ねらい	ごみ減量の話をする機会を増やすことで、ごみ減量や環境に対する意識を深めます。
内 容	環境やごみ問題などをテーマとした対話や出前講座などを実施します。
成 果	「指定ごみ袋制度の説明」「ごみの現状と課題」「ごみの正しい出し方」などの出前講座を年2～3回程度実施しており、適正排出への意識の向上に取り組みました。
課 題	時代に沿った講座の内容にするなど、引き続き内容の充実に向けて検討する必要があります。

(7) その他

施 策	災害廃棄物処理計画の策定（令和2年9月）
ねらい	災害時において発生する生活ごみ（日常的に出るごみ）と片付けごみ（災害に伴い発生する臨時的なごみ）のごみ出しのルールや処分方法を検討することで、環境への負荷を少しでも減らし、迅速な災害復旧につなげます。
内 容	災害時の非常事態において、ごみ出しのルールや仮設のごみ置き場、ごみの処理方法などを事前に定めた「災害廃棄物処理計画」を策定します。
成 果	令和2年9月に「災害廃棄物処理計画」を策定しました。また、災害廃棄物の処理に関する協定についても順次締結を行っています。
課 題	大規模な地震が発生した場合、本市の想定する仮置場では保管・選別等が難しい状況であるため、市外での仮置場の提供について事前に府や国と引き続き協議を行う必要があります。

施 策	災害廃棄物等の処理に関する基本協定締結（令和2年9月28日）
ねらい	大規模自然災害発生時に各自治体におけるごみ処理施設での廃棄物処理が困難になった場合に、災害廃棄物の処理等が適正かつ円滑、迅速に行えることを目的としています。
内 容	基本協定は大栄環境株式会社と本市、及び長岡京市、大山崎町、乙訓環境衛生組合の5者で締結します。この協定により、本市が被災した場合に災害廃棄物等の撤去や収集運搬、中間処理や最終処分を大栄環境株式会社に協力要請することができるようになります。
成 果	収集運搬から中間処理、再資源化、最終処分、廃棄物一元管理、コンサルティングなど、一貫した廃棄物処理関連の業務を展開されている大栄環境株式会社と災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結しました。
課 題	大規模な災害が発生した場合、できるだけ早く復旧できるよう迅速に災害廃棄物を処理する必要があります。災害廃棄物等の処理について事前に長岡京市、大山崎町、乙訓環境衛生組合や大栄環境株式会社と引き続き協議を行う必要があります。

第3節 課題

1) 排出抑制

(1) ごみ量の削減

ごみの減量は処理施設の規模の縮小や最終処分場の延命化など処理費用の負担軽減につながるものと考えられます。

また、地球温暖化問題をはじめとする地球規模の環境問題の解決のためには、循環型社会を構築し、次世代へ課題を先送りすることなく、環境負荷を軽減していく必要があります。

しかしながら、本市のごみ発生量は平成28年度まで減少傾向にありましたが、近年、下げ止まっている傾向にあるため、今後更なるごみ量の削減を図ることが課題です。

(2) 再生利用率の向上

本市では、再生利用率が京都府の目標に比べて非常に低い状況にあります。これは、古紙類などの集団回収の量が含まれていないことも大きな要因と考えられます。

また、収集されるごみの中に資源化可能なものが混入している状況があります。本市では、令和4年2月から指定袋制度を導入し、指定袋制度導入後の家庭系ごみ排出量の推移を把握するとともに、資源物の分別につながっていないかなど、排出実態を把握して指定袋制度の導入効果の検証や古紙類など集団回収活動等への助成金や、行政回収などの回収方法の検討も必要です。

また、高齢者などの排出困難者について資源物の回収方法を検討することも必要です。

(3) 食品ロスの削減

近年、本来食べることができる食品が食品廃棄物として多量に廃棄されていることが、全国的に問題視されており、令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されています。本市においても同様に食品ロスが発生していることは、今回実施した「ごみの組成分析調査結果」からも明らかとなっています。

このことから、家庭における賞味期限と消費期限の正しい理解、買い物前の冷蔵庫チェック、飲食店等における仕入れ時の工夫、適量の提供や3010運動の推進、

家庭や事業所におけるフードバンク、フードドライブの利用等を推進する食品ロスの削減に向けた対策が必要です。

(4) 向日市廃棄物減量等推進審議会からの提言への対応

①古紙回収について

本市では、自治会、町内会、PTAや子供会などが主体となって実施する古紙類の集団回収に対して助成制度がなく、多くの古紙類が可燃ごみとして処理されていると考えられます。「これら古紙類の再生利用を推進することで、ごみの減量や再資源化が大幅に進むと期待されることから、本市に合った古紙回収に対する助成金の制度創設など、古紙回収を後押しする施策を検討し、導入する必要があります。」と向日市廃棄物減量等推進審議会から提言されています。

②資源ごみ分別回収ステーションについて

分別回収ステーションが減少傾向にある現状に対して、以下の方策に努める必要があります。

- ・ 公共施設敷地内において、分別回収ステーションや資源物回収拠点となる用地の確保
- ・ 新しい分別回収ステーションの設置について、市民の利便性と回収の合理性を踏まえ、空き店舗や空き地の所有者などに対して協力を依頼
- ・ スーパーマーケット等商業施設に対して資源物回収についての協力を依頼

2) 収集運搬

(1) 資源ごみの収集体制の検討

本市では、現在、資源ごみの収集は月2回でステーション方式により実施していますが、より住民が排出しやすい環境整備としてステーションの増加や収集頻度の増加、また資源物の各戸収集も検討する必要があります。

(2) 集団回収、拠点回収の拡大

平成28年度に市役所及び鶏冠井コミュニティセンターでの24時間回収を開始し、現在では4か所で拠点回収をしています。今後も資源回収状況を見つつ、家庭内の貯留容量等にも配慮し、必要に応じて体制の検討に努める必要があります。

3) 中間処理

古紙等資源ごみ、食品残渣等資源化可能な一般廃棄物について、焼却から再資源化への変換が求められています。

4) 最終処分

(1) 最終処分量の削減

大阪湾広域臨海環境整備センターへの処分委託の次期計画は未定ですが、現計画（平成 30 年 3 月変更認可）により、受入期間は令和 14 年度まで継続して可能になりました。

組合が作成した勝竜寺埋立地現況調査報告書（平成 27 年 3 月）によると、11 年後の令和 13 年に勝竜寺埋立地での埋立処分は終了する見込みです。今後、最終処分量の更なる削減方法の検討が必要になります。

第5章 ごみ組成調査

第1節 調査の目的

家庭から排出される家庭ごみ(可燃ごみ)、事業所から排出される事業系ごみのそれぞれについて、その組成を調査し、ごみ組成や分別状況、資源化可能物及び食品ロスの混入状況を把握することを目的に実施しました。

第2節 調査内容

1) 調査内容

家庭系、事業系ごとに一般廃棄物の可燃ごみについて、ごみ組成調査を行いました。

2) 調査場所

調査施設：プラスチック製容器包装圧縮梱包施設（1・2番ヤード）

所在地：京都府長岡京市勝竜寺下長黒1-1地内

3) 調査対象

家庭系可燃ごみを収集する地区の形態による特性を、事業系可燃ごみについては事業形態による特性を把握するため、それぞれ家庭系可燃ごみを新興住宅、旧市街、集合住宅の3区分とし、事業系可燃ごみをオフィス系、飲食系の2区分としました。

4) 調査日程

調査は夏季及び冬季に実施し、表2-5-1に示すとおり実施しました。

表2-5-1 調査日程

区 分		調査日程	
		夏季調査	冬季調査
家庭系ごみ	新興住宅	令和2年7月27日	令和3年2月12日
	旧市街	令和2年7月21日	令和3年2月9日
	集合住宅	令和2年7月30日	令和3年2月8日
事業系ごみ	オフィス系	令和2年7月28日	令和3年2月16日
	飲食系	令和2年7月16日	令和3年2月25日

5) 調査対象量

家庭系可燃ごみ：約300kg（1検体当たり）

事業系可燃ごみ：約200kg（1検体当たり）

6) 調査手順

調査の手順は図2-5-1に示すとおりであり、ごみの搬入、試料のサンプリング、試料

の分類、重量等計測、調査ごみの処分の作業分類に分けられます。

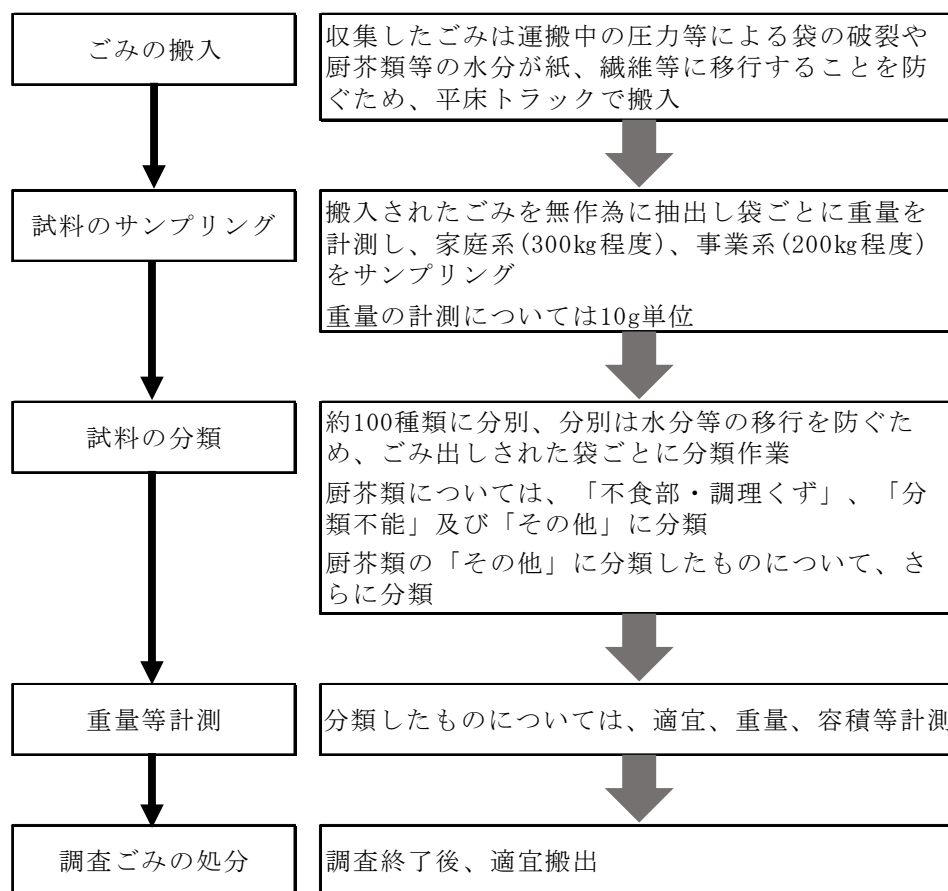


図 2-5-1 調査の手順

7) 調査方法

(1) 調査分類

ごみ組成調査の分類は表 2-5-2 に示す小分類ごとに分類しました。

(2) 調査方法

搬入された対象ごみから調査対象数量分を抜き取り、ごみ出された袋ごとに分類調査を行いました。

小分類に分類された試料は該当する区分(小分類)ごとにそれぞれの重量を10g単位まで計測するとともに個数把握(分類表中※のみ)を行いました。

なお、容積の調査については、計量時の容器を目安として目分量で判断しました。

また、厨芥類については、「不食部・調理くず」、「分類不能」及び「その他」に分類したのち、「その他」について小分類に分類しました。

表 2-5-2(1) ごみ組成分類一覧(夏季) (1/2)

成分	大分類	中分類	小分類 ※印は個数測定	備考	
プラスチック類	容器包装	プラボトル	プラボトル ペットボトル※	収集対象外ペットボトルも含む 分別収集対象のみ	
		トレイ、カップ、パック、コップ 台紙付容器	白色発泡食品トレイ※		
			その他の食品トレイ		
		手提げ袋	大型 手提げ袋※	ごみ出し用	40cm角以上大型の手提げ袋、大型はスーパーで使われた場合も含む
				ごみ捨て用(拳大以上)	
			スーパー等 手提げ袋※	ごみ出し用	
				ごみ捨て用(拳大以上)	
		その他	そのまま		
		ブラ袋	ブラ袋・フィルム・シート・シュリンク包装、ラップ	複合アルミ箔、レトルトのアルミ箔も含む ブラ袋又はアルミ蒸着袋の詰替え用袋	
		スクイーズ・チューブ、スティック容器			
	発泡製緩衝材		宅配用や大型の発泡性保冷容器も含む		
	その他(法対象)	クッション・その他容器包装(化粧品容器・吸水シート・ワイシャツの襟サポーター・洋服販売時のハンガー等)	容器包装リサイクル法の対象物		
	その他	使い捨てライター	使い捨てライター※		
		注射容器等危険物			
その他(大型成型品)			30cm四方以上&長尺物(厳密ではない)、市販されているごみ袋		
その他(小型成型品)			商品、家庭用ラップ(値札等貼っていない)等		
その他雑プラスチック			ひも、結束テープ、湿布シート等		
事業所からのプラスチック					
ごみ袋					
ゴム・皮革類	その他	輪ゴム、ゴム手袋、運動靴、長靴、革製靴、ベルト類 事業所からのゴム、皮革類			
紙類	容器包装	紙バック(アルミコーティング有)			
		紙バック(アルミコーティング無)			
		段ボール			
		紙箱 紙袋、包装紙等			
	古紙	新聞	折ったまま廃棄等何も包まず 生ごみや割れ物等を包む	丸めたものを含む	
		折込広告・PRチラシ(1枚もの)			
		本・雑誌・PR本		PR誌は冊子状のもの	
	その他	雑紙(ミックスペーパー)	カレンダー・メモ用紙・名刺・DM手紙・コピー用紙・感熱紙以外のレシート、紙筒、1枚もののPR紙等	窓付き封筒含む サービス業の袋、宅配便等で自分で包んだ紙等法対象外容器包装でリサイクル可能な物含む	
		紙おむつ	大人用※ 子供用※		
		ペットシート		大人用とはつきり分かる物以外のシート状	
		吸水樹脂製品		生理用品等	
		その他リサイクル不可能な紙	ティッシュ・紙おしぼり・紙紐・感熱紙・プラスチックコーティングされた紙・紙コップ・葉書以下の小さな紙	油をしみ込ませた紙、汚れの激しい紙も含む	
事業所からの紙類					
繊維類	衣類	衣服、タオル、シーツ類	古着やウェスへ資源化可能な物=シャツ等以上。雑巾等に使用しない下着や靴下等はその他		
	その他	人形、寝具、調度品、鞆、はぎれ、雑巾、シップ、布テープ等 事業所からの繊維類	不織布製品		
木片類	その他	事業所からの木片類			
草木類	生け花 剪定枝				
厨芥類	手付かず食品・未利用食品(100%残存)	未利用食材	消費期限前	ほぼ原形をとどめているもの	
			消費期限後1週間以内		
			消費期限1週間以上		
		未利用調理済み食品	不明		
			消費期限前		
			消費期限後1週間以内		
	手付かず食品・未利用食品(100%未満残存)	未利用食材	消費期限前	半分以上原形が残っているもの	
			消費期限後1週間以内		
			消費期限1週間以上		
		未利用調理済み食品	不明		
			消費期限前		
			消費期限後1週間以内		
食べ残し					
不食部・調理くず	物理的可食 非可食	物理的可食(～過剰除去) 非可食			
分類不能					

表 2-5-2(1) ごみ組成分類一覧(夏季) (2/2)

成分	大分類	中分類	小分類 ※印は個数測定	備考	
ガラス類	容器包装	ビン類	リターナルビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			酒ビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			飲料水のビン※	白色	医薬品ドリンク含む
				茶色	
				緑色	
				その他	
			調味料のビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			食品のビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			薬のビン※	白色	
	茶色				
	緑色				
	その他				
	食品のビン※	白色			
		茶色			
		緑色			
その他					
その他	有害製品	蛍光灯(直管、曲管、電球型)※			
		鏡			
	その他	その他有害製品			
		電球類			
金属類	容器包装	飲料水の缶	アルミ缶※		
		缶詰、缶箱	スチール缶※		
		ペットフード等の缶詰、缶箱			
		一斗缶			
		スプレー缶	簡易ガスボンベ(穴あり)※		
	その他	単一金属製品	簡易ガスボンベ(穴無中身有)※	振って液体がかなりの量残っている音がするもの	
			簡易ガスボンベ(穴無中身無)※		
		複合金属製品 (リサイクル不適)	スプレー缶(穴あり)※		
			スプレー缶(穴無中身有)※	振って液体がかなりの量残っている音がするもの	
		電池	スプレー缶(穴無中身無)※		
			アルミトレイ、王冠、リップチューブ等	レンジ油、アルミホイールはその他	
		その他	単一金属製品	鍋、釜、食器、包丁、クリップ等	
			複合金属製品 (リサイクル不適)	小型家電、電線等	
			電池	乾電池※	
			危険物(カミソリ等)	ボタン電池※	
使い捨てカイロ	充電式電池※				
その他	危険物(カミソリ等)	単一金属でも包丁、はさみは含む			
陶磁器類	その他	食生活用品、灰皿等日用品、置物			
		事業所からの陶磁器類			
その他	その他可燃	犬の糞	新聞紙に包んだり、袋に入ったままのもの		
		煙草の吸殻、掃除機ごみ			
		事業所からのその他可燃・準可燃			
	その他不燃	土砂、粘土等			
事業所からのその他不燃					
その他	猫のトイレ用砂	袋に入ったままのもの			

表 2-5-2(2) ごみ組成分類一覧(冬季)(1/2)

成分	大分類	中分類	小分類 ※印は個数測定	備考	
プラスチック類	容器包装	プラボトル	プラボトル ペットボトル※ 白色発泡食品トレイ※	収集対象外ペットボトルも含む 分別収集対象のみ	
		トレイ、カップ、パック、コップ台紙付容器	その他の食品トレイ その他のトレイ・カップ・パック・コップ・台紙付容器・小型容器	小型容器は醤油・フレッシュ・薬パッケージ等。ロ粒付きパウチ容器含む	
		手提げ袋	大型 手提げ袋※	ごみ出し用 ごみ捨て用(拳大以上) そのまま	40cm角以上大型の手提げ袋、大型はスーパーで使われた場合も含む
				ごみ出し用 ごみ捨て用(拳大以上) そのまま	
			スーパー 等手提げ袋※	ごみ出し用 ごみ捨て用(拳大以上) そのまま	
				ごみ出し用 ごみ捨て用(拳大以上) そのまま	
		ブラ袋	ブラ袋・フィルム・シート・シュリンク包装、ラップ 詰替え用ブラ袋・アルミ蒸着袋※	複合アルミ箔、レトルトのアルミ箔も含む ブラ袋又はアルミ蒸着袋の詰替え用袋	
		スクイーズ・チューブ、スティック容器			
		発泡製緩衝材		宅配用や大型の発泡性保冷容器も含む	
		その他(法対象)	クッション・その他容器包装(化粧品容器・吸水シート・ワイシャツの襟サポーター・洋服販売時のハンガー等)	容器包装リサイクル法の対象物	
	その他	使い捨てライター	使い捨てライター※		
		注射容器等危険物			
		その他(大型成型品)		30cm四方以上&長尺物(厳密ではない)、市販されているごみ袋	
		その他(小型成型品)		商品、家庭用ラップ(値札等貼っていない)等	
		その他雑プラスチック		ひも、結束テープ、湿布シート等	
		事業所からのプラスチック			
	ごみ袋				
ゴム・皮革類	その他	輪ゴム、ゴム手袋、運動靴、長靴、革製靴、ベルト類 事業所からのゴム、皮革類			
紙類	容器包装	紙パック(アルミコーティング有)			
		紙パック(アルミコーティング無)			
		段ボール			
		紙箱			
		紙袋、包装紙等			
	古紙	新聞	折ったまま廃棄等何も包まず 生ごみや割れ物等を包む	丸めたものを含む	
		折込広告・PRチラシ(1枚もの) 本・雑誌・PR本		PR誌は冊子状のもの	
		雑紙(ミックスペーパー)	カレンダー・メモ用紙・名刺・DM手紙・コピー用紙・感熱紙以外のレシート、紙筒、1枚もののPR紙等	窓付き封筒含む サービス業の袋、宅配便等で自分で包んだ紙等法対象外容器包装でリサイクル可能な物含む	
	その他	紙おむつ	大人用※ 子供用※		
		ペットシート		大人用とはっきり分かる物以外のシート状	
		吸水樹脂製品		生理用品等	
		その他リサイクル不可能な紙	ティッシュ・紙おしぼり・紙紐・感熱紙・プラスチックコーティングされた紙・紙コップ・葉書以下の小さな紙	油をしみ込ませた紙、汚れの激しい紙も含む	
		事業所からの紙類			
繊維類	衣類	衣服、タオル、シーツ類	古着やウェスへ資源化可能な物=シャツ等以上。雑巾等に使えない下着や靴下等はその他		
	その他	人形、寝具、調度品、靴、はぎれ、雑巾、シップ、布テープ等 事業所からの繊維類	不織布製品		
木片類	その他	事業所からの木片類			
草木類	生け花 剪定枝				
厨芥類	手付かず食品・未利用食品(100%残存)	未利用食材	消費期限前	ほぼ原形をとどめているもの(100%残存)	
			消費期限後1週間以内		
			消費期限1週間以上		
		不明			
		未利用調理済み食品	消費期限前		
			消費期限後1週間以内		
	消費期限1週間以上				
	手付かず食品・未利用食品(99~50%残存)	未利用食材	消費期限前	半分以上原形が残っているもの(99~50%残存)	
			消費期限後1週間以内		
			消費期限1週間以上		
		不明			
		未利用調理済み食品	消費期限前		
消費期限後1週間以内					
消費期限1週間以上					
手付かず食品・未利用食品(50%未満残存)	未利用食材	消費期限前	原形が半分未満のもの(50%未満残存)		
		消費期限後1週間以内			
		消費期限1週間以上			
	不明				
	未利用調理済み食品	消費期限前			
		消費期限後1週間以内			
消費期限1週間以上					
食べ残し					
不食部・調理くず	物理的可食	物理的可食(～過剰除去)			
	非可食	非可食			
分類不能					

表 2-5-2(2) ごみ組成分類一覧(冬季)(2/2)

成分	大分類	中分類	小分類 ※印は個数測定	備考	
ガラス類	容器包装	ビン類	リターナルビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			酒ビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			飲料水のビン※	白色	医薬品ドリンク含む
				茶色	
				緑色	
				その他	
			調味料のビン※	白色	
				茶色	
	緑色				
	その他				
	食品のビン※	白色			
		茶色			
		緑色			
		その他			
	薬のビン※	白色			
		茶色			
		緑色			
		その他			
	食品のビン※	白色			
		茶色			
		緑色			
		その他			
その他	有害製品	蛍光灯(直管、曲管、電球型)※			
		鏡			
	その他	その他有害製品			
		電球類			
金属類	容器包装	飲料水の缶	アルミ缶※		
			スチール缶※		
		缶詰、缶箱			
		ペットフード等の缶詰、缶箱			
		一斗缶			
		スプレー缶	簡易ガスボンベ(穴あき)※		
			簡易ガスボンベ(穴無中身有)※	振って液体がかなりの量残っている音がするもの	
			簡易ガスボンベ(穴無中身無)※		
			スプレー缶(穴あき)※		
			スプレー缶(穴無中身有)※	振って液体がかなりの量残っている音がするもの	
			スプレー缶(穴無中身無)※		
		その他	アルミトレイ、王冠、リップチューブ等	レンジ油、アルミホイールはその他	
		その他	単一金属製品	鍋、釜、食器、包丁、クリップ等	
			複合金属製品 (リサイクル不適)	小型家電、電線等 かさ、ハンガー等	
	電池		乾電池※		
			ボタン電池※		
			充電式電池※		
	危険物(カミソリ等)			単一金属でも包丁、はさみは含む	
	使い捨てカイロ		使い捨てカイロ※		
	その他			レンジカバー、アルミホイール等	
	事業所からの金属類				
	陶磁器類	その他	食生活用品、灰皿等日用品、置物 事業所からの陶磁器類		
	その他	その他可燃	犬の糞	新聞紙に包んだり、袋に入ったままのもの	
			煙草の吸殻、掃除機ごみ		
			事業所からのその他可燃・準可燃		
		その他不燃	土砂、粘土等		
			事業所からのその他不燃		
	その他	猫のトイレ用砂	袋に入ったままのもの		

第3節 調査結果

1) 家庭系ごみ

(1) 成分別組成

調査の結果を表 2-5-3(1)～(2)に示します。組成割合(重量)をみると、いずれも「プラスチック類」、「紙類」及び「厨芥類」の割合が多く、夏季には、季節的かつ一時的なごみの排出が 10%を超える割合で排出されていますが、これらは排出状況の全体的な特性ではないと考えられます。

また、成分別の組成割合(容積)は表 2-5-1(2)に示すとおりであり、夏季には、季節的かつ一時的なごみの排出が 10%を超える割合で排出されていますが、いずれも「プラスチック類」及び「紙類」が多く、家庭系全体においても同様の傾向でした。

なお、地区別、季節的に大きな差はみられませんでした。

表 2-5-3(1) 成分別組成(重量)

単位：kg

	成分	新興住宅		旧市街		集合住宅		家庭系全体	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合	重量	割合
夏季	プラスチック類	29.58	19.50%	43.18	14.57%	54.06	19.55%	126.82	17.50%
	ゴム・皮革類	4.37	2.88%	0.92	0.31%	1.37	0.50%	6.66	0.92%
	紙類	70.48	46.45%	97.98	33.05%	80.37	29.06%	248.83	34.33%
	繊維類	18.18	11.98%	18.19	6.14%	16.52	5.97%	52.88	7.30%
	木片類	1.54	1.01%	0.62	0.21%	0.00	0.00%	2.16	0.30%
	草木類	2.46	1.62%	65.56	22.12%	3.90	1.41%	71.91	9.92%
	厨芥類	20.05	13.21%	63.92	21.56%	104.70	37.86%	188.66	26.03%
	ガラス類	0.03	0.02%	0.00	0.00%	2.37	0.86%	2.40	0.33%
	金属類	4.41	2.91%	3.71	1.25%	1.71	0.62%	9.83	1.36%
	陶磁器類	0.18	0.12%	0.00	0.00%	0.62	0.22%	0.80	0.11%
	その他	0.46	0.30%	2.35	0.79%	10.95	3.96%	13.76	1.90%
	各項目合計	151.75	100.00%	296.43	100.00%	276.55	100.00%	724.73	100.00%
	流出水分等	5.00	3.19%	5.12	1.70%	3.34	1.19%	13.45	1.82%
	総合計	156.74	—	301.55	—	279.89	—	738.18	—
冬季	プラスチック類	43.54	17.50%	32.67	13.71%	53.34	19.71%	129.55	17.10%
	ゴム・皮革類	2.95	1.19%	1.85	0.78%	2.18	0.81%	6.98	0.92%
	紙類	101.08	40.63%	107.52	45.11%	87.57	32.36%	296.17	39.08%
	繊維類	18.20	7.32%	21.42	8.99%	10.75	3.97%	50.37	6.65%
	木片類	0.67	0.27%	1.93	0.81%	1.00	0.37%	3.60	0.47%
	草木類	3.59	1.44%	4.35	1.83%	2.27	0.84%	10.21	1.35%
	厨芥類	69.27	27.84%	61.20	25.67%	100.16	37.01%	230.63	30.43%
	ガラス類	0.67	0.27%	0.74	0.31%	0.49	0.18%	1.90	0.25%
	金属類	3.74	1.50%	3.43	1.44%	4.23	1.56%	11.40	1.50%
	陶磁器類	0.28	0.11%	0.00	0.00%	0.12	0.04%	0.40	0.05%
	その他	4.80	1.93%	3.25	1.36%	8.52	3.15%	16.57	2.19%
	各項目合計	248.80	100.00%	238.35	100.00%	270.63	100.00%	757.78	100.00%
	流出水分等	2.00	0.80%	4.80	1.97%	3.88	1.41%	10.67	1.39%
	総合計	250.80	—	243.14	—	274.51	—	768.45	—
年間	プラスチック類	73.12	18.26%	75.85	14.18%	107.40	19.63%	256.37	17.29%
	ゴム・皮革類	7.32	1.83%	2.77	0.52%	3.55	0.65%	13.64	0.92%
	紙類	171.56	42.83%	205.50	38.43%	167.95	30.69%	545.01	36.76%
	繊維類	36.38	9.08%	39.61	7.41%	27.27	4.98%	103.26	6.96%
	木片類	2.21	0.55%	2.55	0.48%	1.00	0.18%	5.76	0.39%
	草木類	6.05	1.51%	69.91	13.07%	6.17	1.13%	82.12	5.54%
	厨芥類	89.32	22.30%	125.11	23.40%	204.86	37.44%	419.29	28.28%
	ガラス類	0.70	0.17%	0.74	0.14%	2.86	0.52%	4.30	0.29%
	金属類	8.15	2.04%	7.14	1.33%	5.94	1.08%	21.23	1.43%
	陶磁器類	0.46	0.12%	0.00	0.00%	0.74	0.14%	1.20	0.08%
	その他	5.26	1.31%	5.60	1.05%	19.47	3.56%	30.33	2.05%
	各項目合計	400.55	100.00%	534.77	100.00%	547.19	100.00%	1,482.50	100.00%
	流出水分等	7.00	1.72%	9.92	1.82%	7.21	1.30%	24.12	1.60%
	総合計	407.54	—	544.69	—	554.40	—	1,506.63	—

注)太字は割合10%を超えるものを示しています。

表 2-5-3(2) 成分別組成(容積)

単位：ℓ

	成分	新興住宅		旧市街		集合住宅		家庭系全体	
		容積	割合	容積	割合	容積	割合	容積	割合
夏季	プラスチック類	1,267	42.91%	1,460	43.88%	2,400	57.88%	5,127	49.17%
	ゴム・皮革類	20	0.68%	10	0.30%	4	0.10%	34	0.33%
	紙類	1,211	41.01%	1,052	31.61%	1,118	26.97%	3,381	32.43%
	繊維類	265	8.97%	124	3.73%	166	4.00%	555	5.32%
	木片類	18	0.61%	3	0.09%	0	0.00%	21	0.20%
	草木類	33	1.12%	459	13.78%	43	1.03%	534	5.12%
	厨芥類	84	2.85%	191	5.73%	322	7.77%	597	5.73%
	ガラス類	0	0.00%	0	0.00%	6	0.15%	6	0.06%
	金属類	47	1.59%	23	0.68%	42	1.02%	112	1.07%
	陶磁器類	0	0.01%	0	0.00%	0	0.01%	1	0.01%
	その他	7	0.24%	7	0.21%	44	1.07%	58	0.56%
	各項目合計	2,953	100.00%	3,328	100.00%	4,145	100.00%	10,426	100.00%
冬季	プラスチック類	1,112	45.25%	896	38.09%	1,554	46.23%	3,562	43.59%
	ゴム・皮革類	20	0.81%	12	0.51%	16	0.48%	48	0.59%
	紙類	828	33.70%	966	41.06%	1,053	31.33%	2,847	34.85%
	繊維類	179	7.28%	189	8.01%	109	3.24%	477	5.83%
	木片類	3	0.12%	15	0.64%	9	0.25%	27	0.32%
	草木類	46	1.87%	40	1.70%	72	2.14%	158	1.93%
	厨芥類	229	9.31%	176	7.48%	341	10.14%	746	9.12%
	ガラス類	1	0.04%	1	0.05%	1	0.02%	3	0.04%
	金属類	28	1.15%	48	2.05%	30	0.90%	107	1.31%
	陶磁器類	0	0.01%	0	0.00%	0	0.01%	0	0.00%
	その他	11	0.45%	10	0.42%	176	5.25%	197	2.41%
	各項目合計	2,458	100.00%	2,353	100.00%	3,361	100.00%	8,171	100.00%
年間	プラスチック類	2,379	43.97%	2,356	41.48%	3,953	52.67%	8,689	46.72%
	ゴム・皮革類	40	0.74%	22	0.39%	20	0.27%	82	0.44%
	紙類	2,039	37.69%	2,018	35.52%	2,171	28.92%	6,228	33.49%
	繊維類	444	8.21%	313	5.50%	275	3.66%	1,032	5.55%
	木片類	21	0.39%	18	0.32%	9	0.11%	48	0.26%
	草木類	79	1.46%	499	8.78%	115	1.53%	692	3.72%
	厨芥類	313	5.78%	367	6.45%	663	8.83%	1,343	7.22%
	ガラス類	1	0.02%	1	0.02%	7	0.09%	9	0.05%
	金属類	75	1.39%	71	1.25%	73	0.97%	219	1.18%
	陶磁器類	0	0.01%	0	0.00%	1	0.01%	1	0.01%
	その他	18	0.33%	17	0.30%	221	2.94%	256	1.37%
	各項目合計	5,410	100.00%	5,681	100.00%	7,506	100.00%	18,597	100.00%

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

(2) 家庭系ごみ中の資源化可能物

調査対象とした各地区から排出された家庭系ごみについて、資源化可能物と資源化不可物の成分内訳（重量比）（季節別）は図 2-5-2(1)～(3)に示すとおりです。

夏季には資源化可能物は 73.9%、冬季には 71.1%、年間で 72.4%といずれの季節とも高い割合を示しています。このうち、いずれの季節とも最も多いのは厨芥類であり、26.0～30.2%となっています。次いで、紙類（19.4～19.5%）、プラスチック類（13.5～14.8%）となっており、家庭系の排出されているごみの 6 割程度が資源化可能物の上位 3 種類（厨芥類、紙類、プラスチック類）で占めていることがわかります。

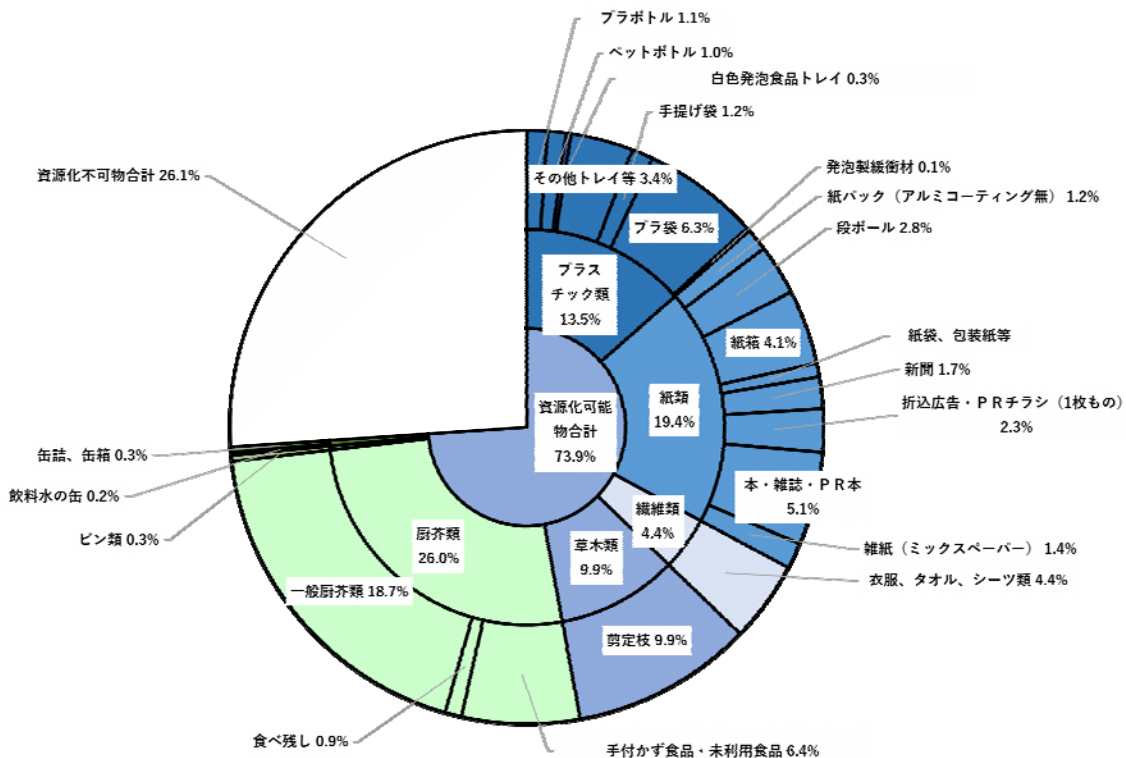


図 2-5-2(1) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳（重量比）（夏季）

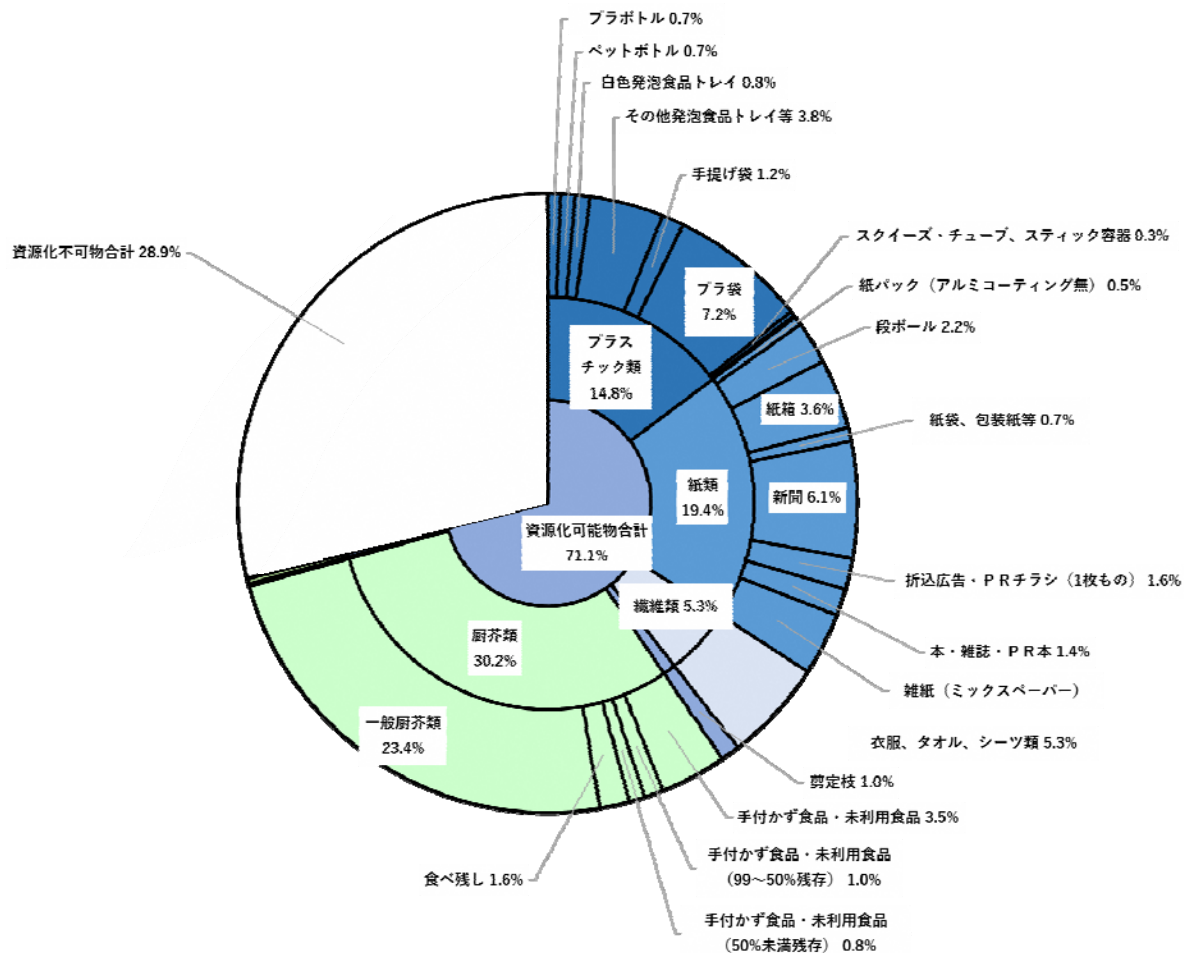


図 2-5-2(2) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比) (冬季)

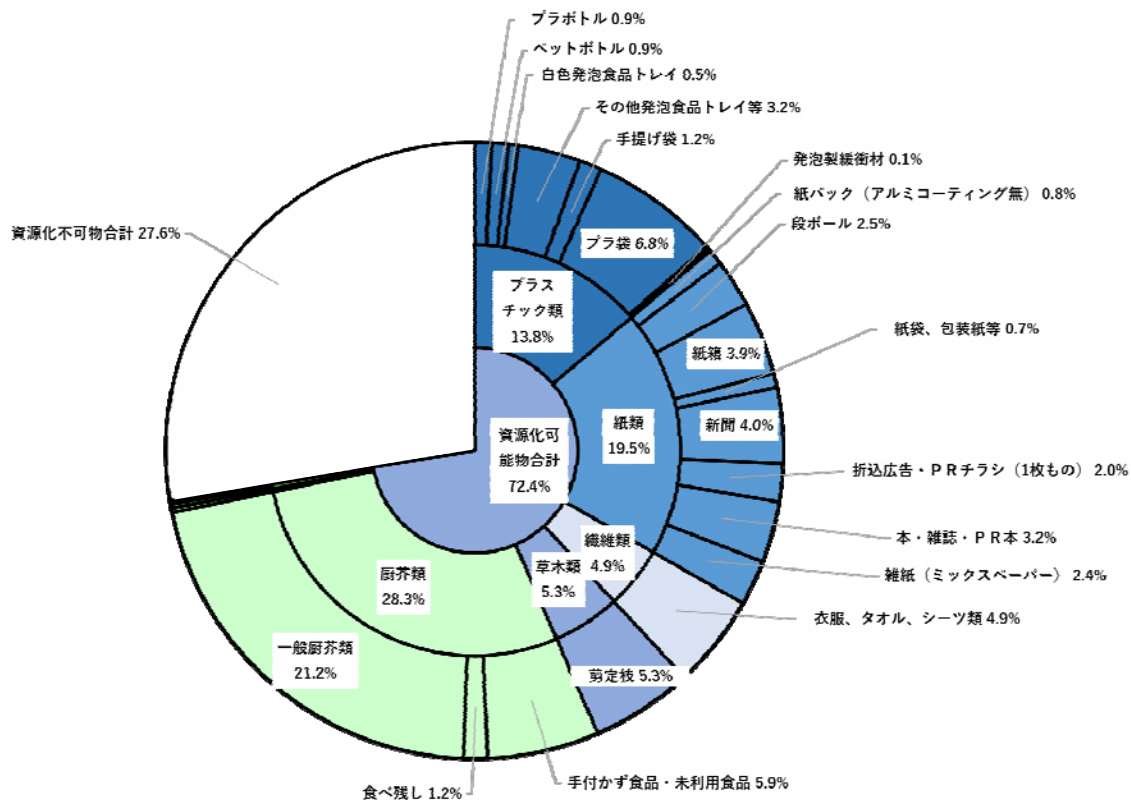


図 2-5-2(3) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比) (年間)



(写真) 家庭から可燃ごみとして排出された資源ごみ及び食料品等

2) 事業系ごみ

(1) 成分別組成

調査の結果を表 2-5-4(1)～(2)に示します。組成割合(重量)をみると、オフィス系では「紙類」が最も多く、飲食系では「厨芥類」が最も多くなっています。次いで、オフィス系では「プラスチック類」が、飲食系では「プラスチック類」及び「紙類」の割合が多くなっています。

また、成分別の組成割合(容積)は表 2-5-1(2)に示すとおりであり、いずれも「プラスチック類」及び「紙類」が多く、事業系全体においても同様の傾向でした。なお、飲食系では「厨芥類」も「紙類」と同程度と多くなっています。

なお、季節的に大きな差はみられませんでした。

表 2-5-4(1) 成分別組成(重量)

単位 : kg

	成分	オフィス系		飲食系		事業系全体	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合
夏 季	プラスチック類	27.60	15.21%	28.46	14.79%	56.05	14.99%
	ゴム・皮革類	7.04	3.88%	0.35	0.18%	7.39	1.98%
	紙類	119.73	65.99%	28.67	14.90%	148.39	39.69%
	繊維類	4.58	2.53%	4.28	2.22%	8.86	2.37%
	木片類	1.45	0.80%	1.04	0.54%	2.49	0.67%
	草木類	16.84	9.28%	8.05	4.18%	24.89	6.66%
	厨芥類	3.52	1.94%	118.65	61.66%	122.18	32.68%
	ガラス類	0.25	0.14%	0.16	0.08%	0.41	0.11%
	金属類	0.19	0.11%	1.65	0.86%	1.84	0.49%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.41	0.21%	0.41	0.11%
	その他	0.23	0.13%	0.70	0.36%	0.93	0.25%
	各項目合計	181.43	100.00%	192.42	100.00%	373.85	100.00%
	流出水分等	2.33	1.27%	8.70	4.32%	11.02	2.86%
	総合計	183.76	—	201.12	—	384.88	—
冬 季	プラスチック類	16.57	16.84%	31.58	17.62%	48.15	17.34%
	ゴム・皮革類	0.01	0.01%	0.00	0.00%	0.01	0.00%
	紙類	58.71	59.67%	33.71	18.81%	92.42	33.29%
	繊維類	0.64	0.65%	3.62	2.02%	4.26	1.53%
	木片類	0.99	1.00%	3.35	1.87%	4.34	1.56%
	草木類	5.24	5.33%	0.00	0.00%	5.24	1.89%
	厨芥類	10.99	11.17%	105.40	58.81%	116.39	41.92%
	ガラス類	0.24	0.24%	0.00	0.00%	0.24	0.09%
	金属類	0.71	0.72%	1.52	0.85%	2.23	0.80%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%
	その他	4.30	4.37%	0.06	0.03%	4.36	1.57%
	各項目合計	98.40	100.00%	179.24	100.00%	277.63	100.00%
	流出水分等	0.67	0.68%	1.61	0.89%	2.28	0.81%
総合計	99.07	—	180.85	—	279.92	—	
年 間	プラスチック類	44.17	15.78%	60.04	16.15%	104.20	15.99%
	ゴム・皮革類	7.05	2.52%	0.35	0.09%	7.40	1.14%
	紙類	178.44	63.77%	62.37	16.78%	240.81	36.96%
	繊維類	5.22	1.87%	7.90	2.13%	13.12	2.01%
	木片類	2.44	0.87%	4.39	1.18%	6.83	1.05%
	草木類	22.08	7.89%	8.05	2.17%	30.13	4.62%
	厨芥類	14.51	5.19%	224.05	60.29%	238.57	36.62%
	ガラス類	0.49	0.18%	0.16	0.04%	0.65	0.10%
	金属類	0.90	0.32%	3.17	0.85%	4.07	0.63%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.41	0.11%	0.41	0.06%
	その他	4.53	1.62%	0.76	0.20%	5.29	0.81%
	各項目合計	279.83	100.00%	371.65	100.00%	651.49	100.00%
	流出水分等	3.00	1.06%	10.31	2.70%	13.31	2.00%
総合計	282.83	—	381.96	—	664.79	—	

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

表 2-5-4(2) 成分別組成(容積)

単位：0

	成分	オフィス系		飲食系		事業系全体	
		容積	割合	容積	割合	容積	割合
夏 季	プラスチック類	1,461	37.76%	1,396	56.99%	2,857	45.22%
	ゴム・皮革類	27	0.70%	3	0.12%	30	0.47%
	紙類	2,138	55.28%	370	15.09%	2,508	39.69%
	繊維類	57	1.47%	24	0.98%	81	1.28%
	木片類	12	0.31%	10	0.41%	22	0.35%
	草木類	165	4.27%	80	3.27%	245	3.88%
	厨芥類	6	0.17%	557	22.76%	564	8.92%
	ガラス類	0	0.01%	0	0.01%	1	0.01%
	金属類	1	0.03%	7	0.29%	8	0.13%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	0	0.01%	2	0.08%	2	0.04%
	各項目合計	3,868	100.00%	2,449	100.00%	6,318	100.00%
冬 季	プラスチック類	763	44.20%	498	45.19%	1,260	44.59%
	ゴム・皮革類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	紙類	860	49.84%	353	32.05%	1,213	42.91%
	繊維類	4	0.25%	12	1.09%	16	0.58%
	木片類	16	0.93%	33	3.00%	49	1.73%
	草木類	31	1.80%	0	0.00%	3	1.10%
	厨芥類	39	2.25%	188	17.08%	227	8.03%
	ガラス類	0	0.02%	0	0.00%	0	0.01%
	金属類	4	0.20%	17	1.58%	21	0.74%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	9	0.52%	0	0.01%	9	0.32%
	各項目合計	1,726	100.00%	1,101	100.00%	2,827	100.00%
年 間	プラスチック類	2,224	39.75%	1,894	53.33%	4,117	45.02%
	ゴム・皮革類	27	0.48%	3	0.08%	30	0.33%
	紙類	2,998	53.60%	723	20.35%	3,721	40.69%
	繊維類	61	1.10%	36	1.01%	97	1.06%
	木片類	28	0.50%	43	1.21%	71	0.78%
	草木類	196	3.50%	80	2.25%	276	3.02%
	厨芥類	45	0.81%	746	21.00%	791	8.65%
	ガラス類	1	0.01%	0	0.01%	1	0.01%
	金属類	5	0.08%	25	0.69%	29	0.32%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	9	0.17%	2	0.06%	11	0.12%
	各項目合計	5,594	100.00%	3,551	100.00%	9,145	100.00%

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

(2) 事業系ごみ中の資源化可能物

調査対象としたオフィス系、飲食系から排出された事業系ごみについて、資源化可能物と資源化不可物の成分内訳（重量比）（季節別）は図 2-5-3(1)～(3)に示すとおりです。

夏季には資源化可能物は70.9%、冬季には77.4%、年間で73.6%といずれの季節とも高い割合を示しています。このうち、最も多くなっているのは夏季には厨芥類であり32.7%、次いで紙類で22.4%となっており、冬季も同様に厨芥類で41.9%、次いで紙類で18.8%となっています。3番目に多くなっているのは、各季節ともプラスチック類（11.2～14.1%）となっており、事業系の排出されているごみの6割以上が上位3種類で占めていることがわかります。

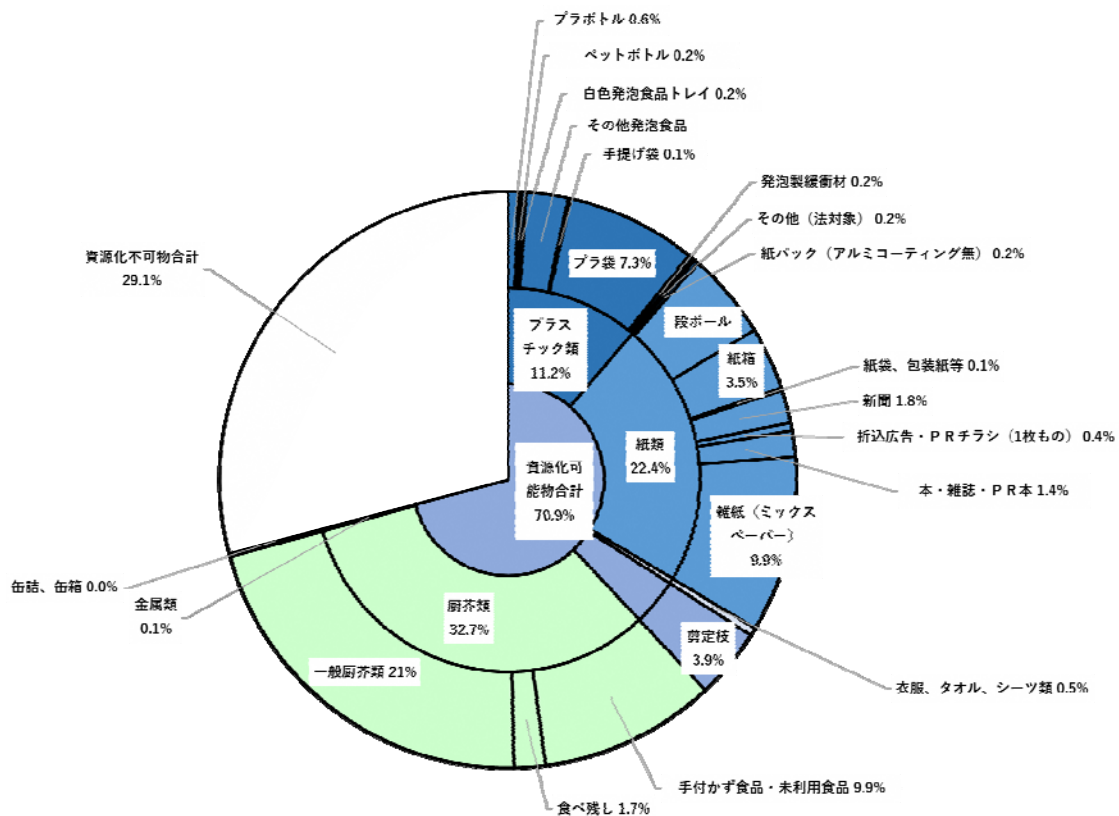


図 2-5-3(1) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳（重量比）（夏季）

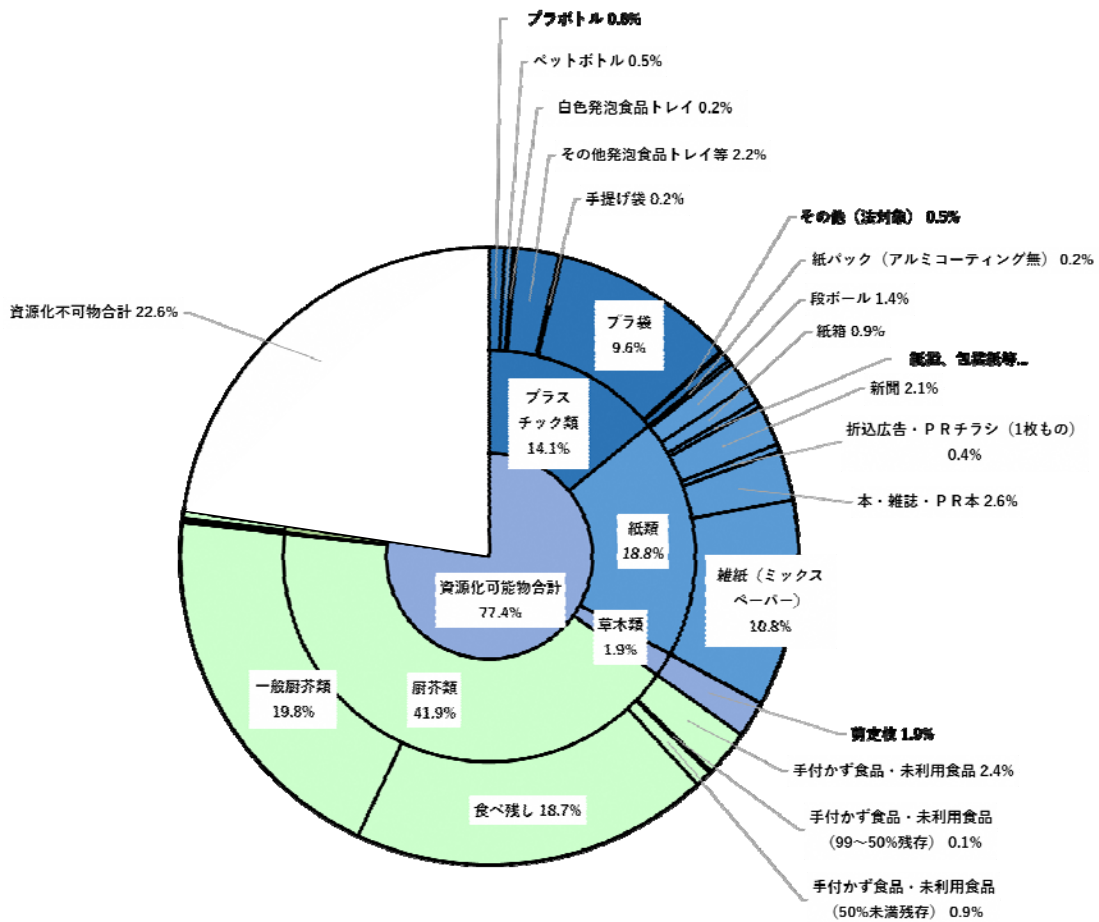


図 2-5-3 (2) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳 (重量比) (冬季)

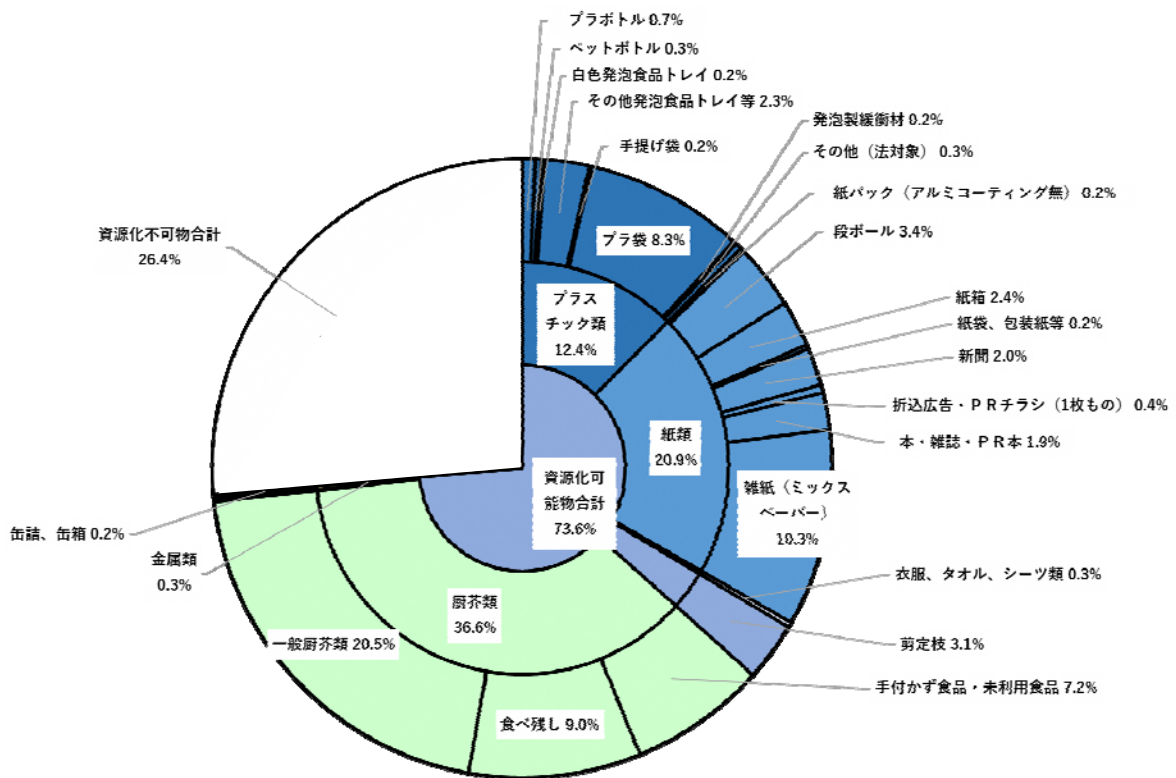


図 2-5-3 (3) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳 (重量比) (年間)

3) 資源化可能量

調査の結果、排出されている家庭系ごみ（燃えるごみ）のうち、現在も分別収集されている資源ごみが含まれていました。

可燃ごみ中のそれらの割合は、プラスチック類が 13.8%（ペットボトル 0.9%、トレイ 3.8%含む）、ビン類が 0.2%、缶類が 0.4%となっています。

一般的に集団回収が行われているものとして、段ボールが 2.5%、新聞が 4.0%、雑誌が 3.2%、その他紙類（紙類から紙パック、段ボール、雑誌を除く）が 8.9%、繊維類が 4.9%となっており、また、一般的に拠点回収が行われているものとして、牛乳パックが 0.8%、トレイが 3.8%（プラスチック類の内数）となっています。

これらを合計すると 38.7%であり、重量では年間約 3,790t（R元年度の収集可燃ごみ量（約 9,800t/年）を対象として）が燃えるごみ等として資源化等されずに処理されています。

また、排出されている事業系ごみ（燃えるごみ）のうち、資源ごみの量は、プラスチック類が 12.5%（ペットボトル 0.3%、トレイ 2.5%含む）、ビン類が 0.1%、缶類が 0.3%となっています。

一般的に集団回収が行われているものとして、段ボールが 3.4%、新聞が 2.0%、雑誌が 1.9%、その他紙類が 13.3%（紙類から紙パック、段ボール、新聞、雑誌を除く）、繊維類が 0.3%となっており、また、一般的に拠点回収が行われているものとして、紙パックが 0.2%、トレイが 2.5%（プラスチック類の内数）となっています。

これらを合計すると 34.0%であり、重量では年間約 1,190t（R元年度の直接搬入可燃ごみ量（約 3,500t/年）を対象とした場合）が燃えるごみ等として資源化等されずに処理されています。

第6章 ごみ処理の基本方針

第1節 基本理念

「第2次ふるさと向日市創生計画」では、ごみの減量化や資源再利用の取組を強化するとともに、地球温暖化をはじめとする環境問題に取り組むこととしています。環境問題の解決には、ごみの発生そのものの抑制、再生利用を一層徹底していく必要があります。

本市では、ごみの減量及び資源再利用を重点的に推進し、持続可能な循環型社会を実現します。

第2節 基本方針

本計画では、次の基本方針に基づき、一般廃棄物の3R及び適正な処理を推進し、地球温暖化防止や海洋プラスチックごみの削減に取り組みます。

1. 市民、事業者、市の連携によるリデュース・リユースの推進

3Rの中でも優先順位の高いリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を重点事項と位置づけ、食品ロスやプラスチックごみなどの削減を3者の連携により推進していきます。

2. ごみの中から資源を回収し環境にやさしいまちづくり

市は資源回収の必要性の啓発を行うとともに、よりリサイクルしやすい環境を整え、市民、事業者はごみとして出す前に資源の分別を積極的に行うことで、資源循環型社会をつくります。

3. 将来の環境を考えた環境負荷の少ない適正な処理

ごみ処理においては、環境負荷を考えた適正な処理を行うほか、エネルギー回収にも積極的に取り組み、温暖化防止を含めた将来の環境保全につなげていきます。

4. ルールとマナーがつくる美しく快適なまちづくり

美しいまちをつくり、海洋プラスチック問題の解決も図るため、明確なごみ出しルールやマナーを共有するとともに、市民と一体となってその回収や散乱防止に取り組み、ポイ捨てごみのない美しく快適なまちを実現します。

第3節 数値目標

1) 減量化目標

本市では、表 2-6-1 に示すとおり、目標を設定するものとします。

ごみ排出量の減量化目標として、「総排出ごみ量（集団回収及び拠点回収を含む収集ごみと直接搬入ごみの合計）」の年間量及び一人一日当たりの原単位、家庭から排出される「収集ごみ（資源ごみを含む）」の一人一日当たりの排出原単位の年度当たりの排出量について、総排出ごみ量は 12,562t/年（685 g/人/日）に、収集ごみ量は 426 g/人/日に削減することを目指します。

表 2-6-1 減量化目標

区 分	単 位	実績 (R 元年度)	計画 5 年後 (R 8 年度)	計画 10 年後 (R 13 年度)	目標年次 (R 18 年度)
収集ごみ量 (収集ごみ量原単位)	g/人/日	519	451	438	426
総排出ごみ量 (総排出ごみ量原単位)	t/年 (g/人/日)	14,645 (695)	13,464 (669)	13,077 (677)	12,562 (685)

注) 「収集ごみ量」は、資源ごみを含む収集ごみの合計を示します。

「総排出ごみ量」は、収集ごみ、直接搬入ごみ、集団回収及び拠点回収の合計を示します。

2) 再生利用率目標

再生利用率目標の設定は、家庭から排出される可燃ごみに混入している資源ごみ（資源回収など住民が排出できるルートが確立している品目として、缶類、ビン類、ペットボトル、その他プラスチック類、新聞、段ボール、雑誌、繊維類、紙パック）について、混入している資源ごみの半分を資源回収することを目指し、可燃ごみから資源ごみへと移行し、資源ごみの回収量（集団回収及び拠点回収を含む）を向上することにより、表 2-6-2 に示すとおり、再生利用率を約 17%とすることを目標とします。

表 2-6-2 再生利用率目標

区 分	単 位	実績 (R 元年度)	計画 5 年後 (R 8 年度)	計画 10 年後 (R13 年度)	目標年次 (R18 年度)
再生利用率 (再生利用量)	% (t /年)	4.4 (649)	10.3 (1,390)	13.8 (1,805)	16.8 (2,104)

注) 「再生利用率」は「一般廃棄物総排出量」に対する割合を示します。

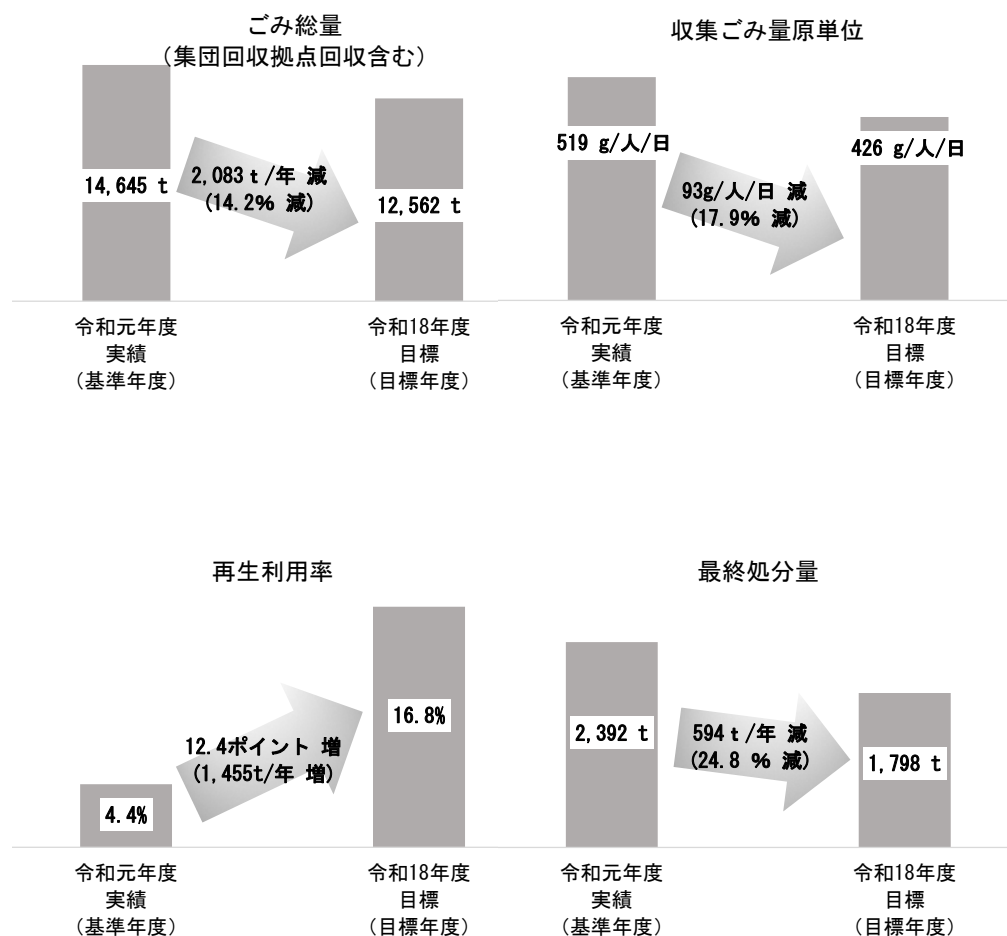
3) 最終処分量削減目標

最終処分量の削減目標については、上記減量化目標と再生利用率目標の達成により令和元年度実績より約 25%の削減を図ります。

表 2-6-3 最終処分量削減目標

区 分	単 位	実績 (R 元年度)	計画 5 年後 (R 8 年度)	計画 10 年後 (R13 年度)	目標年次 (R18 年度)
最終処分量 (令和元年度比)	% (t /年)	— (2,392)	-13.8 (2,063)	-19.2 (1,932)	-24.8 (1,798)

注) 表中の () 内の数値は、将来予測に基づいた値を示します。



第4節 ごみ処理量の見込み

ごみ処理量の見込みは以下のとおりです。令和18年度に685g/人/日（年間量12,562t/年）となり、ごみ発生量の見込み（現状推移）に対し、25g/人/日（年間量457t/年）の減量を図ることとなります。

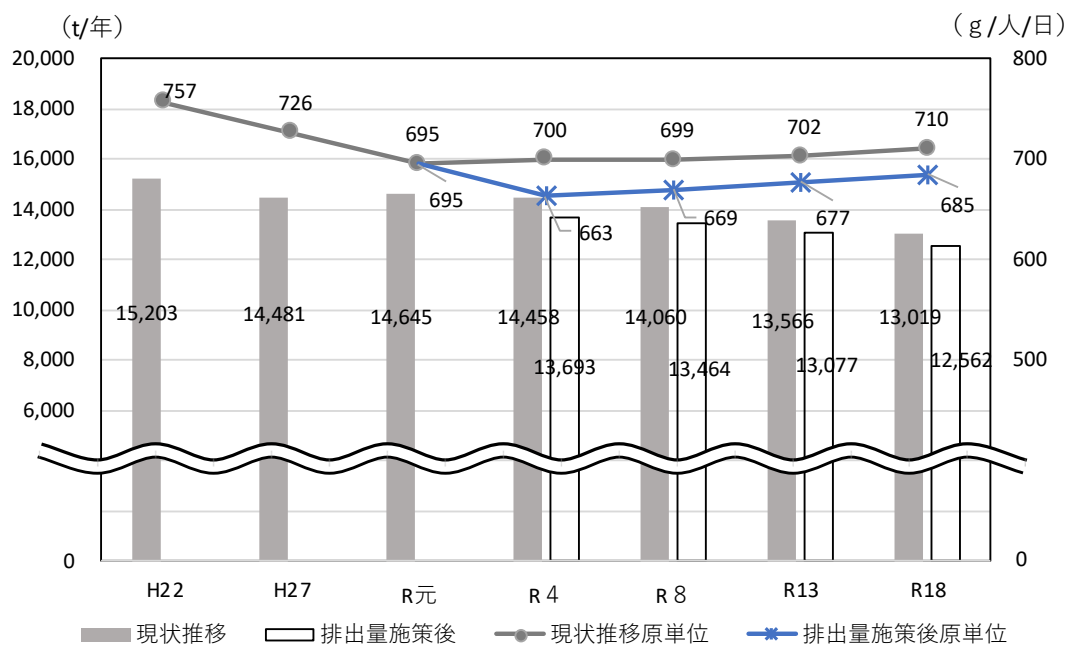


図 2-6-1 ごみ発生量の見込み

表 2-6-4(1) ごみ発生量の見込み（現状維持（新たな施策を講じない場合））

	単位	H22年度	H27年度	R元年度	R4年度	R8年度	R13年度	R18年度
排出量	t/年	15,203	14,481	14,645	14,458	14,060	13,566	13,019
排出量原単位	g/人/日	757	726	695	700	699	702	710

表 2-6-4(2) ごみ発生量の見込み（施策後（新たな施策を講じた場合））

	単位	H22年度	H27年度	R元年度	R4年度	R8年度	R13年度	R18年度
排出量	t/年	15,203	14,481	14,645	13,693	13,464	13,077	12,562
排出量原単位	g/人/日	757	726	695	663	669	677	685

第5節 将来の分別区分

1) 分別区分

収集ごみの分別区分は、基本的に現状のとおりとしますが、将来的には乙訓二市一町で統一することを目指し、社会情勢を注視しつつ収集運搬方法や処理場の受け入れ体制等を二市一町と組合で検討します。

変更の際には、近隣都市、先進都市事例等も参考に、市にあった分別区分を検討していきます。その際には、処理体制との整合にも配慮し検討します。

2) 排出方法

排出方法については、現在、可燃ごみを自由な袋や段ボールなどでの排出を可能としていますが、ごみ袋の中身が見えることでの、ごみの減量化、分別の徹底による資源化を推進するため、袋の指定袋制度を令和4年2月に導入する予定としています。

第6節 適正処理に係る基本事項

1) 収集運搬計画

(1) 収集運搬体制

収集運搬体制は現状で適正に実施されており、当面は原則現状どおりとします。収集効率、コスト等を考慮し、必要に応じて改善を図っていきます。

(2) 収集頻度

収集頻度は当面は現状どおりとします。ただし、資源ごみの区分の拡大、家庭内での貯留可能容量等を考慮しながら、必要に応じて見直しを検討していきます。

(3) 収集方式

収集方式についてはステーションの設置箇所については、基本的に現状どおりとしますが、今後、世帯数の増加等による影響を見つつ、必要が生じた場合には、検討していくものとします。

収集ステーションについては区域外の住民等によるごみ出しや資源の抜き取りなどマナー違反の問題に対して、定期巡回や看板等の設置による呼びかけにより改善に努めていきます。

なお、資源ごみについては、排出時間に排出することが難しい市民等への対応として、平成 28 年度から開始した市役所及び鶏冠井コミュニティセンターでの常設回収と同様に、今後も公共施設等での常設回収や各戸収集を検討していきます。

2) 中間処理計画

中間処理は、乙訓環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画を踏まえ実施するものとします。

(1) 中間処理対象ごみ及び処理方法

a. ごみ種別処理方法

中間処理を行うごみ区分及び処理方法は、表 2-6-5 に示すとおりです。

表 2-6-5 ごみ区分及び処理方法

ごみ区分	処理施設	処理方法
可燃ごみ 選別後可燃物	ごみ処理施設	焼却処理
その他不燃物 粗大ごみ	リサイクルプラザ (粗大ごみ処理施設)	破砕処理後、可燃物、 不燃物、資源物に分類 する
カン類	リサイクルプラザ (資源ごみ処理設備)	スチールとアルミに分 別する
ビン類	リサイクルプラザ (資源ごみ処理設備)	無色・茶色・緑色・そ の他に分別する
ペットボトル	プラプラザ (ペットボトル減容設備)	圧縮・梱包
その他プラスチック類	プラプラザ (その他プラスチック類容器包装廃棄物圧 縮梱包設備)	圧縮・梱包
有害ごみ	勝竜寺理立地隣接地	一時保管し、委託処理

b. 運転管理体制

運転管理は、現状どおり組合が主体となり行うものとします。

c. 中間処理の基本方針

現在の中間処理施設の状況は、リサイクルプラザ、ごみ処理施設ともに老朽化による施設更新等の時期が迫っている状況にあります。このため、集団回収や拠点回収などの資源回収により各中間処理施設の負担を軽減していく必要があります。

また、老朽化が進んだ施設の更新等の検討を進めていきます。

3) 最終処分計画

最終処分は、以下に示す施策を踏まえつつ実施するものとします。

○重点施策

- 最終処分量削減に向けたごみ減量の推進
- フェニックス計画への参画継続を含めた処分場の延命利用

(1) 最終処分の対象ごみ

最終処分の対象は、中間処理等を経て、最終的に残ったごみであり、資源化等による再生利用が困難なものとします。主に、焼却残渣、側溝清掃汚泥及び選別後不燃物とします。

(2) 処分方法

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを長期間かけ、無害化・安定化させることです。

最終処分は廃棄物の最終的な受け皿を担う重要な処理方法であり、この機能を欠如させることはできません。また、勝竜寺埋立地現況調査報告書（平成 27 年 3 月）では、平成 43（令和 13）年度に埋立てが完了となることから、新たな最終処分場の用地選定、民間の最終処分場の活用などの検討が必要です。

さらに、周辺環境の保全に十分留意し、安全で安定的な処分を行うことや有効な跡地利用により、住民の信頼と理解を高められるように関係機関で協議していきます。

a. 管理・運営体制

現状どおり、組合が主体となり行うものとします。

b. 将来の最終処分の基本方針

現在、組合が所有する「勝竜寺埋立地」は、残容量が限られ逼迫した状況であります。今後もフェニックス計画への参画を継続するとともに、現在も本計画で進めている最終処分量の削減に努めます。

第7章 3R促進に係る施策

第1節 排出抑制策

第6章に掲げた目標を達成するための具体的な施策として、以下に市、市民、事業者の取り組むべき方策を掲げ、その内容を示します。

また、本市では3Rを推進しています。3Rについて子どもから高齢者まで、誰にでも分かりやすく周知していきます。

減量化に向けた3R

- ①リデュース : ごみの排出を抑制する
- ②リユース : 繰り返し使う
- ③リサイクル : 資源として再生利用する

※以下施策の実施時期を最右欄に示す。

「継続」…引き続き実施・検討をするもの

「短期」…5年以内で実施・検討すること

「長期」…15年以内で実施・検討すること

取り組むべき事項	達成に向けた方策	区分	実施時期
3R促進のための共通施策等(続く)	市の役割(続く)		
	○令和4年2月から導入した指定ごみ袋について、制度の定着のため啓発を実施します。	新	継続
	○向日市廃棄物減量等推進審議会に進捗状況を報告し、適宜、計画を見直します。	新	短期
	○広報やリーフレット、ごみの出し方・分け方カレンダーにより、ごみの出し方、分別方法、収集日などについて周知徹底を図ります。	⑨⑩⑪ ⑭⑯	継続
	○分別方法、出し方、収集日などがごみの品目で検索できる新たなインターネットサービスを導入します。	新	短期
	○分別指導員による指導を徹底します。	④⑭	継続
	○インターネットによる粗大ごみ回収受付システムを導入します。	新	短期
	○資源の分別やリサイクルへの関心を持ってもらえるよう、資源物がどのようなリサイクル製品に生まれ変わるのか、情報発信します。	③⑬⑭ ⑮⑰	継続
	○小・中学校でのごみ処理施設の見学やごみ問題について学ぶなどの環境学習を推進します。	⑮	継続
	○教育委員会と連携して、環境学習用教材やパンフレットを作成します。	①⑮	短期
○ごみの発生抑制、再資源化をテーマにした出前講座などの学習会、親子で参加するリサイクル体験等による啓発を実施します。	⑮	継続	

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表2-4-7参照)。

取り組むべき事項	達成に向けた方策	区分	実施時期
3 R 促進のための共通施策等（続き）	市の役割（続き）		
	○高齢者等排出困難者がごみを出しやすい環境や制度について検討します。	新	短期
	○民間事業者等と共同で環境保全や資源循環に対する知識と行動習得のための各種学習の機会を提供します。	⑮	短期
	○プラスチックごみのポイ捨てが海洋プラスチック問題に繋がることを啓発します。	⑮	継続
	○イベント等での啓発品（雑がみ袋、水切りグッズ等）の配布等による啓発活動を実施します。	⑫	継続
	○減量化に向けた地域のリーダーとして、ごみの減量化・資源化に取り組む廃棄物減量等推進員の委嘱を検討します。	⑤	継続
	○ごみ有料化のメリット・デメリットについて先進都市の状況を調査・研究をしていきます。	⑱⑳㉑	継続
	○許可業者に委託していない事業所への指導・啓発を実施します。	⑯	継続
	○事業系ごみの出し方作成・配布、また、業界ごとに組織されている各種団体等との連携による出張説明会の開催など、事業系ごみの適正処理を推進します。	①③ ⑮⑯	継続
	○事業系一般廃棄物の減量化を推進するため、「向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第19条に基づき、さらなる排出者責任の徹底や、指導の強化を進めることとし、多量排出事業者に対する減量計画作成を指示する等、条例の見直しも含めて検討していきます。	①②⑯ ㉑㉒	継続
	市民の役割		
	○可燃ごみは、指定ごみ袋で排出をします。	—	短期
	○分別を徹底し、ごみの減量と再資源化を図ります。	—	継続
	○商品の再利用（リユース）や再生品の利用に積極的に努めます。	—	継続
	○プラスチックごみ問題などの環境学習、3 R等学習会に積極的に参加します。	—	継続
事業者の役割			
○分別を徹底し、ごみの減量と再資源化を図ります。	—	継続	
○事業用大規模建築物の所有者においては、廃棄物減量計画書を作成し、実行します。	—	継続	
○プラスチックごみ問題などの環境学習等、事業に係る学習会等に積極的に係わります。	—	継続	

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています（表2-4-7参照）。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期	
2R (リデュース、リユース) (続く)	食品ロス	市の役割	○消費期限(注1)や賞味期限(注2)の意味や食品の日持ちに関すること、また、その他食品ロス(注3)に関する情報について、広報誌やホームページ(各省庁での施策等のページリンク等)を利用して積極的に発信します。	⑪⑬ ⑭⑰	継続
			○食品ロスとなりそうな食品を削減するため、フードバンク(注4)団体との連携などを検討します。	新	短期
			○3010運動(注5)の推奨に努めます。	新	短期
			○家庭での食品ロスを金額に試算したデータを示した啓発ポスターを作成及び掲示します。	⑩⑮	短期
			○標語などを募集し、作成したポスターを事業所や飲食店などへの配布・掲示をします。	⑮	短期
			○京都府が実施している「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度への参加を積極的に推奨します。	新	短期
			○京都府が実施している「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度に参加している飲食店や店舗をホームページに掲載することで、認定店の積極的な利用を促します。	新	短期
			○食品ロス削減推進計画及びそのロードマップを作成します。	新	短期
	市民の役割		○消費期限、賞味期限の意味をしっかりと理解し、適切に食材を購入します。	—	短期
			○食べきれない量の食品・食材を購入しません。	—	短期
			○食品ロスに関する情報を収集し、食品ロス削減に取り組めます。	—	継続
			○京都府が実施している「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度に参加している飲食店や店舗を積極的に利用します。	—	短期
	事業者の役割		○飲食店、事業所等による利用客等への食品ロス削減の啓発を推進します。	—	短期
			○飲食店等による食べきりの啓発、持ち帰りへの対応に取り組めます。	—	短期
			○「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度に参加します。		
			○事業所内で発生する生ごみ減量・資源化の徹底を図ります。	—	継続

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、

「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表2-4-7参照)。

(注1) 消費期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のことです。

(注2) 賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことです。

(注3) 食品ロス

本来ならば食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

(注4) フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカー等から寄付を受け、福祉施設等へ無償提供する活動のことをいいます。

(注5) 3010運動(さんまるいちまる運動)

忘年会や新年会等の宴会の席から「食品ロス」を減らしていく取組です。(乾杯後30分間、お開き10分前には、自分の席で料理を楽しみましょう。)

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期	
2 R (リデュース、リユース) (続き)	その他	市の役割	○マイボトルの利用促進など、使い捨て容器（ペットボトルやカン類、ビン類、紙コップ等）の使用量削減の啓発を実施します。	②	継続
			○ごみ減量推進協力店の認定制度の認知度を上げるよう広報するとともに、協力店への参加店舗を拡大します。	②	継続
			○古着などを回収している店舗などの情報発信を行います。	新	短期
	市民の役割		○買い物際には、マイバッグを持参します。	—	継続
			○不要なものやごみになるものはもらわない、使い捨て商品を買わない、利用しない、そして長期間利用できる商品を選びます。	—	継続
			○マイボトルの利用などにより、使い捨て容器（ペットボトルやカン類、ビン類、紙コップ等）の使用量を削減します。	—	継続
			○調理くずなど、水分の多いごみの水切りを徹底します。	—	継続
	事業者の役割		○積極的にごみ減量推進協力店に参加します。	—	継続
			○アフターサービスの充実等により商品の長期利用を促進します。	—	継続
			○マイボトルの利用者への対応などにより、使い捨て容器（ペットボトルやカン類、ビン類、紙コップ等）の使用量を削減します。	—	短期
			○使い捨て商品の採用を抑えて繰り返し利用できる商品の使用や長期間使用できる商品を採用します。	—	継続
		○繰り返し利用できる商品や耐用年数を長期化した商品の開発に取り組みます。	—	継続	

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表 2-4-7 参照)。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期
リサイクル (続く)	古紙 市の 役割	○古紙の集団回収を行っている自治会などを把握します。	⑳	短期
		○古紙回収を実施している業者や回収が可能な品目について情報提供をします。	新	短期
		○古紙の集団回収に対する助成金制度を実施します。	新	短期
		○古紙の集団回収助成金制度の周知・啓発を行います。	新	短期
		○集団回収グループの拡大を図るための支援を実施します。	新	短期
		○新規に公共施設における拠点回収を実施します。	新	短期
		○既存拠点の規模拡大について検討します。	新	継続
		○事業者に対して拠点回収の依頼をし、その情報を市民に発信します。	新	長期
		○事業者と連携し、事業系古紙のリサイクルを促進します。	新	短期
		○古紙がどのような製品にリサイクルされるか、情報発信します。	⑰	継続
	市民の 役割	○古紙をできる限りリサイクルします。	—	継続
	事業者 の役割	○事業所から排出される古紙等をできる限りリサイクルします。	—	継続
		○古紙の回収拠点として協力します。	—	長期
		○販売店においても、店頭での古紙回収等、リサイクルに取り組みます。	—	継続

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表 2-4-7 参照)。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期	
リサイクル (続き)	プラスチック	市の役割	○分別ステーション ^(注1) の収集頻度の増加について検討します。	⑧	継続
			○拠点回収 ^(注2) の新設について検討します。	新	短期
			○事業者に対しペットボトルやプラスチックトレイなどを回収強化を図るよう依頼します。	新	短期
			○ペットボトルやプラスチックトレイなどを回収しているスーパーなどの事業者の情報提供をします。	⑥	継続
			○プラスチックごみの回収品目の拡大について、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえて検討します。	新	短期
			○ペットボトルやプラスチックトレイなどがどのような製品にリサイクルされているか情報発信をします。	③⑬⑭⑮⑰	継続
	市民の役割	○発生抑制・再使用できなかったプラスチック製容器包装の分別を徹底して、プラスチックの再資源化に協力します。	—	継続	
		○発生抑制・再使用できなかったその他プラスチックをできる限りリサイクルします。	—	継続	
	事業者の役割	○スーパーなどの販売店においては、ペットボトルやプラスチックトレイなどの回収等、リサイクルに取り組みます。	—	継続	
		○事業所から排出されるペットボトルやプラスチックトレイ等のプラスチック廃棄物をできる限りリサイクルします。	—	継続	
		○生産者は、拡大生産者責任を踏まえ、ペットボトルやプラスチックトレイなどのリサイクル対象物の回収・運搬・資源化等に責任を持って取り組みます。	—	継続	

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表2-4-7参照)。

(注1) 分別ステーション

市民が分別して排出した空缶、空ビン、ペットボトルなどの資源物を市が定期的に収集する場所のことをいいます。

(注2) 拠点回収

公共施設等に常設されている回収箱などで空缶、空ビン、ペットボトルなどの資源等を回収することをいいます。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期
リサイクル (続き)	その他の資源化	○拠点回収の新設・拡大について検討します。	⑧	継続
		○廃食油の拠点回収の拡大を実施します。	③	継続
		○生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入補助等による生ごみ堆肥化の啓発を実施します。	⑱	継続
		○ダンボールコンポストなどに使用する、堆肥化するための腐葉土、発酵促進剤（EM 菌など）の購入についても、補助金制度を導入します。	新	短期
		○事業者に対して、その他資源物などの回収・強化を図るよう依頼します。	⑥	継続
		○小型家電 ^(注1) の拠点回収を実施し、拠点場所や回収品目について情報を発信します。	⑦	長期
		○小型家電に使用されているレアメタルなどの回収のため民間ルートによる再資源化を推進します。	⑦	継続
	市民の役割	○その他の資源物もできる限りリサイクルします。	—	継続
		○生ごみ処理容器及び生ごみ処理機等の活用による生ごみ堆肥化に取り組みます。	—	継続
	事業者の役割	○事業所から排出されるその他の資源ごみ等もできる限りリサイクルします。	—	継続
		○生産者は、拡大生産者責任の考えを踏まえ、空きカン、空きビンなどのリサイクル対象物の回収・運搬・資源化等に責任を持って取り組みます。	—	継続
		○スーパーなどの販売店においては、空き缶、空きビンなどの回収等、リサイクルに取り組みます。	—	継続

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表 2-4-7 参照)。

(注1) 小型家電

主に小型家電リサイクル法対象品目である携帯電話やカメラ、レンジ、炊飯器などをいいます。

第2節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1) 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処方針

組合の受入基準における処理困難物、環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の対象品目はそれぞれ表 2-7-1 に示すものです。これらについては、受け入れできないことを市民に対し周知徹底していきます。

それに併せて、医療系廃棄物については医師会等を通じて病院での引き取りを検討するなど、販売店、メーカーによる回収に関して引き取り先を明確にし、市民への周知、情報提供を進めていくものとします。

なお、在宅医療の進展に伴い、在宅医療系廃棄物は増加しているものと想定されますが、作業員の安全性確保などの面から、収集運搬及び処理の受け入れについては見極めが必要です。したがって基本的には医療機関等へ持ち込み、適正な処理を進めるものとしますが、今後感染性のない医療系廃棄物については受け入れについても検討していくものとします。

また、適正な処理が可能な製品の開発、製品アセスメントの促進、新処理技術の開発、広域的な処理体制の整備について、近隣自治体との連携を図り国、府、メーカー等へ働きかけるものとします。

表 2-7-1 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物

区分	名称	内容	処理方法
処理困難物及び適正処理困難物	バッテリー	自転車用、掃除機用等	製造メーカー、販売業者に相談してください。
	自動二輪車		
	F R P 製品		
	消火器		
	タイヤ	ホイール含む	
	ガスボンベ		
	その他、各処理施設に支障を及ぼすおそれがある廃棄物	関係市町が収集をしていないもの及び組合告示以外の産業廃棄物	
特別管理一般廃棄物	P C B 使用部品		製造メーカー、販売業者に相談してください。
	ばいじん		処理処分業者に相談してください。
	ダイオキシン類含有物		
	廃水銀等		
	感染性一般廃棄物		医療器具販売業者、医療機関に相談してください。
個別物品の特性に応じた規制	家電リサイクル法に該当するもの	エアコン テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ) 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機	直接指定法人に持込む又は小売店等に相談してください。
	小型家電リサイクル法に該当するもの		小型家電は、関係市町と提携しているメーカーを利用してください。
	使用済自動車の再資源化に関する法律に該当するもの		製造メーカー、販売業者に相談してください。
	資源有効利用促進法に該当するもの		パソコン等は、関係市町と提携しているメーカーを利用してください。 小型二次電池は、製造メーカー、販売業者に相談してください。

2) ポイ捨てごみ・不法投棄対策

快適で住みよい生活環境の保全を図ることを目的とした「向日市のまちを美しくする条例」を平成 26 年 4 月に施行し、清潔で美しいまちづくりを目指しています。

不法投棄に対するパトロールを実施するとともに、広報やパンフレットで適正な処理についての協力を市民に呼びかけ、市民の意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

自分のごみは自分で持ちかえり、空きカン、空きビン等ごみのポイ捨てがない清潔な居住環境を目指します。また、市民による地域の向日市一斉クリーン作戦（地域のごみ清掃活動）の実施について支援します。

第 3 部 生活排水处理基本計画

第1章 生活排水の排出状況

第1節 生活排水処理の現状

1) 生活排水処理の沿革

本市における生活排水処理は、昭和35年に特別清掃地域内のし尿汲み取り収集を開始したことに始まり、昭和39年には組合が設立し、昭和40年より組合し尿処理施設での処理が開始されました。昭和53年には公共下水道供用開始し、順次整備され、現在では公共下水道の普及率は99%となっています。

2) 処理、処分体系

本市における生活排水の処理・処分体系は、図3-1-1に示すとおりとなっています。現状の生活排水の処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽によって行われ、し尿の処理は単独浄化槽もしくは汲み取りによって乙訓環境衛生組合のし尿処理施設で処理を行っていました。しかし、下水道の普及に伴って処理量が減ってきたことから、平成19年度から隣接する下水道終末処理場への下水道投入へと処理形態を変更しています。

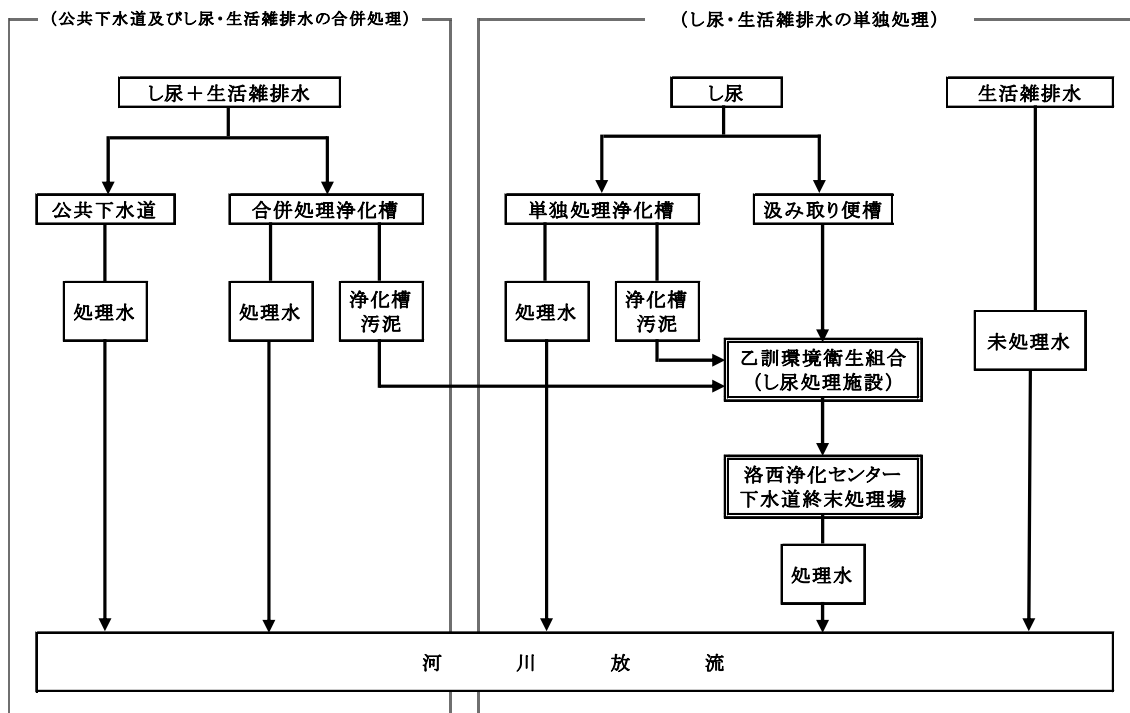


図 3-1-1 生活排水処理フロー

3) 人口等の実績

本市の生活排水処理形態別人口は表 3-1-1 に示すとおりです。

表 3-1-1 生活排水処理形態別人口

	区 分	単位	H27	H28	H29	H30	R元
人口動態等	1. 計画処理区域内人口	(人)	55,226	56,413	57,181	57,490	57,288
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	54,507	55,763	56,589	56,940	56,775
	(1) 合併処理浄化槽人口	(人)	14	14	14	14	14
	(2) 公共下水道人口	(人)	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	(人)	536	482	450	431	403
	4. 非水洗化人口	(人)	183	168	142	119	110
	(1) し尿収集人口	(人)	183	168	142	119	110
	(2) 自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0
	5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0
要処理量	6. し尿収集量	kL/日	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6
	7. 浄化槽汚泥槽	kL/日	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
	8. 要処理量	kL/日	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9

4) 生活排水処理の実績

生活排水処理率は表 3-1-2 に示すとおり推移しており、令和元年度の処理率は、99.1%となっています。

表 3-1-2 生活排水処理率の推移

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
計画処理区域内人口 (人)	55,226	56,413	57,181	57,490	57,288
生活排水処理人口 (人)	54,507	55,763	56,589	56,940	56,775
生活排水処理率 (%)	98.7	98.8	99.0	99.0	99.1

公共下水道整備の進捗に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は表 3-1-3、図 3-1-2 に示すとおり減少を続けており、令和元年度には、し尿は約 200 kℓ/年、浄化槽汚泥は約 125 kℓ/年と、平成 27 年度と比べてし尿は約 61%、浄化槽汚泥は約 80%程度まで減少しています。

表 3-1-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

区 分		単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
年間処理量	し 尿	kℓ/年	329.67	286.45	237.89	205.99	200.21
	浄化槽汚泥	kℓ/年	156.57	143.04	139.24	163.36	124.71
	合 計	kℓ/年	486.24	429.49	377.13	369.35	324.92
1日平均収集量	し 尿	kℓ/日	0.90	0.78	0.65	0.56	0.55
	浄化槽汚泥	kℓ/日	0.43	0.39	0.38	0.45	0.34
	合 計	kℓ/日	1.33	1.17	1.03	1.01	0.89
し尿と浄化槽汚泥の比率	し 尿	%	67.8	66.7	63.1	55.8	61.6
	浄化槽汚泥	%	32.2	33.3	36.9	44.2	38.4

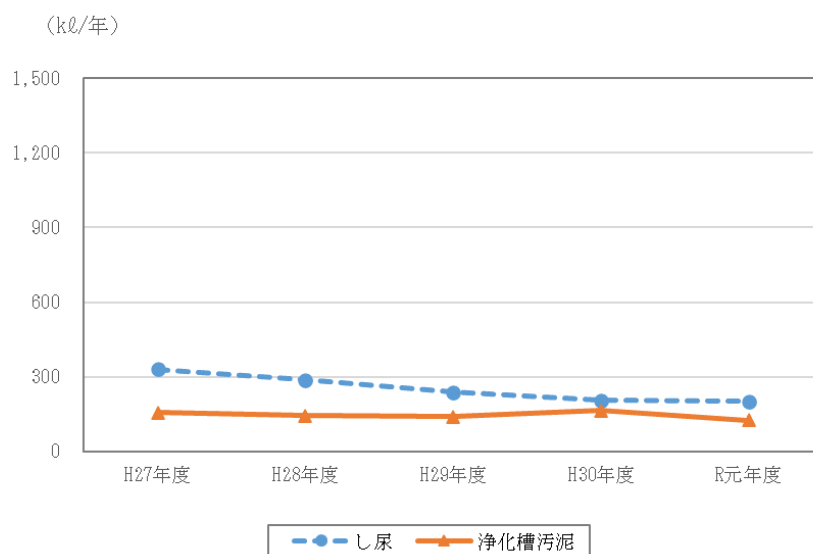


図 3-1-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

5) 収集、運搬

収集、運搬は表 3-1-4 に示すとおりであり、本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、委託業者又は許可業者が収集し、組合のし尿処理施設に搬入しています。

令和元年度における月別収集実績は、表 3-1-5 に示すとおりです。

表 3-1-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

し尿		浄化槽汚泥	
収集運搬方法・回数等		収集運搬方法・回数等	
委託	月 2 回 各戸収集	許可	年 1 ～ 2 回 各戸収集

資料：「平成 29 年度 一般廃棄物処理実施計画」（京都府向日）

表 3-1-5 月別収集実績（令和元年度）

（単位：kℓ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
し尿	16.43	17.85	15.21	18.52	16.35	16.69	17.81	15.59	17.12	16.28	14.16	18.20	200.21
浄化槽汚泥	12.08	12.00	16.46	12.07	10.48	1.28	9.84	5.08	17.52	5.23	2.92	19.75	124.71
合計	28.51	29.85	31.67	30.59	26.83	17.97	27.65	20.67	34.64	21.51	17.08	37.95	324.92

6) 中間処理

し尿処理施設の概要は表 3-1-6、図 3-1-3 に示すとおりです。

また、し尿処理施設の稼働状況は表 3-1-7 に示すとおりです。

表 3-1-6 施設の概要

名 称		し尿処理施設
所在地		京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 32 番地
処理能力		し尿 10kℓ /日
		浄化槽汚泥 10kℓ /日
処理形式		受入・前処理・希釈・投入
整備年度	着工	平成 18 年 5 月（改造工事）
	竣工	平成 19 年 3 月（改造工事）
供用開始		平成 19 年 4 月
建築面積		1, 336. 62 m ²
延床面積		2, 470. 21 m ²

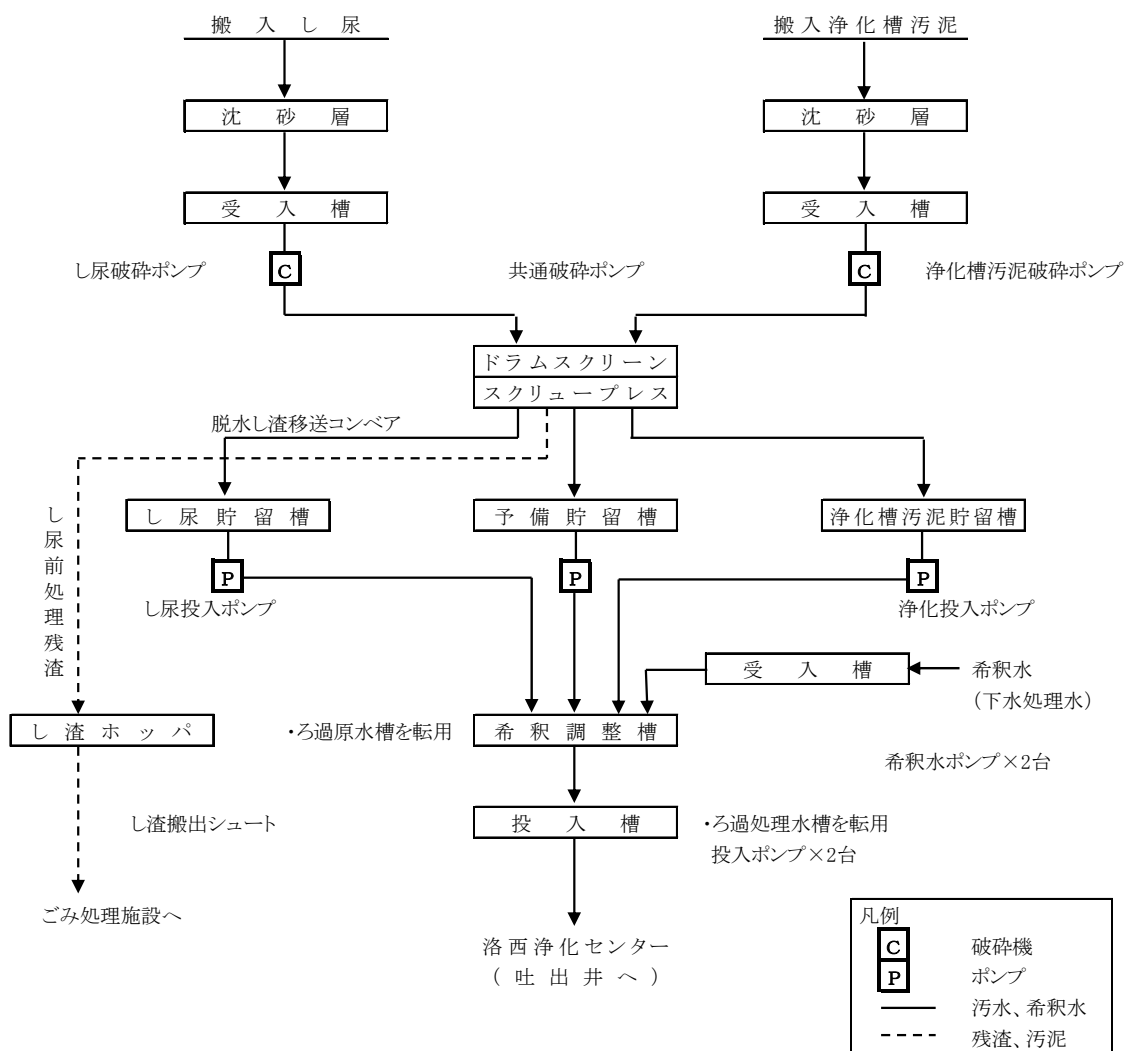


図 3-1-3 し尿処理施設の処理フロー

表 3-1-7 し尿処理施設の稼働状況

区 分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
年間処理量①	kℓ/年	1,724.82	1,658.83	1,453.92	1,478.13	1,786.54
廃棄物投入処理量②	kℓ/年	1,701.47	1,635.54	1,430.63	1,455.38	1,763.45
投入処理日数③	日/年	234	203	212	219	235
1日当たりの廃棄物処理量 (② ÷ ③)	kℓ/日	7.27	8.06	6.75	6.65	7.50
稼働率	%	36.36	40.28	33.74	33.23	37.52

※1 ②は①からし尿処理施設沈砂等を差し引いた量である。

※2 稼働率は、処理能力20kℓ/日に対しての1日の処理率を示す。

資料：各年度 事務報告(乙訓環境衛生組合)

7) 最終処分

令和元年度までの最終処分量を表 3-1-8 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の処理は下水投入としているため、最終処分対象物なし尿処理施設沈砂と槽内清掃汚泥とします。

表 3-1-8 最終処分量

(単位:t/年)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
し尿処理施設沈砂	0.38	0.43	0.05	0.22	0.10
槽内清掃汚泥	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
最終処分量	22.38	22.43	22.05	22.22	22.10

資料:各年度 事務報告(乙訓環境衛生組合)

8) 生活排水処理の課題抽出

○生活排水処理の課題

本市は、市街化区域全域が公共下水道計画区域となっており、下水道の普及に伴い、年々、生活排水処理率は上昇し、令和元年度末には 99.1%と高いレベルに達しています。今後も下水道への接続を進めることにより生活排水処理をさらに推進していく必要があります。

第2節 生活排水の予測

1) 処理形態別人口の予測

本市における処理形態別人口の予測の結果は、表 3-1-9 に示すとおりです。

表 3-1-9 処理形態別人口の予測

(各年度末推計値)

		H27年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度	R13年度	R18年度
人口動態等	1. 計画処理区域内人口 (人)	55,226	57,288	57,234	56,920	56,606	55,097	52,774	50,252
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	54,507	56,775	56,738	56,442	56,147	54,711	52,480	50,050
	(1)合併処理浄化槽人口 (人)	14	14	14	14	13	12	10	7
	(2)公共下水道人口 (人)	54,493	56,761	56,724	56,428	56,134	54,699	52,470	50,043
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口 (人)	536	403	392	380	368	321	261	202
	4. 非水洗化人口 (人)	183	110	104	98	91	65	33	0
	(1)し尿収集人口 (人)	183	110	104	98	91	65	33	0
	(2)自家処理人口 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	要処理量								
6. し尿処理量 (kℓ/日)	0.9	0.6	0.5	0.5	0.5	0.3	0.2	0.0	
7. 浄化槽汚泥量 (kℓ/日)	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	
8. 要処理量 (kℓ/日)	1.3	0.9	0.8	0.8	0.8	0.6	0.4	0.2	
9. 計画処理量 (kℓ/日)	—	—	1.0	1.0	1.0	0.8	0.5	0.3	

注) 「9. 計画処理量」は「8. 要処理量」に変動係数1.30を乗じた計画値

2) 生活排水処理率の予測

生活排水処理率は表 3-1-10 に示すとおり予測されており、令和 18 年度には 100% に達すると予測されています。

表 3-1-10 生活排水処理率の予測

(各年度末推計値)

	H27年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度	R13年度	R18年度
計画処理区域内人口 (人)	55,226	57,288	57,234	56,920	56,606	55,097	52,774	50,252
生活排水処理人口 (人)	54,507	56,775	56,738	56,442	56,147	54,711	52,480	50,050
生活排水処理率 (%)	98.7%	99.1%	99.1%	99.2%	99.2%	99.3%	99.4%	99.6%

3) し尿・汚泥等排出量の予測

し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測値は(主要年度・日量)は表 3-1-11、図 3-1-4 に示すとおりです。

下水道の普及により、し尿処理量等は、令和元年度に 0.6 kℓ/日でしたが、令和 18 年度に 0.0 kℓ/日となる見込みです。

表 3-1-11 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測(日量)

(単位:kℓ/日)

		H27年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度	R13年度	R18年度
要 処 理 量	し尿処理量	0.9	0.6	0.5	0.5	0.5	0.3	0.2	0.0
	浄化槽汚泥量	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
	処 理 量	1.3	0.9	0.8	0.8	0.8	0.6	0.4	0.2
計 画 処 理 量		—	—	1.0	1.0	1.0	0.8	0.5	0.3

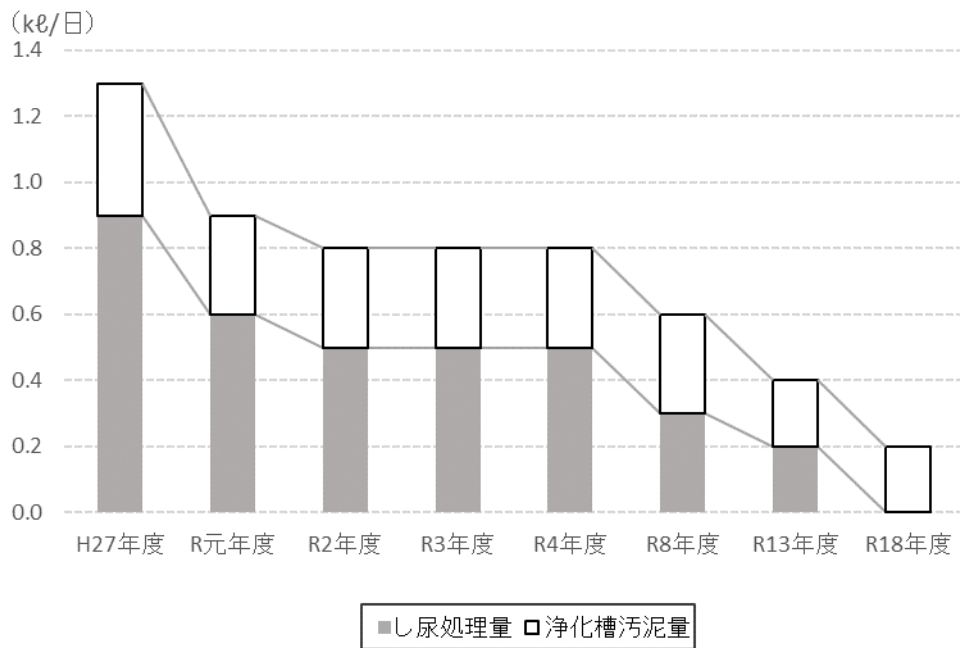


図 3-1-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測

第2章 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は表 3-2-1 に示すとおりです。生活排水処理主体は、今後もこの形態を継続していくものとします。

表 3-2-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活廃止水の種類	処理主体
下水道終末処理場	し尿及び生活雑排水	京都府
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	乙訓環境衛生組合

第3章 生活排水処理の基本方針

第1節 生活排水処理の基本的な考え方

本市では、地域特性やその地域計画に適した処理形態を選定していく方針です。
生活排水処理の基本方針については、以下のとおりです。

【基本方針】

○市域全域における生活排水の処理については、公共下水道によりその処理を行うものとし、公共下水道への接続率向上を図ります。

第2節 生活排水処理の目標

さらなる生活排水処理率の向上を目指すことから、し尿等の収集量は、減少する見通しです。

今後も、引き続き生活排水の適正処理に取り組み、生活排水の99.6%処理を目指すものとします（表3-3-1、表3-3-2に示すとおり）。

本市では、この目標を達成するために、「公共下水道接続の啓発」について、取り組むこととします。

表3-3-1 生活排水の処理目標

	現在 (令和元年度)	目標年度 (令和18年度)
生活排水処理率	99.1%	99.6%

表3-3-2 人口の内訳

	現在 (令和元年度)	目標年度 (令和18年度)
1. 生活排水処理率	99.1%	99.6%
2. 水洗化・ 生活排水処理人口(人)	56,775	50,050

生活排水の処理目標を念頭に、目標年度における生活排水の処理形態別内訳は表3-3-3に示すとおりです。

表 3-3-3 生活排水の処理形態別内訳（目標）

区 分		現 在 (令和元年度)	目標年度 (令和18年度)	
人 口 動 態 等	1. 計画処理区域内人口	(人)	57,288	50,252
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	56,775	50,050
	(1) 合併処理浄化槽人口	(人)	14	7
	(2) 公共下水道人口	(人)	56,761	50,043
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	403	202
	4. 非水洗化人口	(人)	110	0
	(1) し尿収集人口	(人)	110	0
	(2) 自家処理人口	(人)	0	0
	5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0
	要 処 理 量	6. し尿処理量	kℓ/日	0.6
7. 浄化槽汚泥量	kℓ/日	0.3	0.2	
8. 要処理量	kℓ/日	0.9	0.2	
9. 計画処理量	kℓ/日	—	0.3	

第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1) 収集・運搬計画

● 収集・運搬の方針

近年、公共下水道の普及拡大が進められたことにより、し尿等の収集量は年々減少傾向にあります。今後も公共下水道の普及により、し尿処理量及び汚泥収集量ともに減少が予想されますが、今後も、引き続きし尿処理を適正に行っていく必要があります。現段階では、現況の収集・運搬体制で行うものとし、状況に併せて適時対応するものとなります。

● 収集区域の範囲

本市の行政区域全域を収集対象区域とします。

● 収集運搬の方法及び量

① 収集運搬体制

収集・運搬体制については、現状のとおり、し尿については、委託で行い、浄化槽汚泥については、許可業者が行うものとして、し尿処理施設に搬入します。

なお、将来的に家庭からのし尿がなくなれば、工事中の仮設トイレなど事業者からのし尿のみとなることから、事業系一般廃棄物として収集運搬許可業者に収集運搬を依頼することとします。

② 収集・運搬機材

バキューム車による収集・運搬方式とします。

③ 収集方法

一般世帯及び事業所等の申し入れにより、月2回の収集計画を行います。また、浄化槽については、年1回以上の清掃を指導します。

④ 収集・運搬対象物

収集対象区域内から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

⑤ 収集・運搬量

し尿・汚泥の排出状況は表 3-3-4 に示すとおりです。

表 3-3-4 し尿・浄化槽汚泥の排出量の予測

(単位：kℓ/日)

	H27年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度	R13年度	R18年度
し尿処理量	0.9	0.6	0.5	0.5	0.5	0.3	0.2	0.0
浄化槽汚泥量	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
処理量	1.3	0.9	0.8	0.8	0.8	0.6	0.4	0.2

2) 中間処理計画

● 中間処理の方針

公共下水道の普及により、し尿処理施設の稼動状況は、減少の一途をたどるため、平成 18 年度に隣接する下水道終末処理場への投入を実施するため改良工事を行い、平成 19 年度より投入を開始しています。

① 中間処理の体制

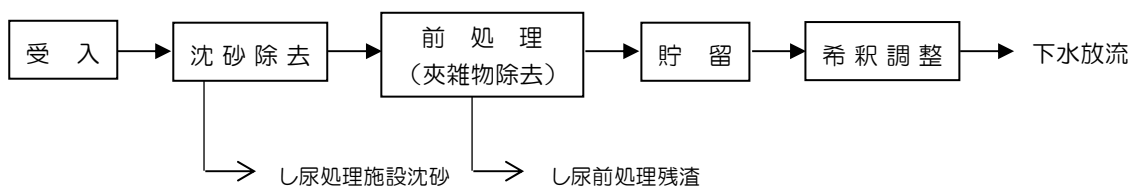
現行のとおり、処理主体は組合とし、現体制を維持していくものとします。

② 中間処理対象物

収集対象区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

③ 処理方式

【希釈投入処理方式：受入・前処理、希釈投入】



④ 処理能力

し尿処理施設の処理能力は以下のとおりです。

処理能力 : 20 kℓ/日
 (し尿 : 10 kℓ/日
 浄化槽汚泥 : 10 kℓ/日)

⑤ 経年処理量の見込み

し尿処理基本計画より、令和元年度までの過去の実績に基づくし尿処理量の実績及び予測を表 3-3-5 に示します。

表 3-3-5 し尿等処理量の予測

年 度	し 尿 (kℓ/日)	浄化槽汚泥 (kℓ/日)	合 計 (kℓ/日)	変 動 係 数 考 慮		
				し 尿 (kℓ/日)	浄化槽汚泥 (kℓ/日)	合 計 (kℓ/日)
平成27年度	0.90	0.40	1.3	—	—	—
平成28年度	0.80	0.40	1.2	—	—	—
平成29年度	0.70	0.40	1.1	—	—	—
平成30年度	0.60	0.40	1.0	—	—	—
令和元年度	0.60	0.30	0.9	—	—	—
令和2年度	0.50	0.30	0.8	0.7	0.4	1.0
令和3年度	0.50	0.30	0.8	0.7	0.4	1.0
令和4年度	0.50	0.30	0.8	0.7	0.4	1.0
令和5年度	0.40	0.30	0.7	0.5	0.4	0.9
令和6年度	0.40	0.30	0.7	0.5	0.4	0.9
令和7年度	0.40	0.30	0.7	0.5	0.4	0.9
令和8年度	0.30	0.30	0.6	0.4	0.4	0.8
令和9年度	0.30	0.30	0.6	0.4	0.4	0.8
令和10年度	0.30	0.30	0.6	0.4	0.4	0.8
令和11年度	0.20	0.20	0.4	0.3	0.3	0.5
令和12年度	0.20	0.20	0.4	0.3	0.3	0.5
令和13年度	0.20	0.20	0.4	0.3	0.3	0.5
令和14年度	0.10	0.20	0.3	0.1	0.3	0.4
令和15年度	0.10	0.20	0.3	0.1	0.3	0.4
令和16年度	0.10	0.20	0.3	0.1	0.3	0.4
令和17年度	0.00	0.20	0.2	0.0	0.3	0.3
令和18年度	0.00	0.20	0.2	0.0	0.3	0.3

3) 最終処分計画

● 最終処分の方針

処理工程中に発生する沈査及び槽内清掃汚泥の適正な処分を図ります。

● 最終処分の方法

① 最終処分の実勢体制

現行とおり、最終処分の主体は組合とし、現体制を維持していくものとします。

② 最終処分対象物

最終処分対象物は、し尿処理施設沈砂及び槽内清掃汚泥とします。

③ 処分方法

し尿処理施設沈砂は、勝竜寺埋立地で処分します。

槽内清掃汚泥は、これまでどおり定期清掃委託による処分とします。

前処理後のし尿前処理残渣は含水率60%の紙、布、脱脂綿等繊維類、ビニール類であり、ごみ処理施設で焼却処理します。

資 料 編

資料1 目安とする再生利用量の目標について

再生利用率目標の設定にあたって、参考とした資源ごみの回収量等は、以下のとおりです。これを参考に本市における再生利用率の目標は16.8%としました。

表 2-6-2 再生利用量の目標（令和18年度）

区分	令和元年度		令和18年度		目標の考え方
	本市実績 (収集量)	全国値実績 参考 (資源化量)	収集量 (現状の施策だ け実施の場合)	収集量 (目標値)	
カン類	5.24	9.08	5.78	6.56	カン類の消費量は年々減少しているほか、事業者による素材の軽量化等も進められていますが、収集量はほぼ一定となっています。また、可燃ごみに混入している状況もあることから、市の収集量の目標は現状推移より若干多い6.56g/人/日とします。
ビン類	13	11.92	12.55	12.94	ビン類の生産量は年々減少しているほか、事業者による素材の軽量化等も進められていることから、収集量は減少傾向にあります。また、可燃ごみに混入している状況もあることから、市の収集量の目標は、現状推移より若干多い12.94g/人/日とします。
新聞	0	46.75	0	34.58	新聞の消費量は減少傾向にありますが、可燃ごみに混入している状況もあることから、可燃ごみ混入分の約半分(7.86g/人/日)を回収し、また、現在、集団回収が一部地域等で行われていることを考慮して、市の目標は34.58g/人/日とします。
雑誌	0	—	0	6.90	雑誌の消費量は減少傾向にありますが、可燃ごみに混入している状況もあることから、可燃ごみ混入分の約半分を回収することとして、市の目標は6.90g/人/日とします。
ダンボール	0	1.39	0	8.68	ダンボールの消費量は年々増加していますが、可燃ごみに混入している状況もあることから、可燃ごみ混入分の約半分(4.72g/人/日)を回収し、また、現在、一部地域で拠点回収で古紙が集められていることを考慮して、市の目標は8.68g/人/日とします。
紙パック	0.09	0.3	0.11	1.68	可燃ごみに混入している状況もあることから、可燃ごみ混入分の約半分を回収することとして、市の目標は1.68g/人/日とします。
古繊維等	0	2.93	0	9.44	可燃ごみに混入している状況もあることから、可燃ごみ混入分の約半分を回収することとして、市の目標は9.44g/人/日とします。
ペットボトル	4.68	5.51	5.56	7.13	ペットボトルの消費量は年々増加していますが、同時に事業者による素材の軽量化等も進められています。また、可燃ごみに混入している状況もあることから、可燃ごみ混入分の約半分(6.57g/人/日)を回収し、また、現在、一部地域で拠点回収でペットボトルが集められていることを考慮して、市の収集量の目標は現状推移よりも若干多い7.13g/人/日とします。
その他 プラスチック類	7.56	17.56	7.55	32.72	プラスチック製容器包装の出荷数量は年々増加していますが、同時に事業者による素材変更の開発や軽量化等も進められています。また、可燃ごみに混入している状況もあることから、可燃ごみ混入分の約半分を回収することとして、市の収集量の目標は現状推移よりも多い32.72g/人/日とします。

注) 全国値については、一般廃棄物処理実態調査結果より引用した。
 全国値とは、全国の自治体のうち、向日市と人口規模が同等な自治体の値を集計したものである。
 新聞、ダンボール、紙パック及び古繊維等の全国値は集団回収の値を採用した。
 全国値の「ダンボール」には、「03紙製容器包装」の値を示す。
 全国値の「新聞」には、「02紙パック」と「03紙製容器包装」を除いた「01紙類」の値を示す。
 全国値の「古繊維等」には、「09布類」の値を示す。
 全国値の「カン類」には、「04金属類」の値を示す。
 全国値の「ビン類」には、「05ガラス類」の値を示す。

資料3 生活排水処理形態別人口・処理量の見込み

区分	実績												将来予測											
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度		
1. 計画処理区域内人口	(人)	55,226	56,413	57,181	57,490	57,288	57,234	56,920	56,606	56,292	55,979	55,538	55,097	54,656	54,215	53,776	53,275	52,774	52,273	51,772	51,270	50,761	50,252	
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	54,507	55,763	56,589	56,940	56,775	56,738	56,442	56,147	55,851	55,557	55,134	54,711	54,288	53,866	53,445	52,963	52,480	51,998	51,514	51,031	50,540	50,050	
(1)合併処理浄化槽人口	(人)	14	14	14	14	14	14	14	13	13	12	12	12	11	11	10	10	10	9	9	8	8	7	
(2)公共下水道人口	(人)	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	56,724	56,428	56,134	55,838	55,545	55,122	54,699	54,277	53,855	53,435	52,953	52,470	51,989	51,505	51,023	50,532	50,043	
① 計画区域人口	(人)	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	
② 認可区域人口	(人)	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	54,400	
③ 供用開始区域人口	(人)	55,220	56,408	57,176	57,485	57,284	57,230	56,916	56,602	56,292	55,979	55,538	55,097	54,656	54,215	53,776	53,275	52,774	52,273	51,772	51,270	50,761	50,252	
④ 普及率	(%)	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	
⑤ 接続済人口	(人)	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	56,724	56,428	56,134	55,838	55,545	55,122	54,699	54,277	53,855	53,435	52,953	52,470	51,989	51,505	51,023	50,532	50,043	
⑥ 接続率	(%)	98.68%	98.83%	98.95%	99.03%	99.09%	99.11%	99.14%	99.17%	99.19%	99.22%	99.25%	99.28%	99.31%	99.34%	99.37%	99.40%	99.42%	99.46%	99.48%	99.52%	99.55%	99.58%	
⑦ 未接続人口	(人)	727	659	601	559	523	506	488	468	454	434	416	398	379	360	341	322	304	284	267	247	229	209	
3. 水洗化・生活雑排水処理人口 単独処理浄化	(人)	536	482	450	431	403	392	380	368	356	344	332	321	309	297	285	273	261	249	238	226	214	202	
4. 非水洗化人口	(人)	183	168	142	119	110	104	98	91	85	78	72	65	59	52	46	39	33	26	20	13	7	0	
(1)し尿収集人口	(人)	183	168	142	119	110	104	98	91	85	78	72	65	59	52	46	39	33	26	20	13	7	0	
(2)自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6. し尿	(L/人/日)	4.92	4.67	4.59	4.74	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	4.97	
7. 合併浄化槽	(L/人/日)	1.23	1.24	1.29	1.58	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	
8. 単独浄化槽	(L/人・日)	0.77	0.78	0.81	0.99	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	
9. し尿処理量	(kℓ/日)	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
10. 浄化槽汚泥量	(kℓ/日)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
11. 要処理量	(kℓ/日)	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	
12. 計画処理量	(kℓ/日)	—	—	—	—	—	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	

資料4 用語解説

【ア～オ】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、ごみ、し尿、浄化槽汚泥等のことをいいます。事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物と、一般家庭の日常生活から生じる家庭系一般廃棄物に区別されます。

SDGs

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

【カ～コ】

家電リサイクル法

製造業者、輸入業者、小売業者、消費者の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン）を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。

拠点回収

公共施設等に常設されている回収箱などで資源等を回収することをいいます。

グリーン購入法

平成13年4月より、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）が全面施行されました。

「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際、購入の必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいいます。

この法律は、国等の機関にグリーン購入の取り組みを義務づけるとともに、地方公共団体、事業者、国民もグリーン購入に努めるべきことを定めています。製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負

荷が少ないものを優先的に購入するよう努めるものとしています。

原単位

一単位あたりの数量を示す数値。単位には金額や重量など様々なものが使われています。

本資料では、1人1日あたりのごみ排出量をごみ排出量の原単位として扱っており、ごみ排出量を各年度人口及び365（もしくは366）日で割ったものを用いています。

ごみ組成調査

ごみの中に、どんな種類のごみが、どれだけ含まれているかを測定する調査です。

【サ～ソ】

最終処分

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分され、これを最終処分といいます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。

再生利用・再利用

どちらも一度使われたものを再度活用することですが、再生利用は廃棄物を素材として利用することに対して、再利用は廃棄物を同じ形で利用することを指します。

再生利用量

集団回収や拠点回収などで集められた資源ごみで直接再生利用ルートに乗るものなど直接再生利用される量とリサイクル施設などの中間処理施設で処理された後に発生する処理残さのうち再生利用される量を足し合わせた量をいいます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び政令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいいます。

残渣

何かを取り除かれた後に残っているもののことを指します。

三成分

ごみの三成分とは、水分、灰分、可燃分の三つを指します。

市街化区域

積極的に住宅や店舗などを建てる地域で、おおむね10年以内に市街化を図る地域で、この地域には、用途地域を必ず定める必要があります。

資源有効利用促進法

平成3年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成12年に制定された法律です。

①事業者による製品の回収・リサイクル対象の強化、②製品の資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行なうことにより循環型経済システムの構築を目指すものとしています。

集団回収

自治会、婦人会、PTA、老人会、子ども会その他地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらう回収方法のことをいいます。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会

の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。

製品の製造から排出まで生産者が一定の責務を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、①廃棄物等の「発生抑制（リデュース）」、②使用済み製品をそのまま使う「再使用（リユース）」、③廃棄物等を原材料として利用する「再生利用（リサイクル）」、④廃棄物等を熱を得ることにより利用する「熱回収」、⑤廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記しています。

消費期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のことで。

賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずに美味しく食べられる期限」のことで。

食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者各主体の役割に応じた再生利用等の実施、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律です。

食品ロス

本来ならば食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

生活排水

水質汚濁防止法（1970）によれば、「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）」と定義されています。生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水といいます。

【タ～ト】

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないようにする処理です。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

長寿命化

消耗品やインフラ（生活や産業の基盤となる設備・施設）などの耐久性を向上させ、長持ちさせることをいいます。

都市計画区域

都市計画法という法律によって、都道府県知事や国土交通大臣が指定するエリアのことです。都市計画区域は、「市街化区域」と「市街化調整区域」「非線引き区域」に分けられます。

【ハ～ホ】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律です。この法律では、廃棄物を「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に分類しています。廃棄物の処理については、産業廃棄物は排出事業者が処理責任をもち、事業者自らか、または排出事業者の委託を受けた許可業者が処理します。一般廃棄物は市町村が処理の責任をもつこととなっています。

フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカー等から寄付を受け、福祉施設等へ無償提供する活動のことをいいます。

フードドライブ

家庭で余った食料品を学校や職場などに集約して、これをフードバンクや慈善団体などに寄付する活動のことをいいます。

【ヤ～ヨ】

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量および再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者の分別排出、市町村の分別収集、製造、販売事業者の再商品化の実施という役割分担を定めた法律です。

【ラ～ロ】

リサイクル

廃棄物を再利用することをいいます。原材料として再利用するマテリアルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクルがあります。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制することをいい、リユース、リサイクルよりも優先されます。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造、販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるまで全ての段階での取組みが求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組みが求められます。

リユース

一旦使用された製品や部品、容器等をそのまま、もしくは修理などを施したうえで再び使用することをいいます。